

第11次 宮崎市農林水産業振興基本計画

40万人県都を支える基幹産業としての農林水産業の発展と
持続的な生産活動を支える環境づくりを目指して



平成24年3月

宮 崎 市

ごあいさつ

40万人県都を支える基幹産業としての

農林水産業の発展と持続的な生産活動を支える

環境づくりを目指して



本市は、平成22年3月に清武町と合併し、人口40万人の新宮崎市として、新たなスタートをきりました。県内において、政治、経済、文化、学術の中核をなす本市が、県内市町村のリーダー役として、期待され信頼される県都になるためには、40万人すべての市民がスクラムを組み、あらゆる課題に対応しながら、更なる発展を目指していかなければなりません。

そのため、農林漁業者のみならず、すべての市民が誇れる基幹産業としての農林水産業の継続的な発展と農山漁村の更なる活性化を図るため、平成24年度から平成28年度までの5か年を計画期間とした「第11次宮崎市農林水産業振興基本計画」を策定いたしました。

この計画には、農業分野・林業分野・水産分野に加え、各分野に共通の基本目標を定め、6次産業化や農商工連携といった新たな取組についても目標を設定するとともに、110項目程度の数値目標を定め、計画全体を通して、より具体的に進捗状況を把握しやすくしたところです。

現在、国内では、TPP(環太平洋経済連携協定)の交渉参加に向けた議論が活発化しております。内閣総理大臣を本部長として設置された「食と農林漁業の再生推進本部」は、高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じるため、『我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画』を決定し、平成24年度からは、これに基づく各種施策が展開されることとなっております。

本計画も、この国の動きと時を同じくしてスタートいたしますが、今後の本市農林水産業の発展へ向け、相乗効果が生まれることを期待しつつ、これからの情勢も踏まえながら、柔軟に目標数値やアクションプログラムを再検討してまいります。

おわりに、この計画の策定にご協力いただきました宮崎市農林振興・水産振興対策協議会及び18分野の分科会の委員や市政モニター、関係機関・団体の皆様方に心からお礼を申し上げますとともに、今後とも本市農林水産業のさらなる発展に向け、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

平成24年3月

宮崎市長 戸 敷 正

～ 目 次 ～

第 1 章 「第 11 次宮崎市農林水産業振興基本計画」について . . .	1
1. 今後 5 年間に於ける宮崎市農林水産行政の基本的な方針となります!! . . .	1
2. 関連する各種計画との整合を図り策定しました!!	2
3. 関係者の幅広いご意見をいただきました!!	4

第 2 章 宮崎市及び宮崎市の農林水産業の現状について	6
1. 宮崎市について	6
2. 宮崎市の産業について	8
3. 宮崎市の農林水産業について	9

第 3 章 基本理念と農林水産業共通分野	16
--------------------------------	----

第 11 次宮崎市農林水産業振興基本計画の基本理念
40 万人県都を支える基幹産業としての農林水産業の発展と 持続的な生産活動を支える環境づくりを目指して

共通基本目標 1 新たな連携や経営の多角化により儲かる仕組みを創造しよう!! . . .	18
(1) 6 次産業化への取組を推進します!!	18
(2) 農商工連携の取組を推進します!!	19
1) 農商工連携による新商品・新サービスの開発の推進	19
2) 既存農業者との連携による他産業からの農業参入の推進	20
(3) 新たな生産技術の導入を推進します!!	21
(4) 「食育」の活動を推進します!!	22
(5) 「地産地消」の取組を推進します!!	24
(6) 再生可能エネルギーや未利用バイオマスの利活用についての検討を進めます!! . . .	25

共通基本目標 2 ブランドの確立と積極的な PR により更なるファン拡大に努めよう!!	26
(1) 「みやざきブランド」の確立と PR に努めます!!	26
1) 各種ブランド品目の育成	26
2) 積極的な PR	27
(2) 生鮮食料品等の市場流通の円滑化を図り、安定供給に努めます!!	28

農業分野の基本理念
高い信頼と誇りに満ちた『魅力ある産業』としての農業の確立を目指して

基本目標 1 農業者の“きずな”づくりによる持続的な農業生産を推進しよう!! . . .	38
(1) 農業者相互の連携による大きな枠組みでの営農を推進します!!	38
1) 生産施設整備や共同利用機械導入に向けた取組の推進	38
2) 集落営農を見据えた段階的な話し合い活動の推進	39
(2) 耕畜連携（耕種農家と畜産農家のつながり）をさらに進めます!!	40
1) 家畜排せつ物の適正処理による良質な堆肥の生産と 健全な土づくりによる生産性の向上	40
2) 飼料用稲等の生産拡大による安全な粗飼料の確保	41
基本目標 2 あらゆる危機事象への対応を強化しよう!!	42
(1) 自然災害への対応を強化します!!	42
1) 台風、大雨、新燃岳噴火に伴う降灰などによる農産物への被害対策	42
2) 災害に強い農村づくり	42
(2) 家畜伝染病防疫への対応を強化します!!	43
(3) 病虫害への対応を強化します!!	44
(4) 有害鳥獣への対応を強化します!!	46
(5) 燃油高騰への対応を強化します!!	47
(6) 資材高騰への対応を強化します!!	48
基本目標 3 地域の将来を見据えた意欲ある多様な担い手を確保・育成しよう!! . . .	49
(1) 認定農業者の確保・育成に努めます!!	49
(2) 農業法人の育成・支援に努めます!!	50
(3) 多様な新規就農者の確保・育成に努めます!!	51
1) 独立経営を目指す者への就農支援	51
2) 法人就農を目指す者への就農支援	51
3) 「宮崎市SAP会議」への活動支援	52
(4) 安定した家族経営と円滑な事業継承に努めます!!	53
1) 家族経営協定の締結推進	53
2) 農業者年金制度への加入推進	54
(5) 女性農業者による活動を応援します!!	55
(6) 高齢農業者の豊富な知識や知恵を活かす取組を推進します!!	57
(7) 先駆的農業者の豊富な知識と優れた技術を次世代に継承します!!	57
基本目標 4 ニーズに即応した安全・安心で安定的な生産活動を推進しよう!! . . .	59
(1) 消費者や実需者に信頼される安全・安心対策に努めます!!	59
1) 農薬の適正使用と「ポジティブリスト制度」の遵守	59
2) 「食品のトレーサビリティ」への取組の推進	59

3) 環境保全型農業の推進	6 1
(2) 品目ごと用途ごとの販売戦略を検討していきます!!	6 2
(3) 畑作物の生産振興を図ります!!	6 3
(4) 特色を活かした農畜産物の生産振興を行います!!	6 4
1) 普通作物・工芸作物・飼料作物	6 4
2) 園芸作物	7 0
3) 畜産	7 6

基本目標 5 持続的な生産を支える基盤整備と施設の適切な維持管理を図ろう!!	8 1
(1) 優良農地の確保に努めます!!	8 1
(2) 耕作放棄地の解消と未然防止に努めます!!	8 2
(3) 次代を担う農業経営体への農地集積を加速化させます!!	8 3
(4) 農業の持続的発展を支える生産基盤の整備に努めます!!	8 4
1) 農業用水の安定供給と畑作かんがい営農の推進	8 4
2) 多様な農業の発展を支える生産条件の強化	8 5
(5) 土地改良施設の維持管理に努めます!!	8 6

基本目標 6 豊かな農村環境の保全と特長ある農村景観を創出しよう!!	8 7
(1) 豊かな農村環境づくりを推進します!!	8 7
(2) 特長ある農村景観の保全・創出に努めます!!	8 9
(3) 体験型農業への取組を応援します!!	9 0
(4) 市民農園の利用向上を図ります!!	9 1

第5章 林業分野 9 2

林業分野の基本理念
市民の快適な生活環境を守り、人と産業を育む豊かな森林づくりを目指して

基本目標 1 快適な生活環境を守る「豊かな森林づくり」を進めよう!!	9 4
(1) ニーズに応えた多様な森林づくりを推進します!!	9 4
1) 機能区分に応じた森林施業	9 4
2) スギ花粉抑制対策の推進	9 5
3) 森林環境・森林レクリエーション施設の機能充実	9 6
(2) 適正な森林管理を推進します!!	9 8
1) 森林計画制度に即した森林整備の推進	9 8
2) 森林施業の推進	1 0 0
3) 市有林の適正な管理	1 0 1
(3) 安全・安心な森林づくりを推進します!!	1 0 2
1) 森林の保全	1 0 2
2) 林野火災防止対策の推進	1 0 3
3) 海岸松林保全対策の推進	1 0 4
4) 野生鳥獣被害防止対策の推進	1 0 5

基本目標 2 国産材時代を築く「活気ある木材産業づくり」を進めよう!!	106
(1) 持続可能な林業経営を推進します!!	106
1) 森林施業の集約化の推進	106
2) 路網整備の推進	107
(2) 競争力のある木材産業を構築します!!	108
(3) 地元産材の需要拡大を推進します!!	108
(4) 特用林産物を振興します!!	110

基本目標 3 林業・木材産業を担う「意欲ある人づくり」を進めよう!!	111
(1) 林業の担い手の育成・確保を図ります!!	111
(2) 林業事業体・経営体を育成します!!	112
(3) 森林ボランティアを育成します!!	113
(4) 森林環境教育を推進します!!	114

第6章 水産業分野 115

水産業分野の基本理念
安全・安心な水産物を供給する「元気あふれる水産業」の確立を目指して

基本目標 1 つくり育て管理する漁業を推進しよう!!	122
(1) 資源の保護・増殖を図ります!!	122
(2) 漁業環境の保全を図ります!!	123

基本目標 2 漁業経営の安定を図り、担い手を育成しよう!!	124
(1) 安定した漁業経営の確立に努めます!!	124
(2) 漁協の経営基盤の強化を図ります!!	125
(3) 活力ある地域づくりを図ります!!	126
(4) 漁業を担う人づくりに努めます!!	127

基本目標 3 漁業基盤施設の整備を推進しよう!!	128
(1) 漁港機能の維持充実を図ります!!	128
(2) 漁業施設の整備を図ります!!	129

基本目標 4 河川の自然環境を守り、恵み豊かな内水面の漁業振興を図ろう!!	130
(1) 資源の保護・増殖を図ります!!	130
1) 資源の保護・増殖	130
2) 外来魚や有害鳥獣からの被害軽減	131
(2) 河川環境の保全を図ります!!	132
1) 河川浄化の意識啓発	132
2) 水産動物の生態系保全	133
3) 疾病等の防疫対策	134
4) 森林環境の保全	135

第1章 「第11次宮崎市農林水産業振興基本計画」について

1. 今後5年間における宮崎市農林水産行政の基本的な方針となります!!

本市では、農林水産業振興に係る基本的な計画として、昭和33年から概ね5年ごとに農林水産業振興基本計画を策定してきております。

策定年月	宮崎市におけるこれまでの中長期計画の変遷
昭和33年 3月	(第1次) 農林水産業振興基本計画
昭和41年12月	(第2次) 農林水産振興五ヶ年計画
昭和46年 4月	(第3次) 新農林水産基本計画
昭和51年12月	(第4次) 農林水産振興基本計画 ～農林水産業の明日を築く～
昭和57年 3月	(第5次) 農業振興基本計画 ～地域農業の発展をめざして～
昭和61年12月	(第6次) 宮崎市農業振興基本計画 ～創意と計画性に基づく新しい農業・農村を求めて～
平成 4年 3月	(第7次) 農林水産業振興基本計画 ～21世紀へのステップ 活力ある農山漁村の創造をめざして～
平成 9年 3月	(第8次) 農林水産業振興基本計画 21世紀農林水産ビジョン ～潤いのある経営と生活環境の創出をめざして～
平成14年 3月	第9次宮崎市農林水産業振興基本計画 ～21世紀に対応した宮崎らしい農林水産業の展開を目指して～
平成19年 3月	第10次宮崎市農林水産業振興基本計画 ～新市の豊かな資源を活用した新たな農林水産業の展開を目指して～

平成23年度までの5年間は、平成19年3月に策定した「第10次宮崎市農林水産業振興基本計画」に基づき、新市の豊かな資源を活用した新たな農林水産業の展開を目指して、各種施策を実施しながら、農林水産業の振興並びに農山漁村の活性化を図ってまいりました。

しかしながら、農業分野では、燃油・飼肥料を始め、ハウス建設用鉄骨資材など、ほとんどの生産資機材の価格が高騰したことによるコスト高に加え、経済低迷によるデフレ傾向の影響を受けて農産物の価格が低迷している上、家畜伝染病「口蹄疫」や「高病原性鳥インフルエンザ」の発生や感染拡大、更には平成23年3月に発生した東日本大震災や福島原子力発電所による放射能汚染問題に起因する風評被害を含めた影響などもあり、農業者の所得の確保は極めて困難な状況となっています。

また、林業分野では、国内における木材需要が減少する中、平成18年度以降、木材総需要量に占める国産材利用量の割合は上昇傾向となっていますが、林業所得の減少や森林所有者の経営意欲の低迷、国産材の流通構造の改革の遅れなどにより、森林・林業は依然として厳しい状況となっています。

さらに、水産業分野においても、資源の減少や魚価の低迷に加え、燃油や漁業資材の高騰による収益率の低下で厳しい経営状況が続いており、これを解決するため漁業経営の効率化や収益性を向上するための取組も行っていますが、漁業の担い手不足や高齢化といった漁業の将来に関わる深刻な問題も抱えています。

このような大変厳しい情勢の中ではありますが、国民の食卓や生活を豊かにするために、本市農林水産業は国内有数の重要な地位にあり、今後とも永続的に継承・発展させていく必要があります。

この「第11次宮崎市農林水産業振興基本計画」は、本市の農林水産業や農山漁村における新たな課題に対応しつつ、農林漁業者の経営向上はもちろんのこと、国土・景観の保全など農林水産業が併せ持つ多面的機能の効用を最大限に発揮させるため、本市農林水産行政の基本的な方針として策定するものです。

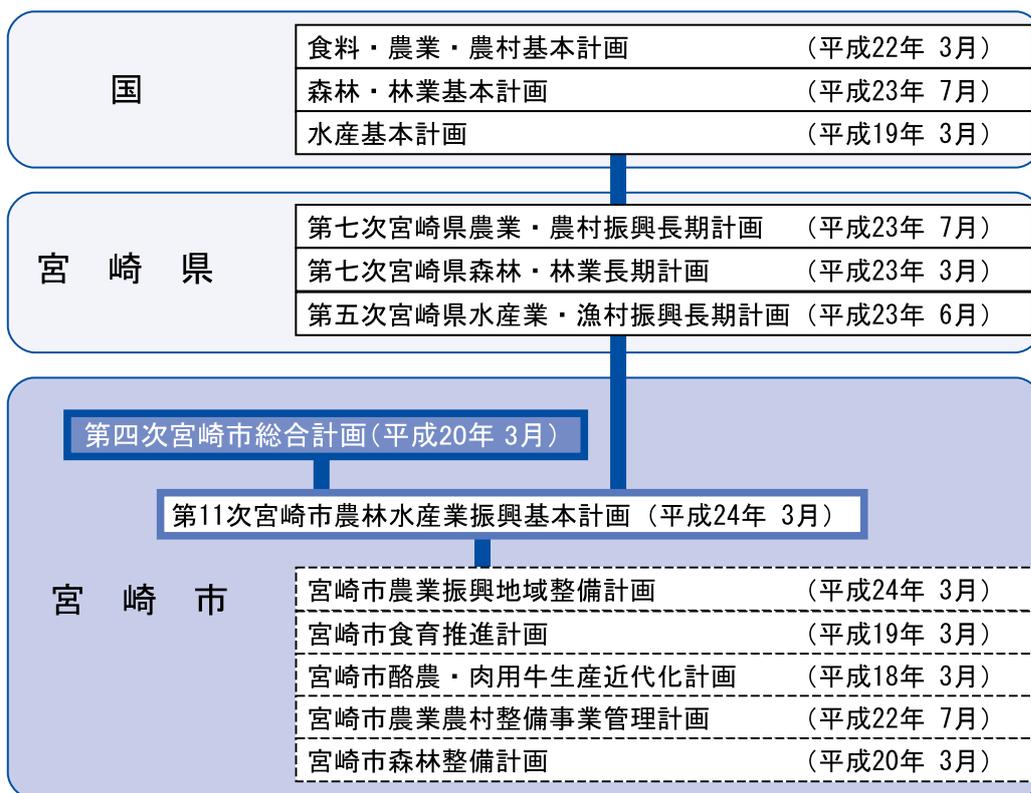
なお、本計画の計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5か年間としています。

2. 関連する各種計画との整合を図り策定しました!!

本計画は、上位計画である「第四次宮崎市総合計画」（平成20年3月策定、計画期間：平成20年度～平成29年度）における農林水産業分野の振興計画として位置付けており、当該総合計画との整合性を考慮しました。

また、国における「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月閣議決定）、

「森林・林業基本計画」（平成23年7月閣議決定）、「水産基本計画」（平成19年3月閣議決定）や、宮崎県における「第七次宮崎県農業・農村振興長期計画」（平成23年7月策定）、「第七次宮崎県森林・林業長期計画」（平成23年3月策定）、「第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画」（平成23年6月策定）など、国県やその他生産者団体など関連機関・団体等の中長期計画との整合性についても考慮しながら策定しました。



(1) 第四次宮崎市総合計画

第四次宮崎市総合計画は、平成20年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とするこれからのまちづくりの基本方針を示したものです。そのため、10年後に実現を目指すまちの将来像を示した「基本構想」と、その基本構想の実現のために何をすべきか、具体的な取組を示した「基本計画」を定めています。

第四次宮崎市総合計画

将来の都市像

活力と緑あふれる太陽都市…みやざき… ～次世代につなぐまちづくり～

自治の運営に関する基本目標 [共通目標]

基本目標 1 市民が主体となったまちづくりと効率的で信頼される行財政運営
まちづくりの方向に関する基本目標

基本目標 2 自然と共生し快適に暮らせるまち

基本目標 3 とともに支え合い、安全で、安心して暮らせるまち

基本目標 4 活気があふれ、いきいきと働けるまち

基本目標 5 郷土を誇りに思い、心豊かな人が育つまち

第四次宮崎市総合計画における基本計画のうち農林水産業に関連する個別目標

基本目標 2 自然と共生し快適に暮らせるまち

重点目標 2-1 自然環境や景観を大切にしているまち

個別目標 2-1-5 農村環境が良好に保たれている

【個別目標を達成するための基本的な考え方】

農村環境を良好に保全していくためには、市民が自然や農村と親しむ機会を増やし、農村環境の重要性についての理解を深めるとともに、農村地域が主体となって集落環境を維持し発展させていく仕組みづくりが重要となります。

一方で、こうした自然・農業体験の受け皿となる農村集落部では、担い手の高齢化や後継者不足が著しい状況にあります。子どもたちや都市の人々に感動体験を与えられるよう自然体験をはじめ、食、工芸などの農業文化体験の場づくり、農村環境改善を通じた農業農村の活性化を図るなど、地区住民が主体となった地域活性化の取り組みを進めていきます。

基本目標 4 活気があふれ、いきいきと働けるまち

重点目標 4-1 宮崎の特色を活かした産業のあるまち

個別目標 4-1-1 魅力ある農林水産物が安定的に生産・供給されている

【個別目標を達成するための基本的な考え方】

平成18年1月の合併後の農業産出額や生産農業所得は、全国市町村の中でもトップクラスとなり、多くの魅力ある農林水産物が生産・供給されています。

このような中、安全・安心で、高品質な農畜産物の安定供給と積極的な情報発信を推進するために、農林水産業振興基本計画に基づき各種施策の展開を図ります。

農業分野においては、農畜産物の安定した生産と供給ができるように、認定農業者など意欲ある多様な担い手を育成し、農地の利用集積などを行います。また、安全・安心な農畜産物の生産のため、「ポジティブリスト制度」の遵守や「トレーサビリティ」の取り組みを進め、積極的な情報発信ができるように、個性豊かな産地を育て、みやぎきブランドの確立を目指します。

林業分野においては、人と産業をはぐくむ豊かな森林づくりを目指し、活気ある木材産業づくりを支援します。水産分野においては、安全・安心な水産物が供給できるように、安定した漁業経営の確立を支援します。

また、近隣で生産される多くの農産物や水産物、花きの流通拠点となっている中央卸売市場は、安全で安心な生鮮食料品等の安定供給に努めるとともに、市場関係者一体となって、市民に市場の役割や目的を理解してもらえる機会の創出に努め、市場活性化を図っていきます。

※ 平成24年度に後期計画（H25～H29）を検討し、一部見直すことを予定しています。

（2）『我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画』

高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じるため、内閣総理大臣を本部長として平成22年11月26日に設置された「食と農林漁業の再生推進本部」は、平成23年10月25日に『我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画』を決定しました。

それには、農林漁業再生のための7つの戦略と行動計画（今後5年間の工程表）が盛り込まれておりますが、TPP（環太平洋経済連携協定）への交渉参加を含め、今後の政府の動向いかんによっては、本計画の内容にも大きく影響を受けることが予想されます。

現段階では、財源の裏付けなど未確定事項も多い中での方針決定に留まっており、本計画の検討段階においては、この内容を十分に反映できておりませんが、今後、具体的な国の政策が明らかになった段階において、再度、数値目標等を検討し、適宜見直しを行ってまいりたいと考えています。

3. 関係者の幅広いご意見をいただきました!!

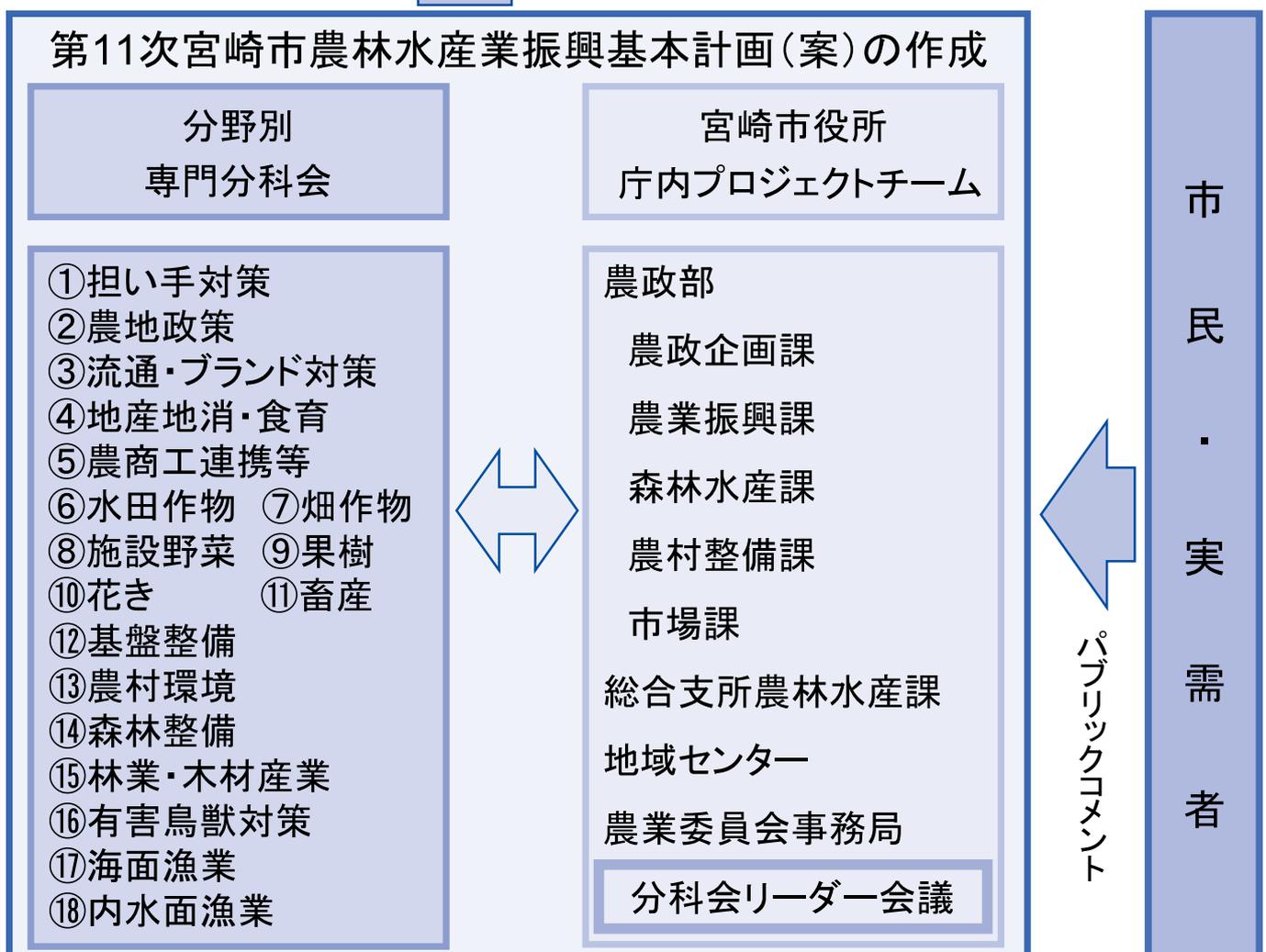
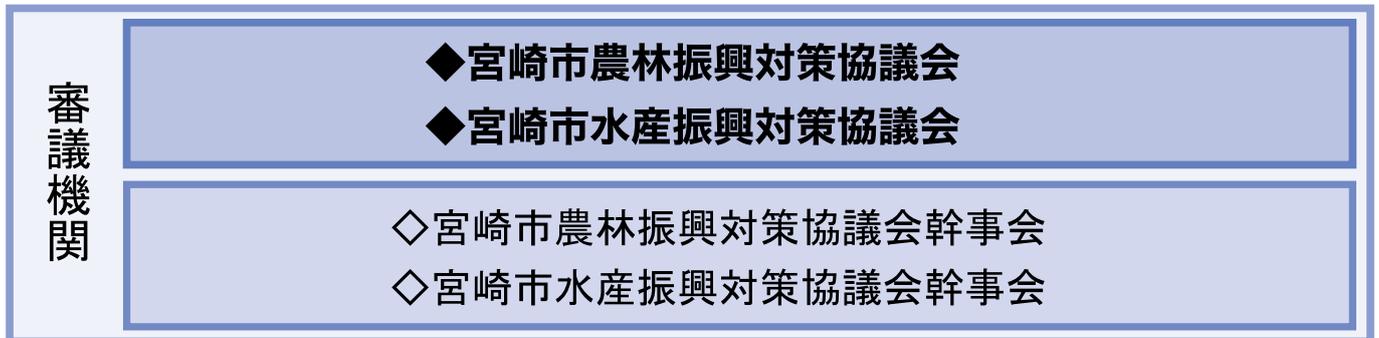
本計画の策定に当たっては、有識者や関係機関・団体の長などで組織する宮崎市農林振興対策協議会と宮崎市水産振興対策協議会を計3回開催して、検討を行いました。

また、農林水産業を18の分野に分け、それぞれに分科会を設けて、市内の農林漁業者等の代表者や県、農林漁業者団体等にも参画いただき、生産者又は有識者の立場から、たくさんのご意見をいただきました。

さらには、平成23年7月に市政モニターに市民アンケート『食と農林水産業に関する市民意識調査』を行ったほか、平成24年1月にパブリックコメントも実施して、生産者のみならず、消費者の立場からも、広く市民にご意見を頂戴しました。

『第11次宮崎市農林水産業振興基本計画』策定に伴う検討体制

第11次宮崎市農林水産業振興基本計画



第2章 宮崎市及び宮崎市の農林水産業の現状について

1. 宮崎市について

(1) 沿革

宮崎市は、大正13年4月1日に宮崎郡宮崎町、大淀町および大宮村の廃置分合を行い、市制を施行しました。市制施行当時は、面積45.15平方キロメートル、人口は42,920人の田園都市でしたが、その後、昭和7年4月に檜村を、昭和18年4月に赤江町を、昭和26年3月に瓜生野、木花、青島、倉岡の4村を、昭和32年10月に住吉村を、そして昭和38年4月には生目村を編入合併し、宮崎県都として産業、教育、文化、交通その他あらゆる面にわたって発展を遂げてきました。

古代日本の神話と伝説に富む本市は、昭和40年12月に「日本のふるさと観光文化都市」を宣言し、また昭和41年2月11日には、この歴史につながる縁によって、橿原市と姉妹都市の盟約を結んでいます。

また、「太陽と緑」に象徴される本市は、南北に約36kmに渡る海岸線を有し、太平洋に沿って流れる黒潮によって温暖な気候風土に恵まれ、美しい松の大樹海の一ツ葉海浜をはじめ、亜熱帯植物の繁茂する青島から堀切峠、いるか岬につらなる風光は南国的色彩に富んでいます。昭和63年には「宮崎・日南海岸リゾート構想」が国のリゾート法の第1号の適用を受けるなど、これまでホスピタリティ豊かな国際リゾート都市を目指してきました。

平成10年4月1日、政令指定都市に準ずる権限をもつ中核市に移行し、平成18年1月1日に近隣の佐土原、田野、高岡の3町を、さらに平成22年3月23日には清武町を編入合併し、現在、人口約40万人、面積644.61平方キロメートルの新宮崎市として、新たなスタートを切りました。

市域の拡大とともに新たな地域資源が加わり、さらなる発展が可能となる一方、合併などを契機とした都市構造・産業構造の変化など、新たな課題に対応していくことも必要となっており、平成20年3月に「第四次宮崎市総合計画」を策定し、目標とする都市像を「活力と緑あふれる太陽都市…みやざき…」として、「次世代につなぐまちづくり」に取り組んでいるところです。

<p>市の木 くすのき</p>  <p>日本古来の木であり、関東以西に広く自生しています。成長するに従い、雄大な重厚さを増す木であり、その姿はあたかも宮崎市の発展を表しているかのようです。</p>	<p>市の花 はなしょうぶ</p>  <p>アヤメ科に属し、現在では 400 種以上の種類があります。5月から6月にかけて新緑を背景に水辺に咲き乱れる風情は私たちに心の落ち着きと日本的な情緒を味わわせ、日本のふるさと宮崎にふさわしい花です。</p>	<p>市の花木 つばき</p>  <p>ツバキ科に属し、日本原産の常緑中高木で、花の少ない1~3月ごろに開花します。日本有数の椿園である椿山森林公園には約1,000種類、48,000本余りのツバキが植栽され、平成15年には国際優秀椿園にも選ばれています。</p>
--	--	---

(2) 位置及び地勢

宮崎市は九州南東部に位置し、地形は北部から西部にかけて丘陵地が連なり、南部は鰐塚山系、双石山系の山地で占められます。市内の北端には一ツ瀬川が、中央部には大淀川、清武川、加江田川などが東流し、広大な宮崎平野を形成して日向灘に注いでいます。東部の海岸は白砂青松の砂浜が続きますが、市南部に位置する青島以南は、山地が海岸まで迫り、複雑な海岸線を呈しています。



方位	地点	経度・緯度
極 東	佐土原町下富田	東経 131° 30′ 21″
極 西	高岡町内山西和石	〃 131° 11′ 21″
極 北	佐土原町上田島巨田	北緯 32° 03′ 57″
極 南	大字内海	〃 31° 43′ 16″
距 離	東西	29.9km
	南北	38.3km

2. 宮崎市の産業について

(1) 市内総生産

平成20年度市町村民所得統計によると、宮崎市の市内総生産（産出額－中間投入額）は約1兆2,772億円となっています。第1次産業（農業・林業・水産業）は約207億円（1.5%）、第2次産業（鉱業・製造業・建設業）は約1,611億円（12.1%）、第3次産業（上記以外の産業）は約1兆1,551億円（86.4%）で、これら全ての産業による総額は約1兆3,370億円（100.0%）となっています。

市内総生産【宮崎市(清武町域含む)】

(単位:百万円)

経済活動の種類	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
農業	20,712	20,382	20,130	19,741	17,944	18,854
林業	1,377	1,465	1,258	1,026	1,061	1,289
水産業	1,619	1,497	1,010	797	778	559
第1次産業(農業・林業・水産業)	23,708	23,344	22,398	21,563	19,783	20,703
第2次産業(鉱業・製造業・建設業)	210,735	223,033	189,951	185,610	172,411	161,149
第3次産業(上記以外の産業)	1,143,967	1,142,543	1,147,573	1,162,972	1,169,723	1,155,107
小計	1,378,410	1,388,920	1,359,922	1,370,145	1,361,917	1,336,959
輸入品に課される税・関税	10,260	10,745	11,396	12,825	13,343	13,471
総資本形成にかかる消費税	▲6,137	▲7,735	▲6,160	▲7,351	▲8,326	▲8,281
帰属利子	▲67,608	▲61,527	▲64,987	▲66,174	▲65,854	▲65,000
市内総生産	1,314,925	1,330,402	1,300,171	1,309,445	1,301,081	1,277,150

平成20年度市町村民所得統計

(2) 産業・年齢・男女別15歳以上就業者数

平成17年国勢調査によると、15歳以上の就業者数は189,125人となっています。

産業別の内訳は、第1次産業が11,572人（6.1%）、第2次産業が32,922人（17.4%）、第3次産業が144,631人（76.5%）となっています。

産業・年齢・男女別15歳以上就業者数

(単位:人)

	総数			15歳～64歳			65歳以上		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
農業	10,932	5,864	5,068	6,585	3,389	3,196	4,347	2,475	1,872
林業	195	164	31	143	118	25	52	46	6
水産業	445	364	81	341	273	68	104	91	13
第1次産業(農業・林業・水産業)	11,572	6,392	5,180	7,069	3,780	3,289	4,503	2,612	1,891
第2次産業(鉱業・製造業・建設業)	32,922	23,903	9,019	31,367	22,766	8,601	1,555	1,137	418
第3次産業(上記以外の産業)	144,631	72,470	72,161	136,524	67,605	68,919	8,107	4,865	3,242
総数	189,125	102,765	86,360	174,960	94,151	80,809	14,165	8,614	5,551

平成17年国勢調査

年齢別には、64歳未満174,960人（92.5%）・65歳以上14,165人（7.5%）となっていますが、第1次産業では64歳未満7,069人（61.1%）・65歳以上4,503人（38.9%）、第2次産業では64歳未満31,367人（95.3%）・65歳以上1,555人（4.7%）、第3次産業では64歳未満136,524人（94.4%）・65歳以上8,107人（5.6%）となっています。

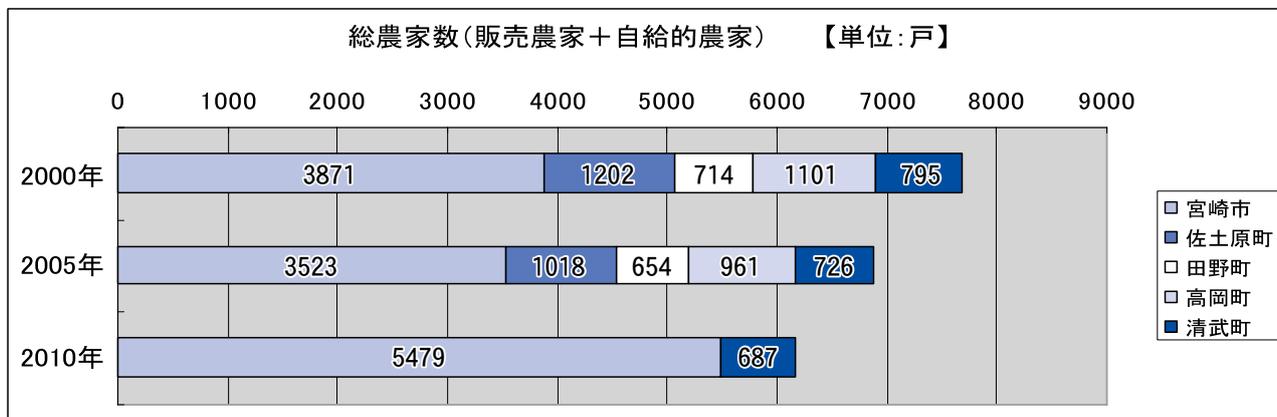
男女別には、男102,765人（54.3%）・女86,360人（45.7%）となっていますが、第1次産業では男6,392人（55.2%）・女5,180人（44.8%）、第2次産業では男23,903人（72.6%）・女9,019人（27.4%）、第3次産業では男72,470人（50.1%）・女72,161人（49.9%）となっています。

3. 宮崎市の農林水産業について

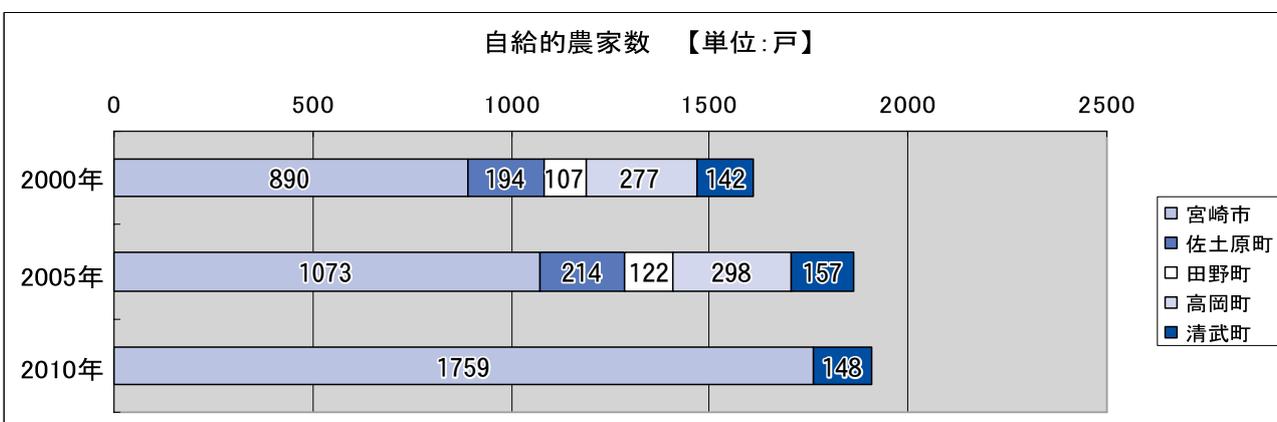
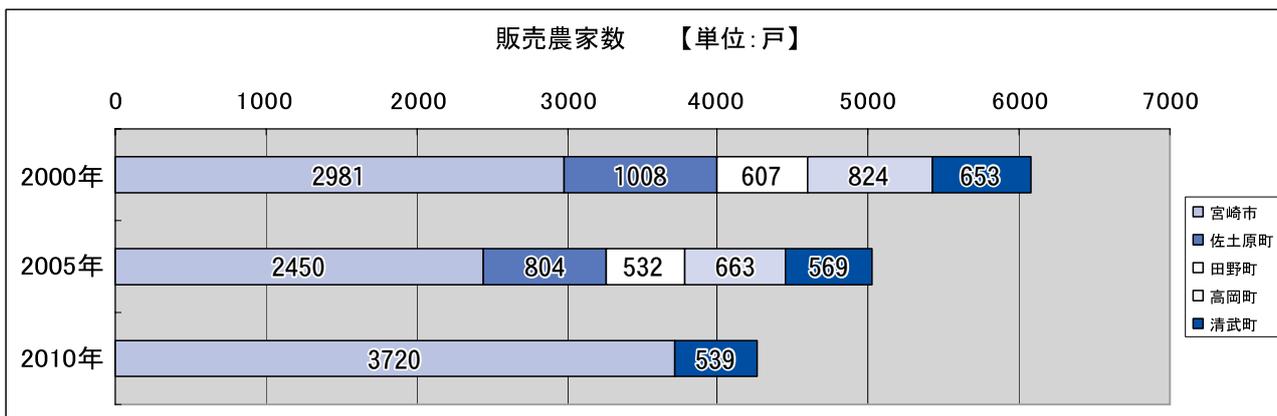
(1) 農業 ～ 2010年世界農林業センサス結果 ～

① 総農家（販売農家・自給的農家）と土地持ち非農家

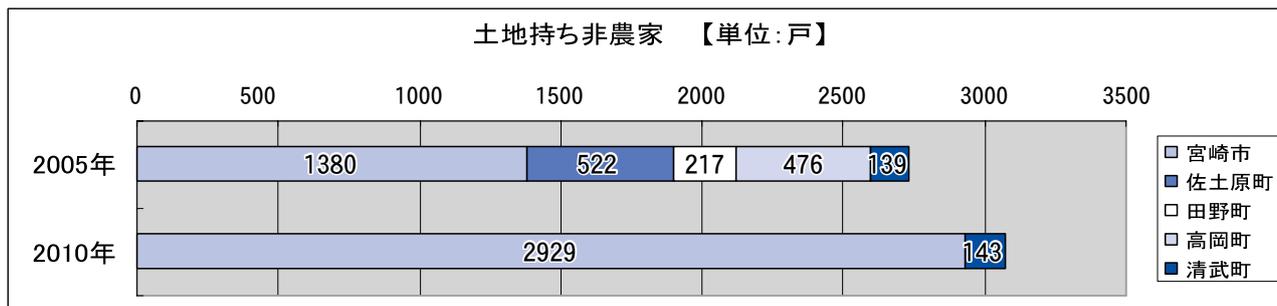
総農家数は6,166戸となり、5年前に比べて716戸（10.4%）減少しています。



このうち、販売農家は4,259戸で759戸（15.1%）減少し、自給的農家は1,907戸で43戸（2.3%）増加しています。

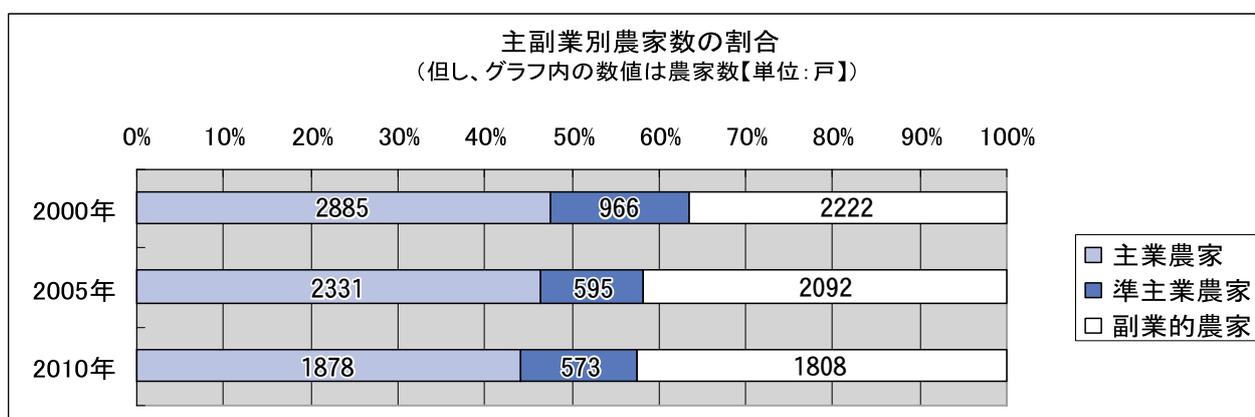


一方、土地持ち非農家数は 3,072 戸となり、5 年前に比べて 338 戸 (12.4%) 増加しています。

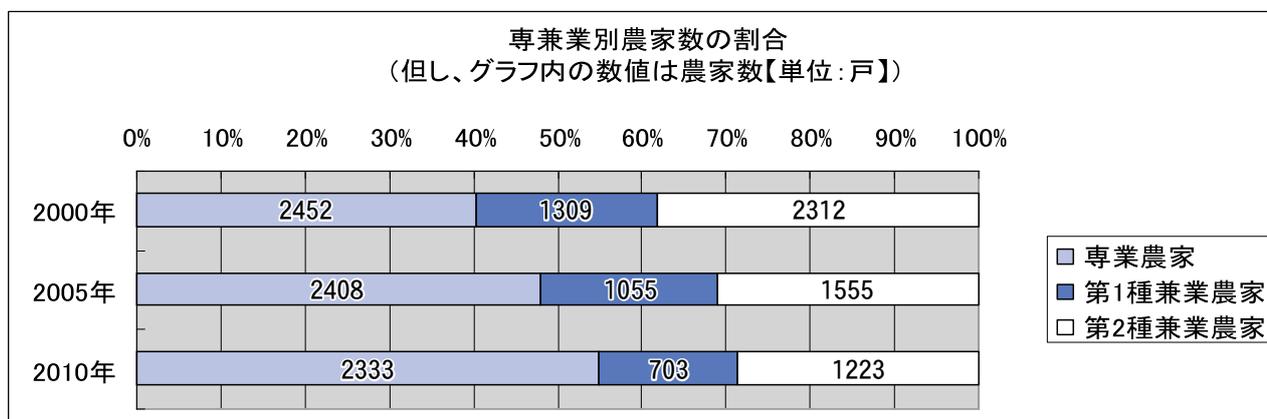


② 主副業別・専兼業別農家数

販売農家を主副業別にみると、主業農家は 1,878 戸で 5 年前に比べて 453 戸 (19.4%) 減少し、準主業農家は 573 戸で 5 年前に比べて 22 戸 (3.7%) 減少しています。また、販売農家に占める構成割合は、主業農家が 44.1%、準主業農家が 13.5%、副業的農家が 42.5% となっています。

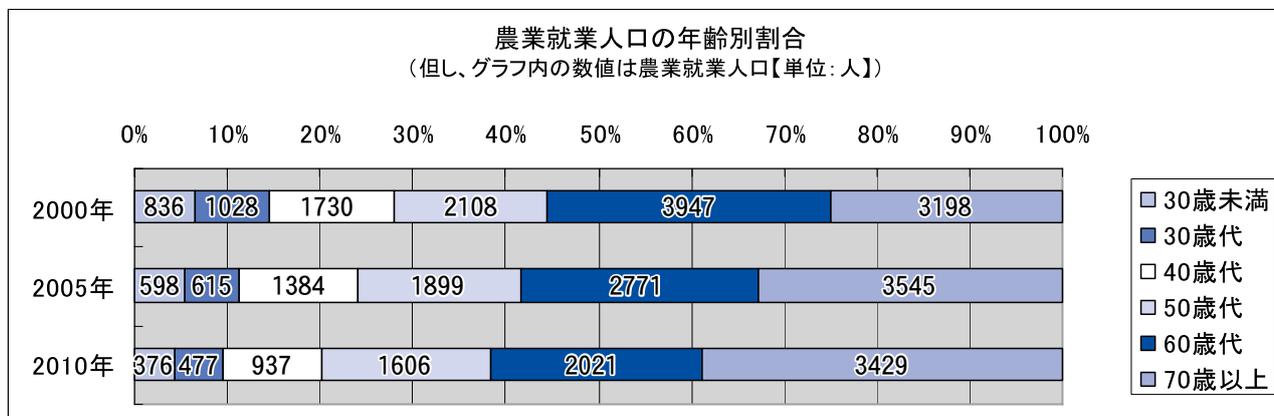


一方、販売農家を専兼業別にみると、専業農家は 2,333 戸で 5 年前に比べて 75 戸 (3.1%) 減少、兼業農家は 1,926 戸で 5 年前に比べて 684 戸 (26.2%) 減少しています。また、販売農家に占める構成割合は、専業農家が 54.8%、兼業農家が 45.2% となっています。



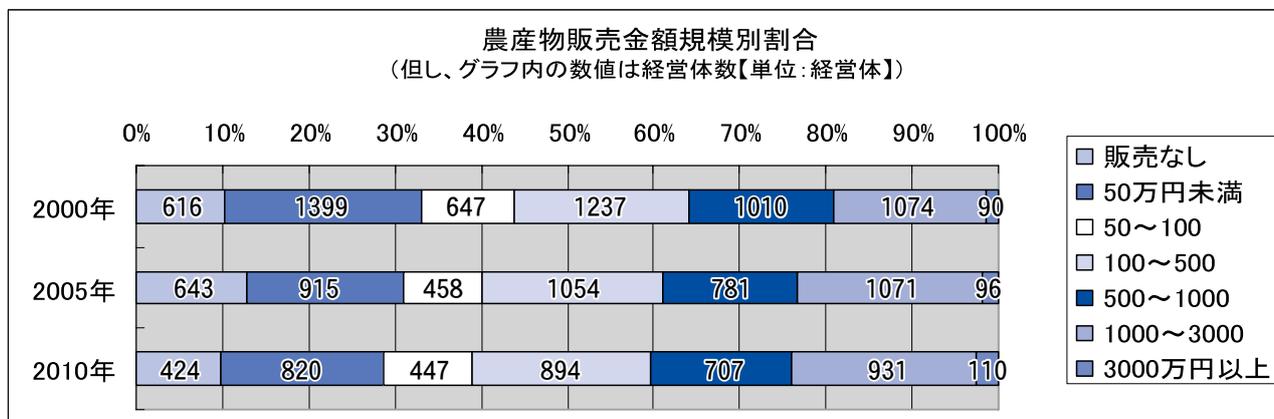
③ 年齢別農業就業人口

農業就業人口は8,846人で5年前に比べて18.2%減少しています。農業就業人口を年齢階層別にみると、70歳以上層は3,429人で全体に占める割合が38.8%となり、5年前に比べて6.0ポイント増加しています。なお、農業就業人口の平均年齢は、旧宮崎市域が62.0歳、旧清武町域が61.9歳となっていることから、市全体では、62歳程度と推測しています。



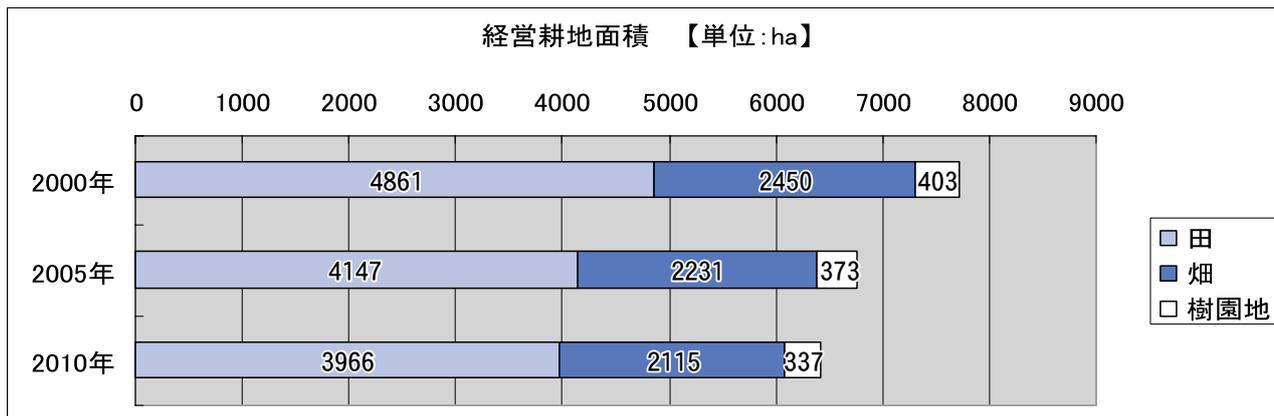
④ 農産物販売規模別経営体数

農業経営体数を農産物販売金額規模別にみると、3,000万円未満層は減少し、3,000万円以上層が増加しています。3,000万円以上層は110経営体（全体に占める割合2.5%）となっており、5年前に比べて0.6ポイント増加しています。

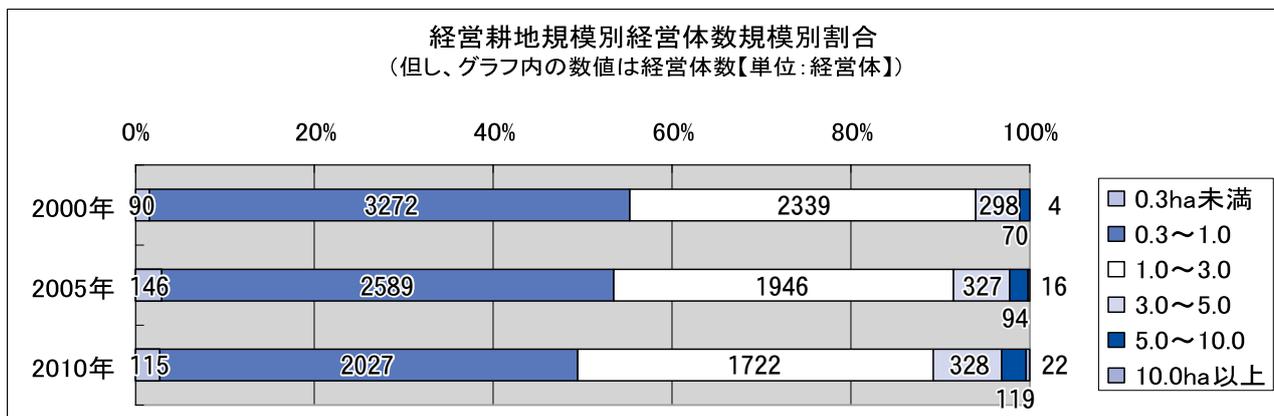


⑤ 経営耕地面積と経営耕地面積規模別経営体数

経営耕地総面積は6,418ha となり、5年前に比べて332ha (4.9%)減少しています。

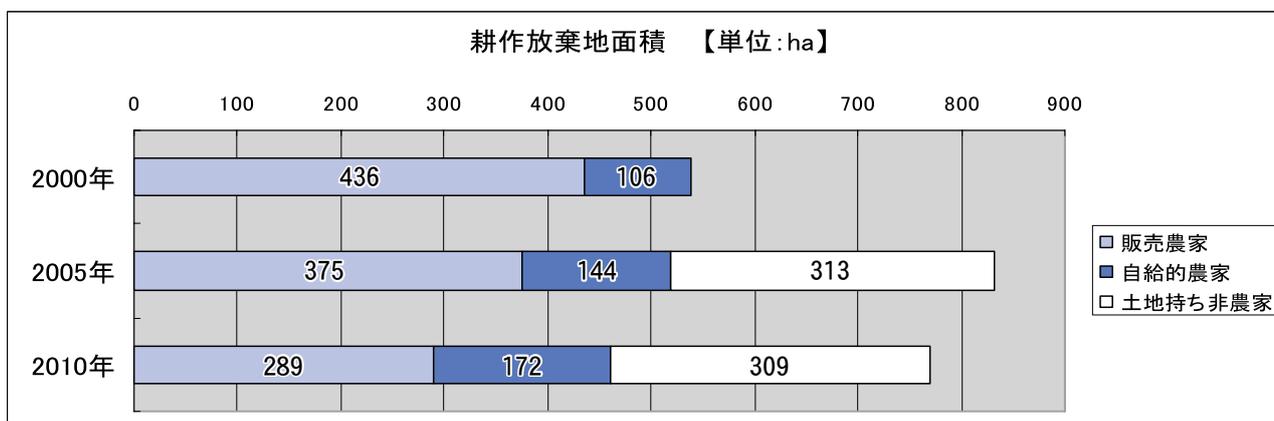


経営耕地面積規模別に経営耕地面積の集積割合をみると、3ha 以上層が469 経営体（全体に占める割合10.8%）となっており、5年前に比べて2.3ポイント増加しています。



⑥ 耕作放棄地面積

耕作放棄地面積は770ha となり、5年前に比べて62ha(7.5%)減少していますが、自給的農家の耕作放棄地面積は19.4%増加し、土地持ち非農家の耕作放棄地面積はほぼ横ばいとなっています。一方、販売農家の耕作放棄地面積は22.9%減少しています。



(2) 林業

① 林家数・経営体数・スギ素材生産量

1ha以上の山林を有する林家は1,410戸で、そのうち3ha以下の林家は1,031戸と全体の73.1%を占めています。また、100haの以上の山林を有する経営体は11あり、全体の10.8%となっています。

○保有山林面積規模別林家数(2010年世界農林業センサス)

単位:戸

区分	計	1～	3～	5～	10～	20～	30～	50～	100～
		3ha	5ha	10ha	20ha	30ha	50ha	100ha	500ha
宮崎	641	451	100	38	34	7	4	2	5
佐土原	103	84	9	9	1	—	—	—	—
田野	181	147	14	8	6	5	—	1	—
高岡	330	251	46	21	7	4	—	—	1
清武	155	98	30	14	4	4	2	2	1
宮崎市	1,410	1031	199	90	52	20	6	5	7

○保有山林面積規模別経営体数(2010年世界農林業センサス)

単位:経営体

区分	計	保有山林なし	5ha	5～	10～	20～	30～	50～	100ha
			未満	10ha	20ha	30ha	50ha	100ha	以上
宮崎	46	3	18	8	4	3	2	1	7
佐土原	3	—	2	1	—	—	—	—	—
田野	14	—	4	2	2	2	1	2	1
高岡	12	2	7	1	1	1	—	—	—
清武	27	—	12	6	1	1	2	2	3
宮崎市	102	5	43	18	8	7	5	5	11

○スギ素材生産量

単位:m³, %

	2005年	2010年	増減数	増減率
全国	13,823,670	15,620,691	1,797,021	13.0%
宮崎県	1,186,558	1,365,343	178,785	15.1%
宮崎市	76,574	79,720	3,146	4.1%

② 林業総生産

林業総生産は847百万円で、第1次産業に占める割合は3.45%、全産業に対して0.06%となっています。

宮崎市総生産と林業総生産(県林業統計要覧 平成22年)

単位:百万円

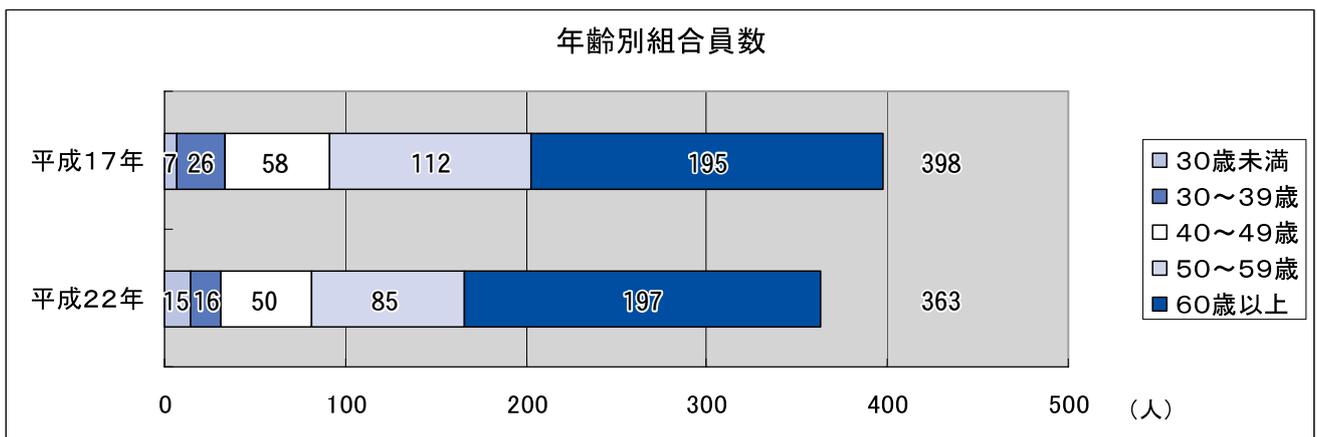
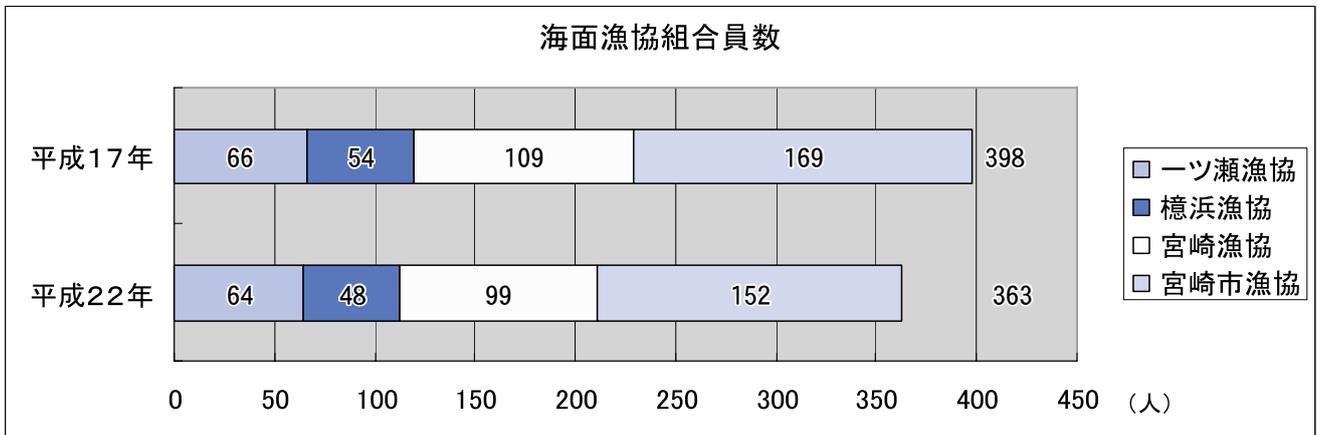
区分	林業	第一次産業	第二次産業	第三次産業	全産業	林業総生産の割合(%)	
						対第一次産業	対全産業
						(A) / (B)	(A) / (C)
宮崎市	847	24,577	155,719	1,099,976	1,319,240	3.45	0.06

※ 林業には狩猟業が含まれます。

(3) 水産業

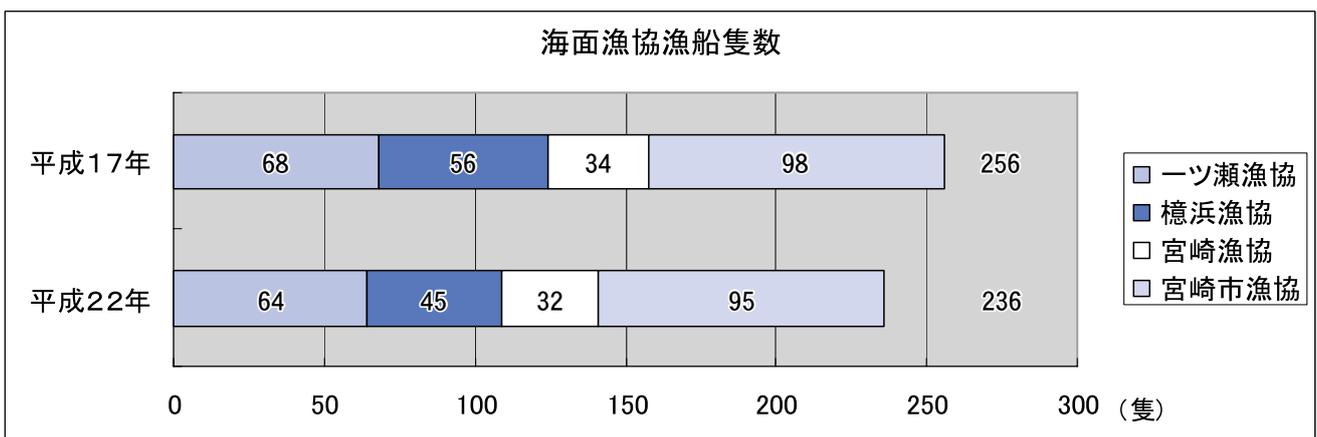
① 海面漁協組合員数

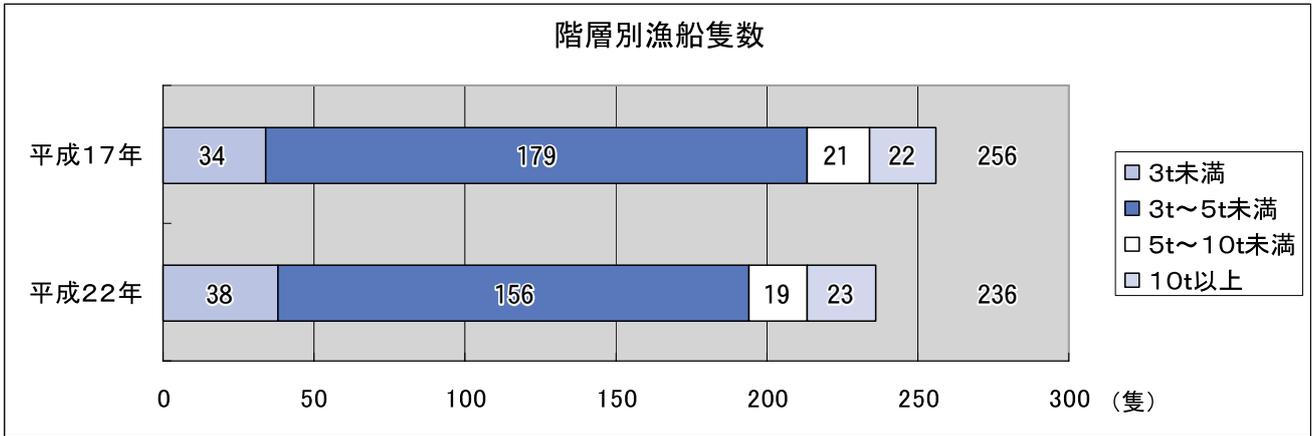
市内4漁協の組合員数は、363人で、5年前に比べて35人(8.8%)減少しています。また、年齢別で比較すると60歳以上の組合員数は197人(54.3%)で、5年前に比べて60歳以上の組合員数は2人増加しており、全体組合員数の減少にあわせて60歳以上の割合は5.3%増加しています。



② 海面漁協漁船隻数

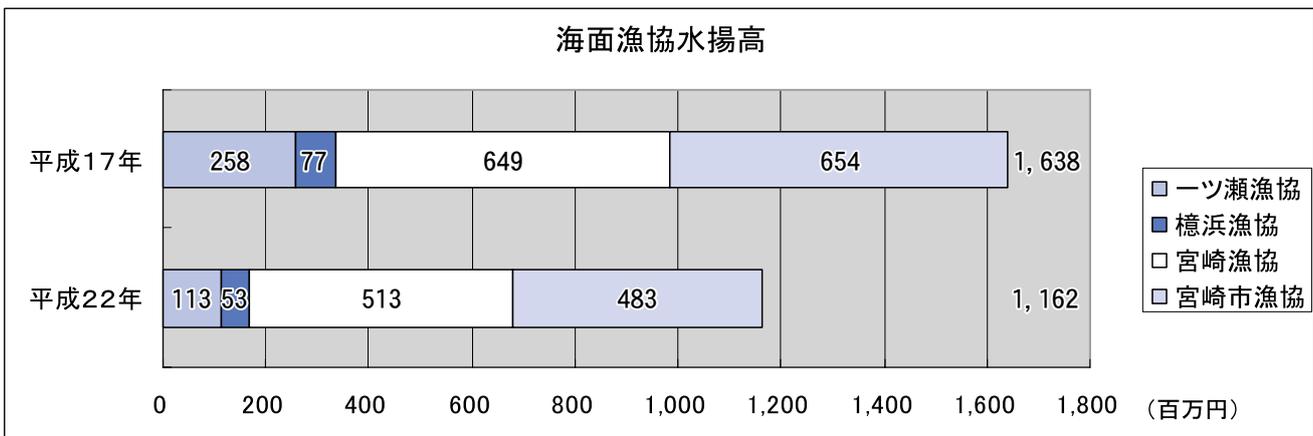
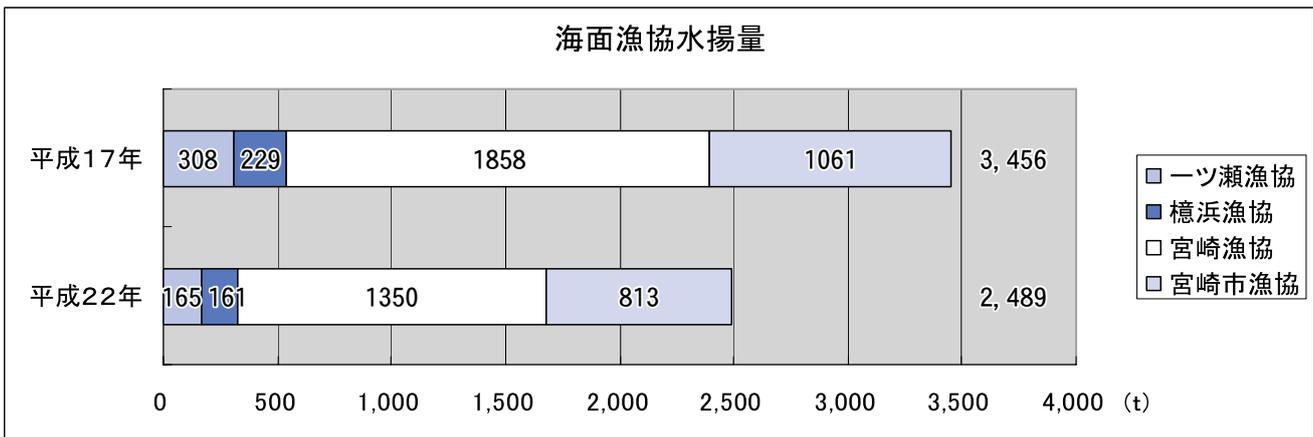
市内4漁協の漁船隻数は、236隻で、5年前に比べて20隻(7.8%)減少しています。また、階層別漁船隻数で見ると236隻のうち5t未満の漁船は、194隻(82.2%)となっており沿岸漁業が中心となっています。





③ 海面漁協水揚状況

市内4漁協の水揚量は、2,489 tで、5年前に比べて967 t（28.0%）減少しています。また、水揚高については、約1,162百万円で、5年前に比べて約476百万円（29.0%）減少しています。



第3章 基本理念と農林水産業共通分野

第11 次宮崎市農林水産業振興基本計画の基本理念

40万人県都を支える基幹産業としての農林水産業の発展と 持続的な生産活動を支える環境づくりを目指して

本市は、佐土原町、田野町及び高岡町並びに清武町との合併により、人口40万人の中核都市となるとともに、地域の特性に応じた実に様々な農業・林業・水産業が展開され、バラエティに富んだ農林水産物が生産される国内有数の産地となっています。

しかしながら、農林水産物やその加工品の輸入量の増加や長引く景気低迷の影響を受けて、農林水産物の価格低迷や資材コストの高騰に起因する農林漁業所得の低下により、農林漁業者数は減少の一途をたどり、今や農林漁業者の努力だけでは、豊かな農山漁村の環境の維持も難しい状況となってきています。

このような中、平成22年度には、家畜伝染病である「口蹄疫」や「高病原性鳥インフルエンザ」が相次いで発生し感染が拡大したことで、農林水産業が停滞したことはもちろんのこと、関連産業を始めあらゆる産業に影響が及び、地域経済のみならず社会経済全体に大きな打撃を与えたことに鑑みると、農林水産業という産業が本市の基幹産業であることを市民全体が改めて再認識する契機となりました。

したがって、農林水産業が40万人県都「宮崎市」を支える基幹産業であることに、農林漁業者だけでなく、市民全体が誇りを持てるように、農林水産業のさらなる発展を目指すとともに、持続的な生産活動を支える豊かな農山漁村の環境づくりを目指していくこととします。

農林水産業共通分野

本市は、農業においては、早くから温室栽培による野菜・果樹・花きや畜産業など、生鮮向けの農畜産物の生産を基盤として発展してきました。

しかしながら、買い手が有利に価格を決定する流通形態が主流となった現在においては、単に規模拡大して大量に生産するという従来の取組だけでは、農業者の所得の確保は難しい状況となってきています。

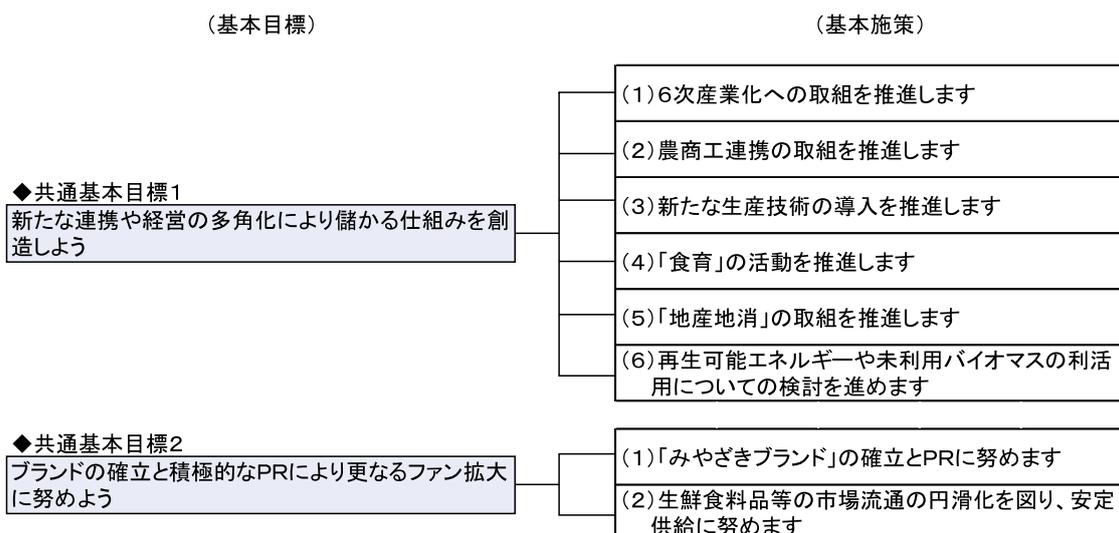
これは、林業・水産業においても同様であり、農林漁業者の所得の確保のためには、作り手・獲り手である農林漁業者自身が有利に価格を決定していくための新たな取組が必要であり、農林水産業の枠組みを超えて他産業のノウハウを取り入れたり、他産業と有機的に連携したりしながら、また、時には消費者や実需者*とも連携しながら、農林水産物やその加工品が素材の魅力を表現できるような商品づくり、いわゆる「発信力のある商品づくり」が重要となってきています。

したがって、第 11 次宮崎市農林水産業振興基本計画においては、農業分野・林業分野・水産業分野に共通の課題である農林漁業者の所得の向上を図るため、次の2つの共通基本目標を定め、農林水産物の付加価値を最大限に向上させる取組を推進します。

共通基本目標 1 新たな連携や経営の多角化により儲かる仕組みを創造しよう！！

共通基本目標 2 ブランドの確立と積極的なPRにより更なるファン拡大に努めよう！！

農林水産業共通分野の施策体系



*** 実需者**

食品製造業や外食・中食産業など、農林水産物を原材料等として仕入れる者を「消費者」と区別して「実需者」という。

(1) 6次産業化への取組を推進します！！

【現状と課題】

農林水産業の6次産業化*については、これまで、一部の農業法人や協同組合など、比較的規模の大きい経営体が自ら取り組んできています。

これらの経営体の牽引にもかかわらず、長引く景気低迷による消費者の低価格志向の高まりや重油等の燃料価格の高騰を受け、農林漁業者全体の所得は低水準で推移しており、この状況が続くと、今後、ますます、農山漁村の活力が低下することが懸念されます。

農林漁業の持続的かつ健全な発展を可能とするためには、個々の農林漁業者が、地元の農林水産物をはじめとした、その地区特有の特産物、景観、水などの豊かな地域資源を有効に活用しながら、経営の多角化や高度化を図り、所得を向上していく必要がありますが、多くの農林漁業者は、高齢化や担い手の減少が進展している中であって、商品の開発、販路及び資金面に不安を持っている状況にあります。

【5年後の目標】

6次産業化の取組事例数	
(平成 22 年度) 0 件	⇒ (平成 28 年度) 25 件
加工や消費者への直接販売に取り組む農林漁業者数	
(平成 22 年度) 28 法人	⇒ (平成 28 年度) 58 法人

【展開する施策】

農林漁業者の所得が向上することを目指し、今後5年間で、多くの農林漁業者が自ら加工・販売に参画できるような仕組みづくりに取り組みます。

- 6次産業化に取り組む農林漁業者を育成支援します。
- イベント、物産展、商談会等への出展を推進し、ビジネスモデルとしてPRします。
- 6次産業化に必要な設備や施設の条件整備を推進します。
- 宮崎大学産学・地域連携センターや宮崎県産業支援財団とのネットワーク形成のためにコーディネート強化を図ります。

*6次産業化

第1次産業(農林水産業)、第2次産業(製造業)、第3次産業(小売業など)の一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。各産業の数字を掛け合わせ、(1×2×3=)6次産業化と呼ばれている。

【モデル事例】

宮崎市漁業協同組合のハモの加工品

青島では、全国的に高級食材として取り引きされるハモが年間を通じて水揚げされることから、宮崎市漁業協同組合は、平成 21 年度にハモの骨切り機を導入して加工商品を開発し、地元の特産品として販売しています。



青島どれのハモを使った加工品

(2) 農商工連携の取組を推進します！！

1) 農商工連携による新商品・新サービスの開発の推進

【現状と課題】

農商工連携*については、これまで農業者や中小企業者を対象とした研修会やグループワーキングを実施し、民間や地域の加工グループによる、地元農産物を使った新たな商品や特産品づくりが展開されています。

これまで以上に「食」の安全性に対する関心が高まる中、中小企業者には、宮崎の農林水産物に対するニーズが強く存在しており、引き続き、農林漁業者と中小企業者のマッチングの機会には重要な意義を持つものと考えられます。

また、本市は、全国有数の食料供給産地ではあるものの、市内に大規模な加工施設がなく、その多くが市外で一次加工されている現状となっており、長年、新たな付加価値を付けて販売する機会を逸している状況となっています。

【5年後の目標】

農商工連携の取組事例数

(平成 22 年度) 5 件 ⇒ (平成 28 年度) 16 件

*農商工連携

農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を越えて協力し、お互いの強みを活かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行う取組のこと。

【展開する施策】

農商工連携については、その取組の余地が大いにあると言えることから、県、研究機関、大学等とも連携を深めながら、今後5年間で、本市の豊富な農林水産資源を活用した商品・サービスの開発の推進に積極的に取り組みます。

- 農商工連携に関する組織体制の検討及び再構築を実施します。
- 各種研修会や講演会を通じた農林漁業者と商工業者のマッチング機能の充実を図ります。
- イベント、物産展、商談会等への出展を促進し、ビジネスモデルとしてPRします。
- 宮崎大学産学・地域連携センターや宮崎県産業支援財団とのネットワーク形成のためにコーディネート強化を図ります。

【モデル事例】

佐土原町商工会（佐土原生姜倶楽部）

佐土原町商工会では、平成 21 年度から地元の生産者と商工業で佐土原特産の生姜を活用した加工品の開発に取り組み、佐土原生姜倶楽部というブランドを立ち上げました。現在、地元商店はもとより、各種イベントにおいて積極的に販売しています。



佐土原特産の生姜を使った加工品

2) 既存農業者との連携による他産業からの農業参入の推進

【現状と課題】

国内経済の低迷や農外企業の経営多角化、農地法の改正による参入規制の緩和などを背景として、IT関連など農業生産への活用を目指す企業と既存農業者との連携の取組など他産業からの農業参入が増えつつあります。

本市農業の発展のため、経営改善を図る認定農業者や、新規就農者、家族経営の法人化、農業法人による規模拡大を図る経営体などだけでなく、先端技術の活用による生産性の向上や加工による付加価値の向上などを目指して他産業から農業への参入を図る経営体を、本市農業の担い手として位置付けることが必要です。

【5年後の目標】

他産業からの参入法人数

(平成 22 年度) 17 法人 ⇒ (平成 28 年度) 29 法人

【展開する施策】

県・JA及び農業委員会など関係機関との連携を図り、既存農業者との協力関係が構築されるような参入を促しながら、他産業からの農業参入に対する支援に努めます。

- 農業参入企業へのパートナー探しに対する支援の仕組みを構築し、助言・指導を行います。
- 本市独自の支援策や補助制度事業の創設を目指します。

【モデル事例】

株式会社 宮崎太陽農園

ソフトウェア開発などを行う株式会社シーイーシー（本社：東京都渋谷区）は、市内の3名の農業者とともに平成 21 年 9 月に「株式会社 宮崎太陽農園」を設立し、約 2.8ha の中期展張ハウスやパック詰めを行うための選果施設などを整備しました。

地域における雇用を確保しながら、ITを活用した安定的な高糖度ブランドミニトマトの生産を目指しており、この取組は、県の農商工連携ビジネスモデルの第 1 号の認定も受けています。



(株)宮崎太陽農園が整備したハウス団地（大字広原）

（3）新たな生産技術の導入を推進します！！

【現状と課題】

生産現場では、消費者ニーズの多様化や重油価格の高騰などに対応するため、新たな品種、品目の栽培や低コスト化、省力化を図るための新しいシステムの導入が必要ですが、一方では農業者自らの発想や努力では解決できないような新たな課題も発生し、新しい生産技術の開発が急がれています。

また、新技術へのチャレンジについては、農業者の豊富な経験を活かした独自の発想による栽培技術や導入されていない新たな品種・品目に最初に取り組もうとする意欲のある生産者に対して助成を行ってきましたが、農業者個人では十分な検証ができず、リスクも大きいため、近年では、大学や県総合農業試験場などの専門機関に依頼している状況です。

今後とも、農家所得の向上を図るためには、新たな品目の栽培や低コスト化・省力化をはじめ新たな課題に対処できる生産技術の導入が必要となっています。

【展開する施策】

先進的な技術は生産性の向上やコストの低減も期待できることから、大学や県等の関係機関と連携し、新技術の研究・普及に取り組めます。



光センサーを用いた日向夏選果機の試験研究

- 農家が抱える生産技術課題の把握に努めます。
- 農業者が必要とする新たな技術についての情報の把握に努めます。
- 県等の関係機関と連携して新品種・品目の栽培や新技術の実証検討に取り組めます。
- 確認された新品目、新技術について普及に努めます。

(4) 「食育」の活動を推進します！！

【現状と課題】

食育の推進については、平成21年3月に策定した「宮崎市食育推進計画」に基づき、家庭や学校、地域において、様々な取組が行われています。

近年、食育活動の効果をより一層向上させるため、未就学児やその保護者を対象とした取組の必要性が叫ばれており、小中学校を中心とするこれまでの取組だけでなく、保育所や幼稚園、NPO団体等にも活動の輪を広げるとともに、推進・支援体制の強化も求められています。

また、輸入食品が増加する中、食の安全・安心に対する関心も高まっています。今後は、市民のさらなる健康増進を目指し、乳幼児から高齢者まで、幅広いライフステージに応じた食育の推進が課題となっています。

【5年後の目標】

食育推進活動を実施した小中学校、保育所、幼稚園数 (注1)

(平成22年度) 89件 ⇒ (平成28年度) 115件

(注1)農林漁業者が参画する農業体験・講演会等の取組とする。小学校48校、中学校25校、保育所118園、幼稚園45園の計236施設を対象とする。

乳幼児やその保護者を対象とした新たな食育活動の取組数(累計) (注2)

(平成22年度) 0施設・団体 ⇒ (平成28年度) 25施設・団体

(注2)「みやざき食財」活用食育推進事業を活用した取組を対象とする。

【展開する施策】

官民一体による委員会を設置して新たな「宮崎市食育推進計画」を策定し、実施状況の把握に加え、メンバー等による定期的な意見交換会を行うなど、継続的な取組を推進します。

また、消費者による農林漁業体験や農林漁業者との交流会など、消費者と農林漁業者が一体となった体験型イベントに取り組むとともに、福祉や子育てイベント等においても「食」と「農」の大切さを伝える取組を推進します。

- 平成24年度に、保育所、幼稚園、学校、NPOなどの参画により、現行計画を見直し、具体的な実施計画として新たな「宮崎市食育推進計画」を策定します。
- 農林漁業者が参画する食育推進活動の実態を把握するとともに、その活動を支援します。
- 保育所、幼稚園、小中学校、NPO等で取り組みやすい食育推進活動を検討するとともに、その活動を支援します。

【モデル事例①】

小中学校における食農教室

近隣に農地が少ない学校を対象として、食農教室を実施し、「食」と「農」の大切さを実感してもらっています。

平成 23 年度は、西池小学校3年生がきゅうり生産者のビニルハウスで、苗の植栽から収穫までの体験学習を行いました。

生産者の農作物や仕事に対する思いを、直接聞くことができる貴重な体験となっています。



食農教室（西池小学校3年生）

【モデル事例②】

幼児を対象とした食育推進活動

NPO法人「食生活応援団 ベジフルバスケット」は、調理実習を通じ、広く市民に対して食育の大切さを伝えています。

保育所の幼児や職員を対象に調理実習を行う「キッズキッチン」講座では、地元産の野菜を使った調理実習を実施しています。

子どもたちは、自分で炊いたご飯でおむすびを作ったり、味噌汁とサラダを作ったり、五感を使いながら楽しく「食」の大切さを感じています。



幼児を対象とした食育推進活動

(5) 「地産地消」の取組を推進します！！

【現状と課題】

地産地消の推進については、これまで県が策定した「宮崎県食育・地産地消推進計画」などに基づき、取り組んできました。

また、平成 21 年 3 月に本市が策定した「宮崎市食育推進計画」における地産地消推進活動としては、「みやざきの『食』と『農』のPRや消費拡大の推進」、「市民とともに取り組む地産地消の推進」の2つを目標に掲げて取り組んでいます。

しかしながら、近年の農林水産物価格の低迷等による所得の減少、高齢化や担い手不足の進展により、農山漁村の活力が著しく低下しており、一層の地産地消等の取組が求められています。

【5年後の目標】

地産地消の推進を啓発するイベント等の回数			
(平成 22 年度)	4 回	⇒	(平成 28 年度) 13 回
学校給食における地場産物の使用割合（食品数ベース）			
(平成 22 年度)	38%	⇒	(平成 28 年度) 45%

【展開する施策】

「宮崎市地産地消推進計画(仮称)」を策定するための委員会を設置し、学校給食等における地場産物の利用率を高めるための具体的な施策を検討します。

さらに、JAや漁協などの関係団体だけでなく、保育所、幼稚園、学校などの教育機関、福祉や子育ての活動に取り組むNPO団体等との協働により、市民の視点に立った、楽しく分かりやすい地産地消の周知・啓発に取り組めます。

- 継続的に地産地消を推進するために、官民一体となった組織体制づくりを検討します。
- 保育所、NPOなどが行う子どもや保護者が参加する催し、福祉まつり、中心市街地におけるイベント等、あらゆる機会に市民との協働による地産地消の取組を推進します。

(6) 再生可能エネルギーや未利用バイオマスの利活用についての検討を進めます！！

【現状と課題】

国の「食料・農業・農村基本計画(平成 22 年 3 月)」においては、「バイオマス*を基軸とする新たな産業の振興」として、バイオマスを活用して、エネルギーやプラスチック等の様々な製品を生産する地域拠点の整備を進め、そのためのビジネスモデルの構築を行うとともに、これらの取組に必要とされる技術の開発・実証等に取り組むこと、さらには、生産されたバイオマス製品を石油代替資源として積極的に地域で利活用する取組を推進することが掲げられています。

また、「農村における再生可能エネルギー*の生産・利用の推進」として、バイオマスのほかにも、農村には、いまだ十分な活用が図られていない太陽光、水力、風力等の再生可能エネルギーが豊富に存在しているため、これらの生産拡大と地域における利用の促進を図り、農業者の経営安定・発展につなげるなど、農村地域において新たな利益を生むシステムを育成することなどが掲げられています。

バイオマスを含む再生可能エネルギーの利活用については、導入コストの低減や規制緩和など課題も多いところではありますが、燃油価格の高騰への対応や逼迫するエネルギー需要への安定確保を図る上でも、今後ますます期待が高まることが予想されます。

【展開する施策】

バイオマスの利活用については、平成 21 年 6 月には「バイオマス活用推進基本法(平成 21 年法律第 52 号)」が制定され、平成 22 年 12 月に閣議決定された「バイオマス利用推進基本計画」において、平成 32 年までに 600 市町村(全市町村数の 1/3)で「市町村バイオマス活用推進計画」を策定することが目標に掲げられていることから、県の動向も踏まえながら、本市においても「バイオマス活用推進計画」の策定に向けた検討を行っていきます。

- バイオマスを含めた再生可能エネルギーの利活用についての研究を進めます。
- バイオマス活用推進計画の策定に向けて検討を進めます。

*バイオマス
動植物から生まれた再生可能な有機性資源のこと。代表的なものに家畜排せつ物、生ごみ、木くず、もみがらなどがある。
*再生可能エネルギー
自然界で起こる現象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な枯渇しないエネルギー資源のこと。水力、バイオマス、太陽光、風力、地熱、波力などがこれに含まれる。

(1) 「みやざきブランド」の確立とPRに努めます！！

1) 各種ブランド品目の育成

【現状と課題】

現在、本市においては、宮崎牛、宮崎ハマユウポーク、みやざき地頭鶏、みやざきエコにんじん、みやざきワンタッチきゅうり、みやざき黒皮カボチャ、完熟マンゴー「太陽のタマゴ」、完熟きんかん、日向夏の9品目が「宮崎県商品ブランド認証制度*」に基づくブランド品目として認証されています。

一方、水産関係においては、「宮崎ちりめん」や「青島どれ」といった地域ブランドも形成されています。

しかしながら、ブランド化による直接的な価格向上にはつながっておらず、また、全国各地でブランド化への取組が高まる中、ブランドの受け手となる市場・量販店のバイヤー（買受人）や小売店、消費者などのニーズも多様化しており、新たな視点に立ったブランド戦略が必要となっています。

【5年後の目標】

県の「商品ブランド認証制度」に基づく認証品目数

(平成22年度) 9品目 ⇒ (平成28年度) 13品目

【展開する施策】

「安全・安心で高品質」な農林水産物の生産に努めながら、県や農林漁業者、JA、漁協等との連携による新たなブランド品目の育成や認証に取り組むとともに、多様化するニーズに応じた新たなブランド戦略を展開していきます。

- 認証取得に向けた研修会や検討会を実施します。
- 新たな認証品目を検討します。
- 健康に着目した機能性成分や加工・業務用需要に対応した商品ブランド化に取り組みます。
- 糖度保証・鮮度保持などの品質管理を価格に反映させる仕組みづくりに取り組みます。



新たな認証取得を目指すコチョウラン

* 宮崎県商品ブランド認証制度

消費・販売ニーズを捉えながら「安全・安心」を基本に、商品ごとに糖度や安全性などの基準を決め、その基準をクリアした農畜産物を宮崎県「商品ブランド」として認証する制度のこと。生産者にとっては「生産目標」であるとともに、消費者にとっては「品質などの証」となることを目指している。

2) 積極的なPR

【現状と課題】

本市で生産・水揚げされる「安全・安心で高品質」な農林水産物のPRについては、JAの生産者部会、JA、行政で組織する「みやざき中央農産物ファン拡大事業委員会」を始め、「宮崎市園芸振興協議会」や各漁業協同組合とともに、県内外におけるPRのあり方を検討し各種のPR活動に取り組むとともに県内外の各種イベントを通じた消費者へのPRも行っています。

① 県内外の消費者や実需者へのPR活動

- ・ ソフトバンクキャンプ時のホークスビレッジやヤフードームにおけるPR・販売促進活動
- ・ ダンロップゴルフトーナメントやサッカー、ラグビーなどのプロスポーツキャンプ時におけるPR
- ・ 県外の量販店における「みやざきフェア」の実施や品目ごとのPR・販売促進活動
- ・ 県外の市場担当者や量販店のバイヤーを対象とした産地研修

などのPR活動に取り組んでいます。



ヤフードームにおけるPR活動

② 市内の消費者や実需者へのPR活動

市内の量販店やスーパーにおける販売促進活動に取り組むとともに、消費者と生産者が直接触れ合う「みやざき農林水産まつり」や「園芸の祭典」、「えびパラまつり」などの各種イベントを通じ、PRに努めています。

今後とも、「みやざき産」農林水産物の消費拡大を継続的に図るためには、従来の取組を更に充実させるとともに、新たな視点に立ったPR活動も展開していく必要があります。



農林水産まつり

【5年後の目標】

各種イベントや量販店におけるPR回数

(平成 22 年度) 年間 67 回 ⇒ (平成 28 年度) 年間 75 回

【展開する施策】

県内外の消費者や実需者へのPR活動については、新たな地域における販売促進活動や「みやざき」にゆかりのある著名人とタイアップしたPR戦略などを検討していきます。

また、市内の消費者や実需者へのPR活動については、中心市街地におけるイベントを活用した農林水産物のPRと販売促進に努めます。

- 県外の新たな地域、量販店におけるPR活動を実施します。
- 「みやざき」にゆかりのあるタレントや料理人とのタイアップによるPR戦略を検討し、展開していきます。
- 中心市街地における新たなPR活動を実施します。
- 成果を検証し、より効果のあるPR手法等を検討します。

(2) 生鮮食料品等の市場流通の円滑化を図り、安定供給に努めます！！

【現状と課題】

宮崎市中央卸売市場は、昭和52年度に青果部、水産物部、平成7年度に花き部が、産地と消費地を結ぶ流通の拠点施設として開場しました。

① 青果部の状況

青果物の平成 22 年度の取扱高は、取扱数量の最も多い平成7年度と比較すると、数量で 27.6%、金額で 19.7%減少をしています。特に、ここ最近の取扱数量は減少傾向が強くなっています。

減少の要因としては、流通形態の多様化等による市場外流通の増加や、近年の経済不況に伴う農産物の価格の低迷、農業従事者の減少など農業生産構造の脆弱化等が考えられます。

しかしながら、本市の卸売市場は、周辺に野菜などの大型の産地があり、いわゆる典型的な「産地市場」としてこれまで発展しており、40万人の市民はもとより、県全域、広くは全国の消費者まで、新鮮で安全な青果物を供給する「産地市場*」としての重要な役割を担っています。

時代の変化に的確に対応し、卸売市場の機能である青果物の価格形成、集荷・分荷機能を十分に発揮し、市場経由率の維持と安全で安心な生鮮食料品等を消費者に提供していくことが課題となっています。

青果物の取扱高（数量：金額）の推移 (単位：t、千円、%)

年度	平成 7 年度		平成 2 2 年度		増減率	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
項 目	183,161	38,115,508	132,639	30,601,997	△27.6	△19.7

② 水産物部の状況

平成22年度の取扱高は、取扱数量の最も多い平成元年度と比較すると数量で 35.2%、金額で 33.5%減少しています。

その要因としては、食生活の変化等で消費者の魚離れが進むとともに、産地直売などの市場外流通の増加、近年の経済不況に伴う価格の低迷、加えて燃料高騰による積極的な出漁の自粛による漁獲量の減少などです。

このため、時代の変化に的確に対応し、卸売市場の持つ価格形成、集荷などの機能が十分に発揮できるよう、卸売業者等の経営体質強化と水産物部の再編を図り、消費者に新鮮な水産物を安定して提供し、市場経由率を確保することが大きな課題となっています。

水産物の取扱高（数量：金額）の推移 (単位：t、千円、%)

年度	平成元年度		平成22年度		増減率	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
項目	21,705	11,264,796	14,057	7,495,482	△35.2	△33.5

③ 花き部の状況

花き部は、平成24年度から売買取引の自由度が高まる地方卸売市場に転換し、流通の簡素化や改善に努め、卸売業者等の経営体質の強化に取り組んでいます。

さて、平成22年度の取扱高は、取扱数量の最も多い平成14年度と比較すると数量で 16.1%、金額で 11.3%減少しています。

また、現在の花き流通は、特定した産地・消費地だけでなくネットワーク網の充実を図り、広範囲な流通となっており、本市場は近郊に産地を有していることもあり、消費者の需要の高い品質の花き類を供給する「市場」として重要な使命を果たしています。

しかし、近年の経済不況は消費者の花きの購買意欲の減退とともに、価格は低下傾向となっている状況です。

このため、消費者ニーズにあった高品質の花きの集荷、提供を充実することにより価格を安定させ、産地の強化につなげることが課題となっています。

花きの取扱高（数量、金額）の変化 (単位：千本・千個、千円、%)

年度	平成14年度		平成22年度		増減率	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
項目	38,844	2,452,636	32,578	2,174,586	△16.1	△11.3

* 産地市場

主に産地で生産物を集め、卸売するために設けられた市場をいう。

【展開する施策】

宮崎市中央卸売市場については、市や卸売業者をはじめ、市場関係者が一体となって、卸売市場の機能を十分に生かしながら、生鮮食料品等の市場流通の円滑化を図り、安定供給に努めます。

- 第9次施設整備計画に基づき、老朽化した施設を計画的に整備します。
- 卸売業者等の経営基盤強化に努めます。
- 市場流通の理解と関心を深め、市場の活性化や消費拡大を図ります。
- 残留農薬検査を実施し、食の安全・安心を確保します。
- 料理教室や寄植え教室の開催など、生鮮食料品等の消費拡大事業に取り組みます。

第4章 農業分野

農業分野の基本理念

高い信頼と誇りに満ちた『魅力ある産業』としての 農業の確立を目指して

本市は、農業の盛んな近隣4町との合併により、農業産出額においては、全国の県庁所在地のうち、新潟市、熊本市に次いで3番目の地位にあり、全国トップレベルの農業生産を誇る産地となっています。

また、他の産地に比べれば、販売農家に占める専業農家の割合が非常に高いのが特徴であり、先人たちが長い年月をかけて、施設園芸や畜産を中心に築きあげてきた本市の農業経営は、集約型農業の成熟した姿であると考えます。

しかしながら、全国の例に漏れず、農業経営体や農業従事者数は減少し、農業従事者の高齢化も進んできていることを踏まえれば、将来の本市農業を担う経営体の育成・確保は喫緊かつ重要な課題となっています。さらに、担い手の減少は、農地の荒廃をもたらすばかりか、農業者の生活の場である農村地域や農村環境の保全にも大きな影響を及ぼします。改めて、農業者の“きずな”づくりのための取組や農業者だけでなく地域住民が一体となった取組も必要です。

一方、農畜産物の安定的な生産のためには、生産基盤の整備はもちろんのこと、自然災害のみならず、新たな病害虫や家畜伝染病、有害鳥獣被害などの危機事象への備えや、より高いレベルでの安全・安心対策も求められてきています。

今後とも、全国トップレベルの地位を堅持するとともに、高い信頼と誇りに満ちた『魅力ある産業』としての農業の確立を目指すため、農業分野では、次の6つの基本目標を定め、各種施策の展開を図っていくこととします。

基本目標 1 農業者の“きずな”づくりによる持続的な農業生産を推進しよう！！

基本目標 2 あらゆる危機事象への対応を強化しよう！！

基本目標 3 地域の将来を見据えた意欲ある多様な担い手を確保・育成しよう！！

基本目標 4 ニーズに即応した安全・安心で安定的な生産活動を推進しよう！！

基本目標 5 持続的な生産を支える基盤整備と施設の適切な維持管理を図ろう！！

基本目標 6 豊かな農村環境の保全と特長ある農村景観を創出しよう！！

農業分野の施策体系

◆基本理念

高い信頼と誇りに満ちた『魅力ある産業』としての農業の確立を目指して

(基本目標)

(基本施策)

◆基本目標1

農業者の“きずな”づくりによる持続的な農業生産を推進しよう

- (1) 農業者相互の連携による大きな枠組みでの営農を推進します
- (2) 耕畜連携(耕種農家と畜産農家のつながり)をさらに進めます

◆基本目標2

あらゆる危機事象への対応を強化しよう

- (1) 自然災害への対応を強化します
- (2) 家畜伝染病防疫への対応を強化します
- (3) 病害虫への対応を強化します
- (4) 有害鳥獣への対応を強化します
- (5) 燃油高騰への対応を強化します
- (6) 資材高騰への対応を強化します

◆基本目標3

地域の将来を見据えた意欲ある多様な担い手を確保・育成しよう

- (1) 認定農業者の育成・確保に努めます
- (2) 農業法人の育成・支援に努めます
- (3) 多様な新規就農者の育成・確保に努めます
- (4) 安定した家族経営と円滑な事業継承に努めます
- (5) 女性農業者による活動を応援します
- (6) 高齢農業者の豊富な知識や知恵を活かす取組を推進します
- (7) 先駆的農業者の豊富な知識と優れた技術を次世代に継承します

◆基本目標4

ニーズに即応した安全・安心で安定的な生産活動を推進しよう

- (1) 消費者や実需者に信頼される安全・安心対策に努めます
- (2) 品目ごと用途ごとの販売戦略を提案していきます
- (3) 畑作物の生産振興を図ります
- (4) 特色を活かした農畜産物の生産振興を行います

◆基本目標5

持続的な生産を支える基盤整備と施設の適切な維持管理を図ろう

- (1) 優良農地の確保に努めます
- (2) 耕作放棄地の解消と未然防止に努めます
- (3) 次代を担う農業経営体への農地集積を加速化させます
- (4) 農業の持続的発展を支える生産基盤の整備に努めます
- (5) 土地改良施設の維持管理に努めます

◆基本目標6

豊かな農村環境の保全と特長ある農村景観を創出しよう

- (1) 豊かな農村環境づくりを推進します
- (2) 特長ある農村景観の保全・創出に努めます
- (3) 体験型農業への取組を応援します
- (4) 市民農園の利用向上を図ります

あらゆる課題に対応しながら『魅力あ

課題

農産物価格の低迷

課題

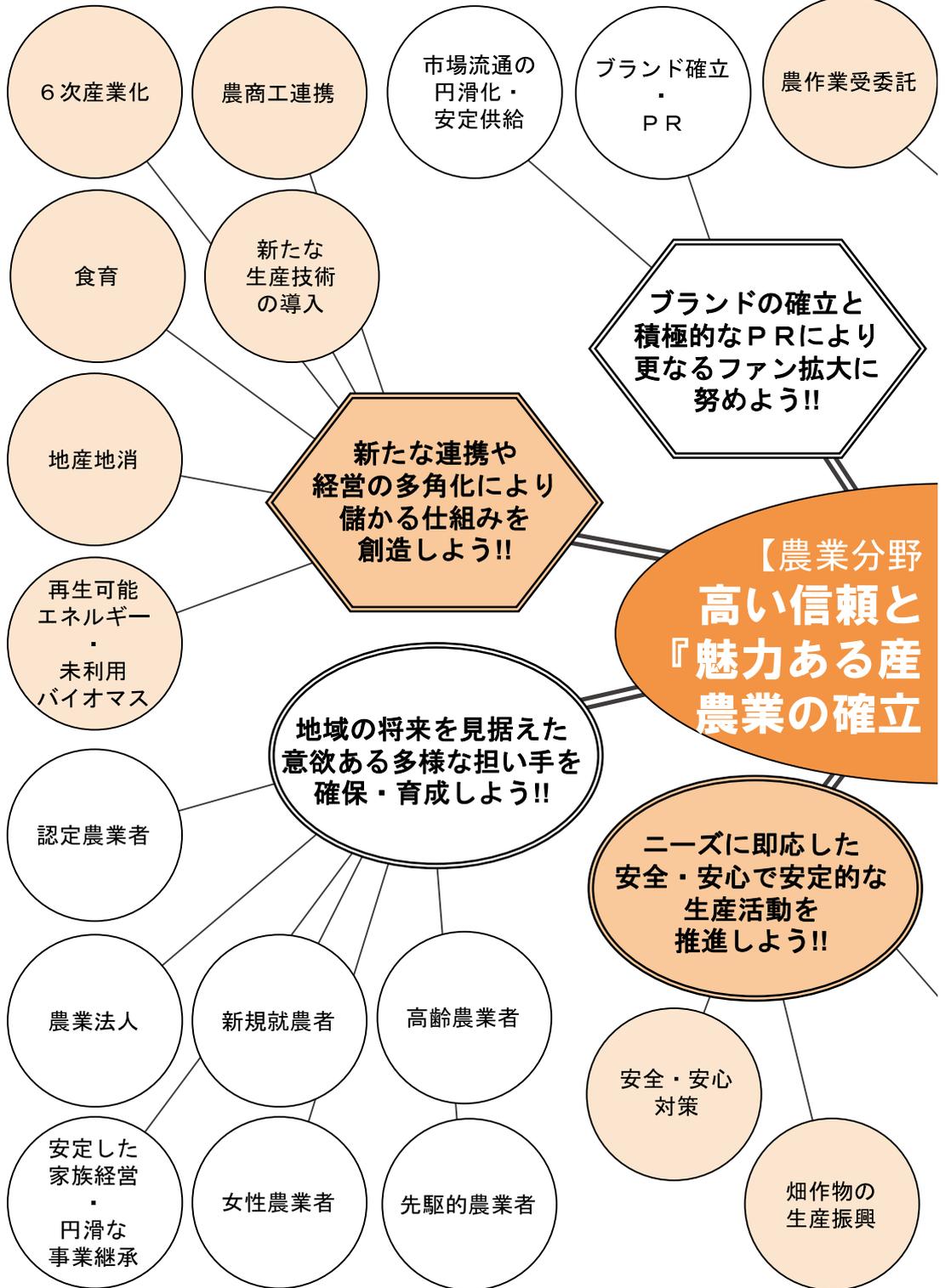
農業所得の低下

課題

担い手の高齢化

課題

担い手の減少



課題

産地間競争の激化

課題

葉たばこ廃作

課題

ニーズの

『る産業』としての確立を目指します!!



の基本理念】
誇りに満ちた
業』としての
を目指して

課題

自然災害

課題

家畜伝染病・病虫害

課題

鳥獣被害

課題

燃油・資材価格の高騰

多様化

課題

耕作放棄地の増大

課題

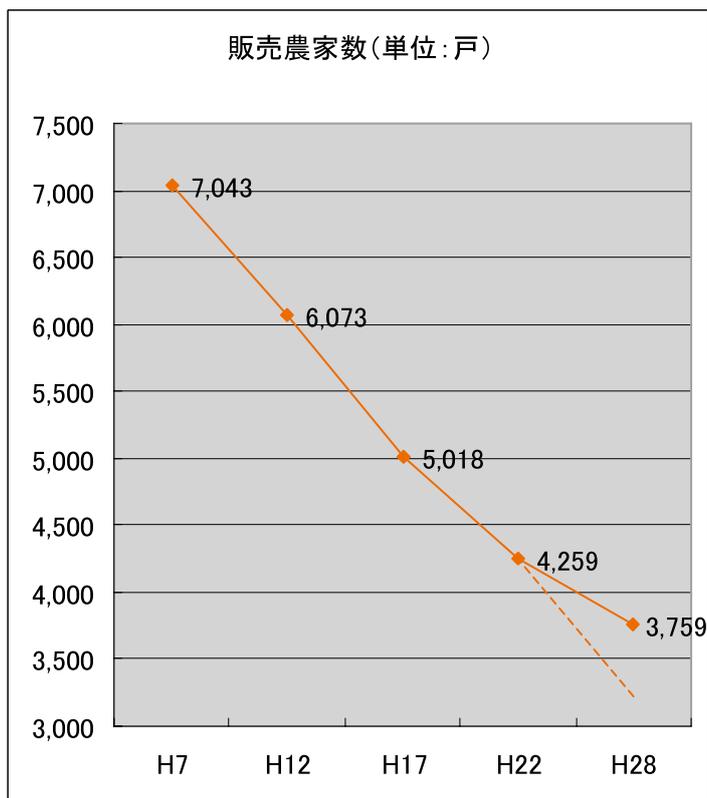
生産関連施設の老朽化

販売農家数、農業就業人口、農業産出額及び生産農業所得の目標

販売農家数

これまでの5年間で759戸減少し、平成7年からの減少率を勘案すると、すう勢では5年後に3,200戸程度にまで減少することが予想されます。

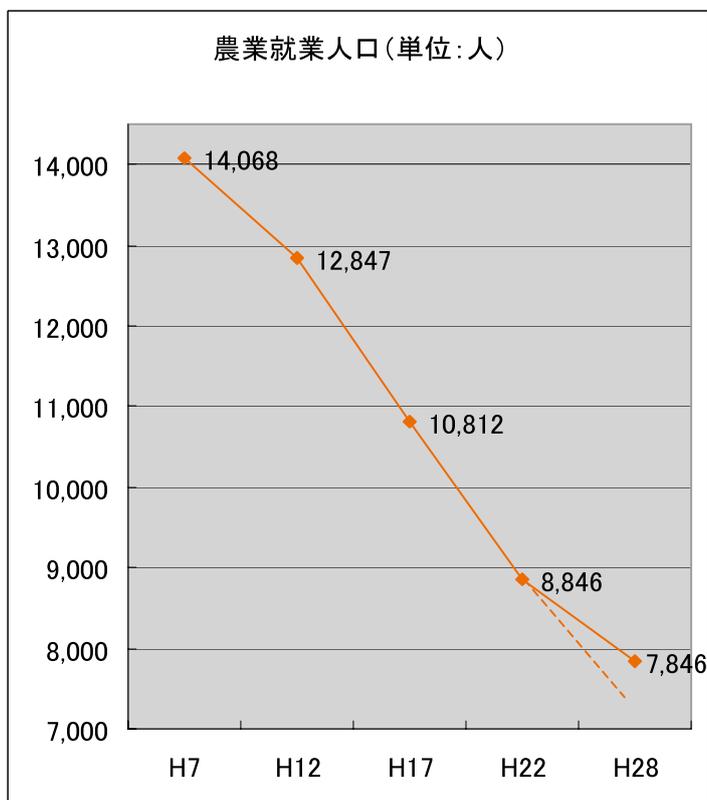
農家経営の維持・向上に努めるとともに、新規就農を確保することで500戸程度の減少に留め、**平成28年度に3,759戸**を確保することを目標とします。



農業就業人口(販売農家)

これまでの5年間で1,966人減少し、平成7年からの減少率を勘案すると、すう勢では5年後に7,200人程度にまで減少することが予想されます。

担い手の高齢化の問題はありますが、新規就農者の確保等により、1,000人程度の減少に留め、**平成28年度に7,846人**を確保することを目標とします。

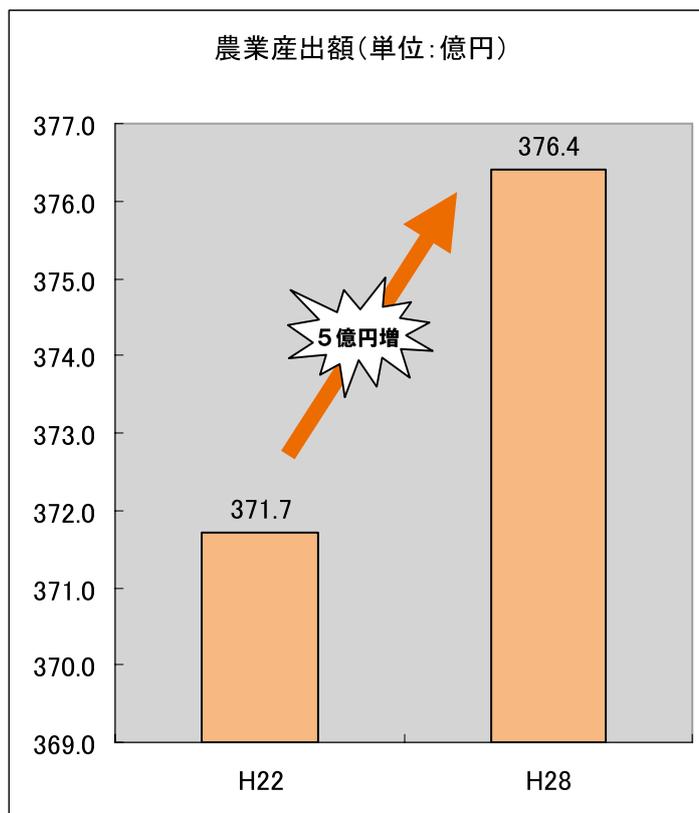


農業産出額

葉たばこの廃作により工芸作物が5億円以上の減少となることが予想されています。

葉たばこからの露地野菜（根菜類・葉茎菜類）への円滑な作付け転換を図るとともに、その他の品目についても高付加価値化を図りながら、平成22年度の371.7億円から、**平成28年度に376.4億円（約5億円増）**とすることを目標とします。

※ 農業産出額＝ Σ （品目別生産数量×品目別農家庭先販売価格）

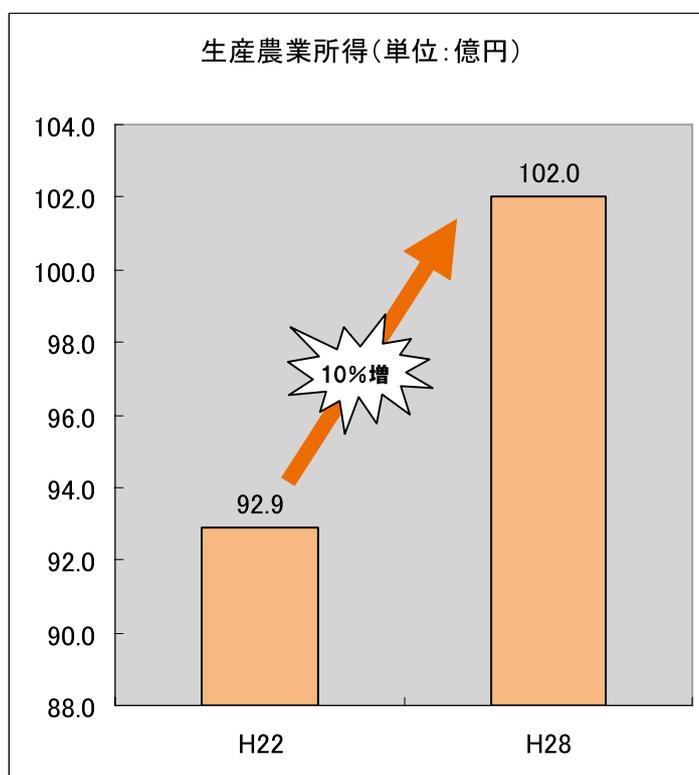


生産農業所得

農商工連携の推進による『生産規模の拡大』、新たな生産技術の導入による『収量の向上』、ブランド化や6次産業化による『販売単価の向上』、農作業受委託や集落営農の推進、中古のハウスや農業機械の活用、省エネルギー技術の導入による『生産コストの低減』などにより、平成22年度の92.9億円から、**平成28年度に102.0億円（約10%増）**とすることを目標とします。

これにより、生産農業所得は、**販売農家1戸当たり約50万円の増加、農業就業人口1人当たり約25万円の増加**を見込んでいます。

※ 生産農業所得＝農業総産出額－物的経費＋経常補助金等



販売農家数、農業就業人口、農業産出額及び生産農業所得の目標

(単位：戸、人、百万円)

種別	基準年次 (平成22年度)	目標年次 (平成28年度)	比較増減	伸び率
販売農家数	4,259	3,759	▲ 500	▲ 11.7%
農業就業人口	8,846	7,846	▲ 1,000	▲ 11.3%
農業産出額	37,169	37,640	471	1.3%
耕種	28,377	28,462	85	0.3%
米	3,254	3,291	37	1.1%
麦類	2	2	0	11.8%
雑穀・豆類	7	13	6	92.7%
いも類	437	516	79	18.1%
野菜	16,309	16,613	304	1.9%
果実	2,595	2,641	46	1.8%
花き	2,903	3,031	128	4.4%
工芸作物	2,684	2,168	▲ 516	▲ 19.2%
種苗その他	186	187	1	0.5%
畜産	6,757	7,038	281	4.2%
肉用牛	3,386	3,423	37	1.1%
乳用牛	206	210	4	1.9%
豚	594	696	102	17.2%
鶏	2,572	2,710	138	5.4%
加工農産物	2,034	2,139	105	5.2%
生産農業所得	9,294	10,202	908	9.8%
販売農家1戸当たり (千円)	2,182	2,714	532	24.4%
農業就業人口1人当たり (千円)	1,051	1,300	250	23.8%

(1) 農業者相互の連携による大きな枠組みでの営農を推進します！！

1) 生産施設整備や共同利用機械導入に向けた取組の推進

【現状と課題】

生産施設の整備や、共同利用機械導入の取組については、農業用施設ハウスの生産施設整備をはじめ、稲作、畜産における共同利用機械導入が着実に実施され、産地の維持発展につながっています。しかしながら、農業従事者の高齢化や担い手不足に伴い栽培面積が減少し、生産力が低下してきており、さらに共同利用施設等の整備を進めることや、それを活用する担い手、農作業受託組織の育成がより重要となってきました。

【5年後の目標】

<p>共同利用施設の整備数 (平成 28 年度までに) 36 経営体</p>
<p>共同利用機械（農産・畜産）導入数 (平成 28 年度までに) 31 台</p>
<p>受託組織数 (平成 22 年度) 16 組織 ⇒ (平成 28 年度) 28 組織</p>

【展開する施策】

国・県の補助事業を積極的に活用し、農業用ハウス等の生産施設の整備を進めるとともに、稲作、畜産はもとより畑作についても農作業受託組織の育成を行い、将来的には集落営農組織に発展できるよう支援していきます。

- 補助事業を活用した農業用ハウス等の生産施設の整備を支援します。
- 共同利用機械の導入を支援します。
- 機械の共同利用組合から地区の農地を借り受ける受託組織への発展に向けた支援を行います。
- 受託組織に必要な施設・機械の整備を推進します。
- 設立された組織の安定的な活動を支援します。
- 集落営農組織への発展に向けた支援を行います。



共同利用機械による作業風景

2) 集落営農を見据えた段階的な話し合い活動の推進

【現状と課題】

これからの農村地域においては、高齢化の一層の進行に伴う離農や経営規模縮小によって、担い手が不在となる、あるいは、担い手となるべき農業者への土地利用の集積が円滑に行われない場合には、農地の有効利用がなされず、農地の保全・管理が困難になると懸念されます。

このため、地域農業の将来について、ビジョンを描き活動する集落営農組織(合意形成組織)の設立や、農作業受託組合の取組が重要になっています。

【5年後の目標】

集落営農組織の設立数

(平成 22 年度) 1 地区 ⇒ (平成 28 年度) 6 地区

【展開する施策】

JAや農業改良普及センターと連携して集落営農組織の設立を推進し、設立された集落営農組織をモデルとして普及に努め、地域農業の持続的な発展を図ります。

- 基盤整備事業実施地区を対象とし、農地の有効利用を最大限に引き出す地域ぐるみの営農の観点から、農地集積の目標と現状を把握します。
- 重点推進地区を設定し、集落の合意形成後、集落営農の組織化を図ります。
- 集落営農組織の法人化について調査・検討します。

【モデル事例】

下小松農用地利用改善組合

「下小松農用地利用改善組合」は生目地区下小松の農地利用に関する合意形成組織で、農作業受託組織である「下小松集落営農組合」との間で農用地を利用調整し、連携した活動を行っています。平成 23 年度は利用調整した約5ヘクタールで飼料用稲を作付けしています。



地区共同作業の様子（育苗箱の洗浄）

(2) 耕畜連携（耕種農家と畜産農家のつながり）をさらに進めます！！

1) 家畜排せつ物の適正処理による良質な堆肥の生産と健全な土づくりによる生産性の向上

【現状と課題】

畜産農家が継続的に畜産経営を行うためには、周辺住民や環境と調和することが求められており、家畜排せつ物の適正な管理が重要になってきます。また、排せつ物由来の堆肥の有効利用は地域の資源循環を図る上でも非常に重要です。そのため、耕種農家のニーズに合った良質な堆肥生産を行った上で、畜産農家と耕種農家が相互に連携し合う耕畜連携を推進し、堆肥の利用を促進するとともに、生産性向上のための健全な土づくりによる、環境にやさしい農業を展開していくことが重要になっています。

【展開する施策】

堆肥舎や堆肥生産機械等の整備を進め、家畜排せつ物の適正な管理による堆肥生産を推進します。また、「宮崎市畜産振興連合会」と連携を図り、耕種農家のニーズに合った良質な堆肥の供給に努めるとともに、耕種農家の堆肥利用の促進を図り、地力のある健全な土づくりを推進します。

- 家畜排せつ物の適正管理の啓発活動に努め、不適正管理農家に対する指導を行います。
- 宮崎市畜産振興連合会と連携し、良質堆肥の生産のための研修会を開催します。
- 堆肥利用の促進による地力のある健全な土づくりを推進します。
- 土壌診断に基づく適正な施肥管理の徹底を図り、耕種農家の生産性向上に努めます。

作物ごとに異なる「求めるたい肥」		土壌改良効果	腐熟度	価格	肥料効果	取扱性
 <p>強く求める 求める 普通</p>						
 <p>水稲</p>	♥	♥	♥	♥	♥	♥
 <p>果菜類(トマト)</p>	♥	♥	♥	♥	♥	♥
 <p>葉菜類(キャベツ)</p>	♥	♥	♥	♥	♥	♥

耕種農家の求める堆肥



堆肥舎の管理状況

2) 飼料用稲等の生産拡大による安全な粗飼料の確保

【現状と課題】

畜産経営において自給飼料の確保は、コストの低減や家畜伝染病の予防のため重要になっています。特に平成 22 年 4 月に発生した口蹄疫の影響により、安全・安心で良質な粗飼料の確保がよりいっそう重要な課題となっています。

また、水田での飼料の作付けについては、平成 22 年度から導入された戸別所得補償制度により、WCS用稲の作付けが急激に増加しています。

【5年後の目標】

粗飼料自給率			
(平成 22 年度)	49%	⇒	(平成 28 年度) 65%
飼料用稲作付面積			
(平成 22 年度)	404ha	⇒	(平成 28 年度) 800ha

【展開する施策】

米の消費の減少に伴う生産過剰は今後も続くものと思われます。生産調整の一環として、平成 23年度は、市内の575haの水田で飼料用稲が作付けされています。食料自給率の向上及び家畜伝染病の予防のため、安全・安心な自給飼料の確保と生産調整の取組の中で飼料用稲の作付けを推進していきます。

- 安全・安心な自給飼料確保のため、ラッピングマシン等の機械の導入を支援します。
- 農業者戸別所得補償制度を活用して、WCS用稲等飼料作物の作付けを推進していきます。
- 耕種農家と畜産農家との連携の強化を図っていきます。

WCS（ホールクロップサイレージ）

とうもろこしや稲などのように従来は子実を採ることを目的に作られた作物を、繊維の多い茎葉部分と栄養価の高い子実部分を一緒に収穫して、サイレージに調整したものです。

本市では、飼料用稲を収穫しながら、円筒形に梱包し、専用のビニールで包みこんで密封するサイレージの手法が最も多くなっています。

WCSは貯蔵性に優れ、飼料自給率の向上につながります。



ラッピングマシンによる梱包作業

(1) 自然災害への対応を強化します！！

1) 台風、大雨、新燃岳噴火に伴う降灰などによる農産物への被害対策

【現状と課題】

地球温暖化の影響を受け、本市に襲来又は接近する台風は5月から10月までと長期間にわたり、また局地的な集中豪雨が発生するなど、自然気象による農作物への被害が頻繁に発生するようになってきました。また、平成23年1月には、52年ぶりの新燃岳噴火に伴う降灰被害もあり、安定した農業経営を図る上では、自然災害への対策は重要な課題となっています。

このため、低コストで耐候性のある施設の整備や風雨や高温に強い品種の開発及び栽培時期の検討が必要となっています。

【展開する施策】

大学や県総合農業試験場、農業改良普及センター、JA等の関係機関が一体となって、試験・開発に取り組むとともに、災害未然防止のための適切な栽培管理情報の提供に努めます。また、国・県等の補助事業を積極的に活用し、低コスト耐候性ハウスの整備や、除灰対策の資機材導入への支援に取り組めます。



降灰除去作業

- 低コストで耐候性の高い施設の整備を推進します。
- 風雨による倒伏や高温による生育障害に強い品種の試験・導入開発を推進します。
- 除灰対策のための資機材導入を支援します。
- 災害未然防止のための適切な栽培管理情報の提供に努めます。

2) 災害に強い農村づくり

【現状と課題】

農業用ため池は、豪雨時の洪水調整機能など多面性を有する重要な施設財産であり、水源の少ない地域で農業を行うために先人が苦勞をして築造した歴史的用水施設で、地元土地改良区等により管理されています。また、しかし、住宅化が進むなど近年の周辺環境の変化や集中豪雨等の異常気象により、ため池決壊時には、農地や家屋、道路等の公共施設に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

【5年後の目標】

農業用ため池整備済箇所数

(平成22年度) 231箇所 ⇒ (平成28年度) 247箇所

(注) 平成23年度現在のため池総数 280箇所

【展開する施策】

地元施設管理者と調整を図りながら、老朽化しているため池の状況を把握し、安定した農業用水の確保とともに、防災面や環境面も含めた総合的な整備・改修に取り組んでいきます。

- 現況を調査し、現状把握を行います。
- 地域防災計画との整合を図りながら整備計画を策定します。
- 経済性や緊急性等を踏まえ、国や県の制度事業を活用しながら整備改修を推進します。
- 大雨等による被害が発生した場合には、速やかで的確な対応に努めます。



ため池整備工事(だら池)

(2) 家畜伝染病防疫への対応を強化します！！

【現状と課題】

平成22年4月から7月にかけて、法定家畜伝染病である「口蹄疫」が県内で猛威をふるい、県内292例の疑似患畜と、感染拡大防止のためのワクチン接種を含め、約30万頭の家畜が処分されました。市内でも3例の疑似患畜が発生し、ワクチン接種を含め、約4千9百頭が処分されました。

また、平成23年1月から3月にかけて、「高病原性鳥インフルエンザ」が発生し、県内で13例、約100万羽の鶏が処分されました。市内でも1月下旬から3例が発生し、約20万羽の鶏が処分されました。

これらの家畜伝染病は、国内への侵入ルートや感染経路が特定されていないため、空港など水際の防疫強化や農家の自衛防疫の徹底による家畜伝染病の予防が大きな課題となっています。

【展開する施策】

家畜防疫員による農家巡回指導や市の危機管理体制の強化、畜産農家の衛生意識の高揚を図り、自衛防疫の一層の推進と家畜伝染病の発生防止に努めます。

- 毎月20日の「県内一斉消毒の日」の啓発による家畜防疫意識の高揚を図ります。
- 「宮崎市自衛防疫推進協議会」および「中部自衛防疫推進協議会」と協力して家畜伝染病の防疫徹底を図ります。



口蹄疫の症状（著しいよだれ）

（3）病虫害への対応を強化します！！

【現状と課題】

本市は、高温・多湿な気象条件にあり、病虫害の種類や発生が多く、農作物への被害も大きいことから安定生産を図るため効率的かつ効果的な病虫害対策に取り組んできました。

近年、異常気象や人・物の移動が広域化するのに伴い、既知病虫害*の発生が多発化し、また、新たな病虫害の侵入などが懸念される状況となっています。このような状況が続くと農作物の収量、品質が低下し、農家経営が不安定となり、農業の振興に大きな支障をきたすこととなります。これは、近年の異常気象による病虫害の発生のほか、作物栽培の休閑期における農地管理や地域及び共同での一斉防除のあり方が原因と考えられます。また、適正な施肥・水分管理による健康な作物栽培や生物農薬の使用、適期防除による減農薬などの管理手法の確立も課題となっています。

【展開する施策】

農産物の安定生産を目指して、今後とも病虫害発生環境の撲滅を図るため地域及び共同での防除や空中一斉防除に取り組むほか、宮崎方式ICM*を導入して健康な作物づくりのための栽培管理の徹底を図るとともに、生物農薬の有効活用や適期防除による減農薬栽培の技術確立・普及に積極的に取り組みます。

* 既知病虫害
現在までに発生が確認されている病虫害
* 宮崎方式ICM
適正な施肥・水分管理による健康な作物づくりを基礎として、生物農薬を段階的に導入し、病虫害防除の安定化と収量・品質の向上を図る総合的な作物管理の手法。

(主な病害名と防除対策)

主な病害名	病害の説明	防除対策
たばこ黄斑えそ病	ウイルスを保有した、ばれいしょ等をアブラムシが吸汁することにより、ウイルスを保毒し、葉たばこに伝播することで発症する病気です。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作付けほ場のすみ分け ○ ウイルスフリー種いもの導入 ○ たばこ耐病品種の導入 ○ 媒介虫の防除の徹底
ウリ類黄化えそ病 (MYSV)	ウイルスを保毒したミナミキイロアザミウマがウリ類を吸汁することにより、伝播し発症する病気です。	<ul style="list-style-type: none"> ○ ほ場内及び周辺の除草の徹底 ○ 発病株の早期除去 ○ 紫外線除去フィルム、防虫ネット(0.5 mm以下)の使用 ○ 媒介虫の防除の徹底
トマト黄化葉巻病	ウイルスを保有した植物をシルバーリーフコナジラミが吸汁することにより、ウイルスを保毒し、トマトに伝播することで発症する病気です。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発病株の早期除去 ○ 紫外線除去フィルム、防虫ネット(1mm以下)の使用 ○ 媒介虫の防除の徹底
マンゴー炭そ病	炭そ病は、病原菌(かび)が風により伝播し、比較的温度が高く、湿度も高い条件で発症する病気です。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園内からの病葉、病枝の除去 ○ 微生物農薬による防除 ○ 適期の薬剤による防除

(4) 有害鳥獣への対応を強化します！！

【現状と課題】

野生鳥獣による農作物被害については、これまで、多大な予算と多彩な方法で被害低減に向け、行政はもとより、被害農家と協働で施策に取り組んできましたが、現在でも被害はなかなか低減できない状況で、このままでは農作物被害は更に深刻化し、地域住民への危害も懸念されます。

野生猿については、防止対策に被害者のみで取り組んでいることなどが原因の一つと考えられ、地域全体で猿害を意識した対策が必要となっています。

【5年後の目標】

地域野生猿対策組合の育成

(平成22年度) 7組合 ⇒ (平成28年度) 9組合

大型囲いわなの設置

(平成22年度) 0か所 ⇒ (平成28年度) 3か所

【重点推進地区】

木花地区、青島地区、生目地区、田野地区、高岡地区、清武地区

【展開する施策】

増大する野生鳥獣被害の低減を目指し、被害状況に応じた、捕獲や被害対策を支援するとともに、広域的に被害対策を図るモデル的集落の育成に取り組みます。

○ 有害鳥獣対策に取り組む組織を支援し、集落ぐるみの猿害防止を推進します。

【モデル事例】

仁田尾地区野生猿対策組合

組合員を中心に、耕作者会議や研修会、検討会を開催し、集落全体による効果的な被害防止対策の構築を目指しています。

また、耕作者会議等で計画した野生猿の集団追い払い活動を実施し、検討会をとおして問題点や今後の課題を検討し、対策の強化に繋げる取組も行っています。



研修会の様子

(5) 燃油高騰への対応を強化します！！

【現状と課題】

燃油高騰への対応については、これまで、生産コスト低減のために省エネルギー資機材の導入に対する助成や県と連携して石油代替エネルギーとして太陽熱や木質ボイラー等の検討を行ってきました。

現在、生産コスト低減のための資機材の導入は順調に進んでいますが、重油に代わるエネルギーについては、安定した熱量の確保や価格面などに課題があります。

一方では、地球環境保全の観点から二酸化炭素などの温室効果ガスの発生抑制に努めなければならないこともあり、更なる省エネルギー対策や早期の代替エネルギーの確保が重要な課題となっています。

【5年後の目標】

施設園芸における燃油使用量の削減

(平成 22 年度) 30,000kℓ ⇒ (平成 28 年度) 24,600kℓ (18%減)

【展開する施策】

農業経営の安定化を目指し、生産コスト低減のための新たな省エネルギー対策の推進を支援するとともに、地球環境に配慮した太陽熱、木質ボイラーなどの代替エネルギーの実用化に県と連携して取り組みます。

- ヒートポンプや循環扇などの省エネルギー資機材の導入を支援します。
- 新たな省エネルギー対策を推進します。
- 代替エネルギーについては、国・県の補助事業を活用し、モデル施設の設置を進め、実用化に取り組みます。



太陽光による暖房施設の実証展示園 (県総合農業試験場)

(6) 資材高騰への対応を強化します！！

【現状と課題】

中古のハウス・農業機械は、農業従事者の高齢化による離農者の増加により、供給量の増加が見込まれる一方で、資機材価格が高騰する中、新規就農者や更なる規模拡大を模索する担い手を中心に需要が高まっています。

今後の農業振興を図る上では、これら中古の資機材などを貴重な資源として、十分に有効活用していく仕組みが必要です。

具体的には、関係機関の間で、中古のハウス・農業機械などの譲渡者の情報整備を行い、かつ継承人に十分周知していくことが重要であり、これらの情報を明確化し、計画的な継承を進めることが課題となっています。

【5年後の目標】

中古ハウスの活用面積

(平成22年度) 3.0ha ⇒ (平成28年度) 10.0ha

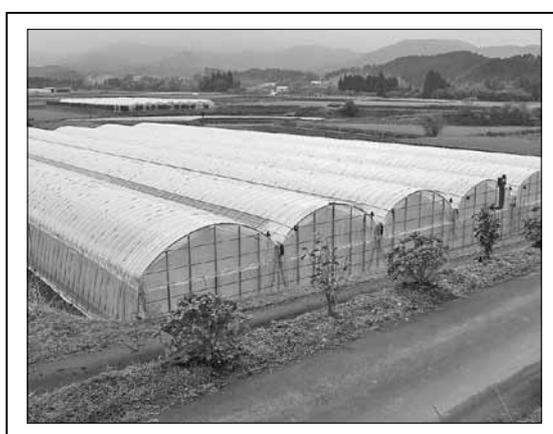
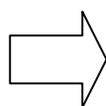
【展開する施策】

ハウス資機材等の高騰が続く中で、低価な初期投資による農業経営の安定化を目指し、農地利用集積円滑化団体(JA宮崎中央)や農業共済組合、県農業振興公社、農業委員会等の関係機関が一体となって、情報内容の拡充や共有化を図るとともに、新規就農者や規模拡大を行う農業者へ積極的に情報の提供に努めることで、施設等の確実な継承を図ります。

- 中古のハウス・農業機械などについての情報内容を拡充し、関係機関が一体となった情報の共有化を図ります。
- 積極的に農業者に情報を提供します。
- 中古ハウスを利活用するためにリニューアルや移設などに支援を行い、利用促進に取り組みます。



中古ハウスの活用状況（利用前）



中古ハウスの活用状況（利用後）

(1) 認定農業者の確保・育成に努めます!!

【現状と課題】

農業従事者の減少と高齢化の進展に伴い、担い手不足が大きな問題となっています。

このことは本市農業生産力および食料自給率の低下だけでなく、環境面など農村の多面的機能へも影響を与えることが懸念されます。

また、認定農業者の中には、認定を受けることのメリットが十分に理解されていない状況が見受けられ、このことが更新手続きに消極的な要因の一つとなっています。

そのため、担い手のなかでも長期にわたって本市農業を支えていく、意欲と能力のあるプロの農業経営者(認定農業者)を育成・確保することは重要な課題となっています。

【5年後の目標】

認定農業者数	
(平成 22 年度) 1,534 経営体	⇒ (平成 28 年度) 1,607 経営体

【展開する施策】

農業従事者の減少や高齢化に対応するため、農業法人や新規就農者など、新たな担い手の育成に努めていきます。また、宮崎中央地域農業再生協議会等と連携し、認定農業者へ融資制度の優遇措置を図り、経営指導など支援の充実に努めます。

- 「農業経営基盤強化促進法」に基づく「宮崎市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改定に伴い、新認定基準の周知徹底を図ります。
- 認定農業者制度の優遇措置の周知を行い、更新と新規認定を行います。
- 法人や宮崎市SAP会議(詳細は 52 ページ参照)退会者等への認定を重点的に行い、新規認定者の増加を図ります。

認定農業者数の推移および目標

(単位:経営体)

区分	H6	H10	H15	H19	H20	H22	⇒	
							H25	H28
宮崎市	23	1,045	1,208	1,256	1,416	1,534	1,548	1,607
宮崎	9	447	372	427	571	636	659	691
佐土原	0	249	275	282	279	289	290	295
田野	0	100	227	228	229	253	249	252
高岡	4	104	149	138	148	169	165	180
清武	10	145	185	181	189	187	185	189

(2) 農業法人の育成・支援に努めます!!

【現状と課題】

農業経営の法人化は、経営の合理化や就業条件の向上など、農業経営の改善を図る上で有効な手段です。法人への移行により、「農業」が魅力的な職業となる基礎的な条件整備が整い、本市の強い農業づくりに貢献し、更なる発展につながります。

一方、個別経営体の経営規模によっては、法人化によるメリットを享受できない場合もあることから、規模拡大や雇用を内容とする補助事業や資金借入れの可能性の検討、経営作物の販売計画など、具体的な経営計画の策定を行う中で、法人化によるメリットの有無について、十分な検討を行うことが必要です。

【5年後の目標】

農業法人数			
(平成 22 年度)	92 法人	⇒	(平成 28 年度) 100 法人
農業生産法人数			
(平成 22 年度)	56 法人	⇒	(平成 28 年度) 62 法人

【展開する施策】

経営感覚に優れた、プロの農業経営体となる農業法人の育成・確保を積極的に推進します。

- 法人指向農家を対象に、法人経営移行のメリット・デメリット検討に対する指導・助言を行います。
- 経営の安定や規模拡大を目指す農業法人及び法人指向農家で組織する「宮崎市元気な農業法人会」の運営に対する指導・助言を行い、自己研鑽を通じた法人の経営力強化の取組を支援します。
- 県や農業会議など関係機関と連携し、多種多様な農業法人の育成・支援を積極的に図ります。

【推進母体】

宮崎市元気な農業法人会

会員数 43名(法人) …平成 23 年 10 月末現在

主な活動

- ・ 先進地研修の実施
- ・ 会員後継者同士の意見交換会
- ・ 関係機関主催の各種研修会へ参加
- ・ インターネットを活用した広報活動等



会員による先進事例調査 (川南町)

(3) 多様な新規就農者の確保・育成に努めます!!

1) 独立経営を目指す者への就農支援

【現状と課題】

生産基盤を持たない者が就農を果たすには、生産技術の修得のみならず、就農地や施設・機械の確保に要する多額の初期投資等いくつものハードルがあります。そのため、各種の情報提供や制度資金、補助事業導入等の支援等、あらゆる角度からの支援が求められています。

【5年後の目標】

新規就農者数（単年度）

(平成22年度) 44人 ⇒ (平成28年度) 50人

【展開する施策】

今後とも、国の制度事業や本市が作成を目指す「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)」との整合性を図りながら、県やJA、農業委員会など関係機関との連携強化を図り、独立経営を目指す新規就農者の育成・確保に努めます。

- 県やJA・農業委員会等の関係機関・団体と連携し、施設や機械の整備、農地や制度資金の確保などに関する多面的な助言・指導を行います。
- 国の各種制度事業の活用と併せた、新規就農者に対する市の支援策を検討します。
- 新規就農者に対する本市独自の各種支援策を積極的に展開します。



新規就農者の初めてのきゅうり収穫

2) 法人就農を目指す者への就農支援

【現状と課題】

新規就農者のうち、農業法人に就農する形態は、生産基盤整備の多額な初期投資が不要であることから、魅力的な農業従事の一態様となっています。

法人就農に関しては、雇用側である法人と就労する側の就農者とのマッチングが重要となることから、双方向からの円滑な情報提供が求められます。

【5年後の目標】

法人就農者数(単年度)

(平成22年度) 38人 ⇒ (平成28年度) 40人

【展開する施策】

法人就農を指向する者に対し、法人の組織する団体や県並びにJA、農業委員会など関係機関・団体との連携を強化し、新規就農者の育成・確保に努めます。

- 国や関係機関等の制度事業を活用し、就農希望者の法人への就農を支援します。
- 国や関係機関等の制度事業を活用し、研修制度の構築を含めた支援のあり方を検討します
- 支援のあり方についての検討結果を踏まえ、研修制度の構築等について事業化を図ります。
- 法人への就農希望者の総合相談窓口を設置し、各種情報提供や研修生の就労を支援します。



就農相談会

3) 「宮崎市SAP会議」への活動支援

【現状と課題】

宮崎市SAP会議会員は、農業従事者と同様に減少傾向にあります。若手農業後継者の組織として、独立した農業経営者となるため、これまで多様な学修活動にて成果を収めてきましたが、会員数の減少により、活動の停滞が懸念されます。

30代以上の新規就農者の取り込みや、新たな事業の導入により、組織活動の活性化を図る必要があります。

【5年後の目標】

宮崎市SAP会議の会員数

(平成22年度) 112人 ⇒ (平成28年度) 116人

【展開する施策】

新規会員の勧誘による組織の拡大及び各支部活動の充実を図りながら、農業後継者の資質向上に努め、将来の本市農業のリーダー的担い手を育成します。

- 年齢制限の見直し等による組織改革を行い、新規会員の勧誘活動を実施します。
- 組織強化のため会員数の増加に向けた重点的な取組を実施します。
- 活動内容の見直しを行い、会員のニーズにあった活動・事業を展開します。
- SAP会議の退会前に、認定農業者への経営改善計画書の作成支援等を行い、青年農業者の自立を支援します。

【組織の概要】

宮崎市SAP会議

昭和37年に、780名の会員規模で発足しました。

現在、宮崎、佐土原、田野、高岡、清武の5支部、会員数112名で活動を行っています。

税や補助事業の実施に関する勉強会や大消費地における流通事情の調査、また、全国農業青年交換大会等への参加を通じた知識や技術の相互交換などの学修活動を行っているほか、直売会への参加、地産地消、食育など、多様な活動に取り組んでいます。



SAP会員によるプロジェクト発表の様子

（4）安定した家族経営と円滑な事業継承に努めます！！

1）家族経営協定の締結推進

【現状と課題】

農業環境が厳しさを増しているなかで、家族で取り組む農業経営においても、より近代的で効率的な農業経営の確立が求められています。家族一人一人が農業経営の状況を把握し、将来の経営目標やその実現のための具体的な取組内容などを共有することは、農業経営の発展や将来展望を切り開くうえでとても大切であり、そのなかで役割分担や就業条件などを家族で話し合い文書化する家族経営協定の果たす役割は大きくなってきています。

【5年後の目標】

家族経営協定締結数		
（平成22年度）	280戸 ⇒	（平成28年度） 320戸

【展開する施策】

農業経営を安定させていく手段の一つとして、家族経営協定のPR活動に努めます。

- 締結推進体制を強化します。
- 未締結世帯に対する制度周知PR活動を実施します。

【推進母体】

宮崎市家族経営協定連絡協議会

市内の家族経営協定締結者で構成された組織であり、毎年、市内を7つの地域に分けて、地区別研修会を開催しています。また、協定未締結世帯にも参加を呼びかけ、協定の必要性などについてPRしながら、締結を推進しています。



地区別研修会の様子

2) 農業者年金制度への加入推進

【現状と課題】

農業者年金制度は、農業者に対し、年金給付を行うことにより、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業の担い手を確保するという農政上の目的を併せ持つ制度です。農業者年金に加入することにより、将来に渡り、安定的な農業者の基盤を整えることができるため、加入資格者全員に周知し、加入を促す取組が必要となっています。

【5年後の目標】

農業者年金新規加入者数（単年度）

（平成22年度） 28人 ⇒ （平成28年度） 30人

【展開する施策】

あらゆる機会を通じて加入資格者に対し農業者年金の周知に努め、各関係機関と連携して加入推進に努めます。

- 加入推進活動体制を強化します。
- 加入資格者への制度周知と加入推進活動を展開します。

【推進母体】

加入推進対策本部

毎年12月から翌年2月の3ヶ月間を加入推進活動強化月間として位置づけ、加入推進対策本部を設置しています。対策本部では、加入推進部長を農業委員から選出し、市内6つの地区に分け、推進班を編成し、加入推進活動に取り組んでいます。

宮崎市農業者年金受給者協議会

年金受給者として年金の重要性を熟知している受給者で構成する組織であり、未加入者へのPR活動も行っています。



戸別訪問説明の様子

（5）女性農業者による活動を応援します！！

【現状と課題】

女性農業者は、農業就業人口の半数を占め、農業生産だけではなく、地域の子どもの対象とした食農教室や地域農産物を活かした加工品の販売など、地域の活性化を図るうえで重要な役割を果たしています。

しかしながら、家族経営における女性参画は、女性の認定農業者*の数で見ただけでは十分とはいえない状況にあります。また、各地域で組織される女性農業者グループの活動を担う次世代の女性農業者が減少傾向にあります。

今後は、女性の経営への参画による家族経営の充実、女性農業者リーダーによる担い手の育成・確保、さらには、食育活動や6次産業化など、女性ならではの視点を活かした取組の充実による地域農業の活性化が重要となっています。また、家計を担当する女性の立場から農業経営の主幹的立場を確立することが必要となっています。

* 女性の認定農業者

女性が認定農業者となるためには、女性が主たる経営者として農業経営改善計画の認定を受ける場合のほか、家族との間で家族経営協定を締結した上で、経営主との連名で農業経営改善計画の認定を受ける方法もある。

【5年後の目標】

女性の認定農業者数	
(平成22年度) 38人	⇒ (平成28年度) 80人
女性農業者リーダー数	
(平成22年度) 0人	⇒ (平成28年度) 15人

【展開する施策】

女性農業者組織の活動を促進し、県やJA等の関係機関・団体とも連携しながら、資質の向上に努めると共に女性農業者リーダーを育成し、次世代を担う女性農業者の育成・確保に努めていきます。

また、家族経営協定や女性の認定農業者についての啓発を図り、女性農業者が農業経営の方針決定の場や農業経営に参画していくために必要な知識・技術の修得支援や情報提供等を行います。

- 学修会(家族経営協定・認定農業者・ライフプラン*等)の充実を図り、女性農業者の更なる資質の向上と農業経営改善計画の認定を推進します。
- 家族経営協定締結者に対し、共同申請による農業経営改善計画の認定を促進します。
- 女性農業者リーダー育成研修を実施し、女性農業者リーダーを認定します。
- 女性農業者リーダーによる女性農業者育成の促進及び『(仮称)宮崎市頑張る女性会議』の活動を充実させ、次世代を担う女性農業者を確保します。

【推進母体】

(仮称) 宮崎市頑張る女性会議

宮崎市内の各地域で構成される女性農業者グループを組織化します。(平成23年度設立予定)

設立後は、組織全体での活動実施に向けた各グループの連携強化、これからを担う女性農業者リーダーの育成に重点をおくと共に、女性農業者のさらなる地位、資質の向上を目指します。



頑張る女性活動応援事業活動報告会の様子

*ライフプラン

金銭面からの生活設計。各個人の理想とする将来像に基づき、将来必要になるであろう資金額や起こりうる危険を推測し、必要資金をどのように調達するか、将来設計を変更する必要があるか、などを考えて設計していく。

(6) 高齢農業者の豊富な知識や知恵を活かす取組を推進します!!

【現状と課題】

本市農業従事者における高齢農業者の割合は、すでに高い水準にあり、担い手の不足から農作業従事での負担が強まって、負担軽減の声が高まっています。

今後は、地域農業生産力の維持の観点から、農業経営の維持を図ろうとする高齢農業者に対しては負担軽減策による支援を行うとともに、離農者に対しては、集落営農への参画や新規就農者への基盤承継など、地域農業の維持・活性化へ繋がる活躍を担えるよう環境づくりが求められています。

また、「生涯現役」という高齢農業者も多い中で、高齢農業者の経験と能力をどう活かして行くかが課題となっています。

【展開する施策】

労力軽減を図るとともに、高齢者の経験と能力を活かせるよう、集落営農への取組に対する高齢農業者の積極的な参加や、直売所への出荷による生きがいつくり、市民農園・学童農園における都市住民や生徒への栽培技術指導を通じた農業理解の促進、新規就農者の受入れによる地域農業の継承、農村文化の継承等を関係機関と連携し推進します。

- 集落営農組織設立に向けた、高齢者の参画を推進します。
- 集落営農組織設立と併せ、高齢者の参画を推進します。
- 離農予定の高齢農業者による新規就農者の受入れを検討します。
- 設立された組織への参画拡大、高齢農業者の活躍できる営農環境の確保について検討します。
- 高齢農業者が活躍できる営農環境づくりのための事業化を図り、実施します。

(7) 先駆的農業者の豊富な知識と優れた技術を次世代に継承します!!

【現状と課題】

2010年世界農林業センサス結果によれば、市内の農業就業人口を年齢階層別にみると、70歳以上層は3,429人で全体に占める割合は38.8%となっており、平均年齢は、62歳程度になっているものと推測されます。

本市では、昭和30年にホロ式ビニールフレーム栽培が普及し、昭和35年に竹骨によるキュウリ用大型連棟ハウスが考案されており、そのころから現在のような集約的で先進的な本市の施設園芸が形成されてきています。

昭和30年代当時、手探りの中で懸命に施設園芸に取り組んできた20代の若者たちは、現在では70代という年齢に達していますが、彼ら先駆的な農業者たちは、長年の経験に裏打ちされた豊富な知識や優れた技術を有しています。

このような先駆的な農業者は、施設園芸のみならず、稲作や畜産など、あらゆる経営分野で、現在でも元気にご活躍されており、本市の“宝”とも言える存在です。

本市農業のさらなる発展のためには、その豊富な知識や優れた技術を、次世代を担う若い農業経営者たちに継承していくことが必要不可欠と考えます。

【5年後の目標】

宮崎市農政アドバイザー（仮称）の認定数

（平成 28 年度までに） 20 人

【展開する施策】

農産、園芸、畜産などのそれぞれの分野において、豊富な経験を有し、かつ優れた技術により高い実績が認められる本市の先駆的農業者を、“宮崎市農政アドバイザー（仮称）”として認定し、彼らが有する豊富な知識や優れた技術を、次世代を担う若い農業経営者たちに継承します。

また、この“宮崎市農政アドバイザー（仮称）”にご協力いただきながら、市農政担当職員の農業についての技術的な知識の向上を図ります。

- 普及指導協力委員*の経験者などを中心として、本市の優れた農業者を“宮崎市農政アドバイザー（仮称）”として認定します。
- “宮崎市農政アドバイザー（仮称）”を青年農業者組織などが実施する研修会に講師として派遣し、次世代を担う若い農業経営者の育成に努めます。
- “宮崎市農政アドバイザー（仮称）”と市農政担当職員との意見交換会、研修会及び現地実習などを実施し、市農政担当職員の農業についての技術的な知識の向上に努めます。

* 普及指導協力委員

農業改良助長法(昭和 23 年法律第 165 号)第 13 条に基づき、農業又は農産物の加工若しくは販売の事業その他農業に関連する事業について識見を有する者のうちから、県が委嘱し、県の普及指導員に協力して農業経営又は農村生活の改善に資するための活動を行う。

(1) 消費者や実需者に信頼される安全・安心対策に努めます！！

1) 農薬の適正使用と「ポジティブリスト制度」の遵守

【現状と課題】

平成18年に「食品衛生法」が改正され、「ポジティブリスト制度」が導入されて5年が経過しましたが、国内では、依然として出荷された農産物から残留農薬が検出されるなどの事例が発生しています。

食品衛生法に基づく残留農薬基準は、それぞれの食品に対し、農薬ごとに設定されており、基準のないものは一律の基準として0.01ppm(1億分の1g)以下と設定されています。この基準は、農産物の生産段階において、農薬を適正に使用することで問題なくクリアできるレベルとなっていますが、万が一、残留農薬が検出されれば、長年かけて築き上げてきた安全・安心な農産物の産地としての信頼を崩壊させることにつながります。

農薬を使用する場合には、農薬に貼付されたラベルにより、適用農作物、適用病害虫雑草名・使用目的、希釈倍数・散布液量、使用時期及び総使用回数を遵守することが不可欠です。

また、散布する作物以外に農薬がかからないよう細心の注意を払うことや飛散しにくい粒剤型を選ぶこと、決められた農薬の散布方法を守ること、使用する散布器具に農薬が残らないよう確認すること、生産履歴管理記録簿に記帳すること、無登録の農薬を使用しないこと、有効期限切れの農薬を使用しないことなども重要で、使用する作物のことだけでなく、周辺で栽培されている作物への飛散防止にも配慮するなど、あらゆる面からの注意が必要となっています。

安全で信頼される農産物の生産には、農薬の適正使用についてのより厳格な対応が求められています。

【展開する施策】

県、農業改良普及センター及びJAには、最新の情報を取り扱う「ポジティブリスト制度相談窓口」が設置されています。本市においてもこれらの関係機関との連携を図りながら、最新の情報をより判りやすく発信し、この「ポジティブリスト制度」の周知徹底に努めます。

- 関係機関と連携し、農薬の適正使用やポジティブリスト制度の啓発に努めます。
- 農政推進委員会や各生産者部会などの開催時に、啓発チラシの配布や、研修会を開催します。

2) 「食品のトレーサビリティ」への取組の推進

【現状と課題】

牛肉や米・米加工品については、「牛肉トレーサビリティ法」(平成16年12月)、「米トレーサビリティ法」(平成23年7月)の施行により、食品のトレーサビリティ*への取組が義務化されています

が、消費者に信頼される安全・安心な産地として発展していくためには、全ての品目において全ての生産者が取り組んでいく必要があります。

現在、JAの各生産者部会や市場出荷者への研修会を通じ、生産管理記録簿に生産管理及び病害虫防除状況を記入し、生産履歴の提供ができるよう指導を行っていますが、今後とも生産者によるトレーサビリティへの取組を徹底していく必要があります。

さらに、近年では、食品安全に加え、環境保全、労働安全など幅広い分野を対象としたGAP(農業生産工程管理)*への取組も行われてきています。GAPについても、現在、JAの各生産者部会において推進が図られていますが、今後ともその取組を拡充していく必要があります。

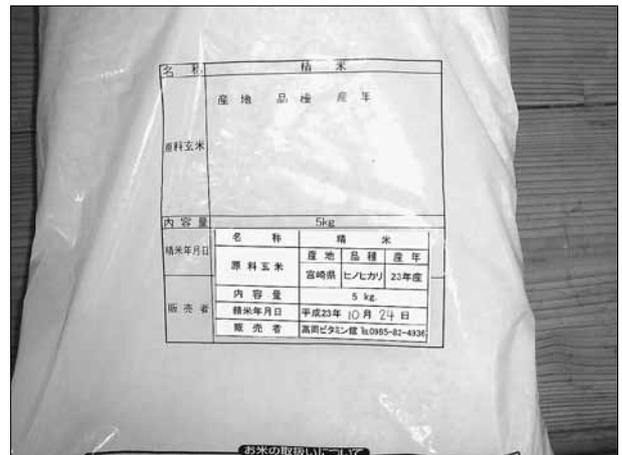
【5年後の目標】

農業生産工程管理（GAP）への取組品目数
 (平成22年度) 13品目 ⇒ (平成28年度) 22品目

【展開する施策】

消費者に対し安全・安心な生産物を安定的に供給できる産地としてアピールできるよう、関係機関一体となり、トレーサビリティへの取組を徹底するとともにGAPへの取組も推進します。

- トレーサビリティの徹底を図ります。
- GAPを啓発します。
- GAP研修会を開催します。
- GAPへの取組品目を拡充します。



米トレーサビリティによる表示

* 食品のトレーサビリティ

農産物や加工商品などの食品が、どこから来て、どこへ行ったか「移動を把握できる」こと。個々の生産者や事業者が取扱う生産物や商品(食品)について、生産履歴や流通経路に関する記録を作成・保存することによって、生産から小売まで、食品の移動の経路を把握することが可能となり、食品事故が発生した際の迅速な対応(回収等)が可能となる。

* GAP(農業生産工程管理)

Good Agricultural Practice の略で、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に即して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。これに多くの農業者や産地が取り組むことにより、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待できる。

(2) 品目ごと用途ごとの販売戦略を検討していきます！！

【現状と課題】

現在、本市で生産される農林水産物は、JAや宮崎市中心卸売市場へ出荷され、県内外の市場を通じて量販店やスーパーへ供給される流通が主体となっています。

しかしながら、「食」に対する消費者ニーズは多様化しており、これからは、従来からの流通ルートに加え、食品メーカーやコンビニエンスストア、外食産業、直売所などの食品関連産業や販売施設からの様々な需要に対応できる新たな流通ルートや販売戦略について検討していく必要があります。



直売所における販売状況

【展開する施策】

食品関連産業や販売施設のニーズを的確に捉え、コストを抑えた新たな流通ルートについて検討を行うとともに機能性成分や安全性を重視した栽培技術の確立、付加価値を高めるための加工商品の開発などについて、品目ごと用途ごとに検討し、新たな販売戦略を展開していきます。また、国内での流通に加え、海外への輸出についても検討します。

- 食品関連産業や販売施設におけるニーズの把握に努めます。
- 新たな流通ルートを検討し、試験し、確立させます。
- 新たな加工商品や用途に応じた栽培技術を検討し、試験し、導入していきます。
- 海外輸出の可能性を検討し、試験的に実施し、本格実施につなげます。

(3) 畑作物の生産振興を図ります！！

【現状と課題】

畑作物の生産は、夏作としては、葉たばこ、さといも、かんしょ等、冬作としては、漬物大根、千切大根等の加工用野菜や青果大根が主流となって栽培されています。

これらの品目は、農業従事者の高齢化による担い手不足に加え、加工・業務用を中心とした輸入野菜の増加や、消費者の生活スタイルの変化に伴う消費量の減少、さらには、生産が気象条件により大きく左右され、収量、価格とも安定せず、農業所得が上がらないことが原因で、栽培面積、生産額とも減少傾向となっています。

特に、葉たばこについては、たばこ税増税や健康志向の高まりから消費が低迷しており、平成23年8月には、7年ぶりに大規模な廃作募集が行われ、全体作付面積の4分の1程度が廃作見込みとなっています。

今後は、喫緊の課題である葉たばこの廃作に伴う品目転換や休耕地の有効活用のほか、生産農家の高齢化対策や安全・安心な農産物の生産や省力化・安定生産技術を確立し普及を図っていくことが課題となっています。



田野地区の畑作物の状況

【展開する施策】

生産者の所得向上を目指して、生産コストの低減や、経営規模拡大を促進します。また、葉たばこの廃作に伴う露地野菜への品目転換や、需要の伸びが期待できる加工・業務用野菜への対応など、積極的に畑作物の生産振興を図ります。

- 実証展示圃を活用して新たな推進品目の検討や生産技術の確立に努めます。
- 減農薬栽培の取組を推進します。
- 省力化・安定生産技術の確立を図り普及に努めます。
- さといも、しょうが、にんじん等の根菜類や千切大根等の加工・業務用野菜を中心とした計画的な生産への取組を支援します。
- 畑作物における農作業受託組織の育成を図ります。
- 共同利用機械の導入を支援します。

(4) 特色を活かした農畜産物の生産振興を行います！！

1) 普通作物・工芸作物・飼料作物

①米

【現状と課題】

ア) 主食用米

本市の主食用米の生産は、コシヒカリを中心とした早期水稻が約8割を占め、普通期水稻では、ヒノヒカリが主流となっています。近年では、米粉の加工品に関心が高まってきてはいるものの、消費者の米離れは一段と進んでおり、供給過剰による米価の低迷が続いています。

そのような中、宮崎中央農業協同組合宮崎支店管内では「うまい米づくり研究部会」が中心となり、減農薬・減化学肥料で栽培する特別栽培米や、市内のソフトバンクホークスキャンプ地周辺に栽培するホークスブレッジ米など、本市の特色を活かした「うまい米」の生産に取り組んでいます。

また、地球温暖化などの環境変化に適応した、新耐性品種や食味の良い品種の研究も進んでおり、平成23年秋には新品種「おてんとそだち」がデビューしました。

イ) 新規需要米等

米は、主食用のみならず、他にも多様な用途に利用されています。パン・麺等の用途に使う米粉用米、豚や鶏の餌になる飼料用米、牛の餌になるWCS用稲などが代表的で、これらは「新規需要米」と呼ばれます。

また、お酒や味噌、お菓子の原料となる加工用としても使われます。現在、用途に応じた品種が開発されていますが、これらの作付けを増やすために、販売ルートの掘り起こしが必要となっています。



米粉を使用したケーキ

【5年後の目標】

米の生産面積			
(平成22年度)	3,524.5ha	⇒	(平成28年度) 3,800.0ha
主食用米の生産面積			
(平成22年度)	3,093.4ha	⇒	(平成28年度) 2,938.7ha
新規需要米等の生産面積			
(平成22年度)	431.1ha	⇒	(平成28年度) 861.3ha

【展開する施策】

ア) 主食用米

米の消費量は減少傾向となることが予想され、主食用米の作付面積は年々減少すると考えられますが、需要バランスの取れた生産・供給体制を継続するとともに、消費者嗜好や市場動向に即した「食味の良い、高品質な売れる米づくり」を推進します。

イ) 新規需要米等

国の対策（現行の農業者戸別所得補償制度）を活用しながら、水田をフル活用した新規需要米や加工用米の生産に取り組んでいきます。また、各関係機関と連携し、需要の拡大や生産者へ販売につながる情報を提供します。

- 生産調整を達成するための取組を実施します。
- うまい米づくり研究部会の活動を支援します。
- 米トレーサビリティー法に基づく出荷・販売記録の記帳を徹底し、「安全・安心」な米の流通に努めます。
- 新規需要米等の生産拡大を支援します。

【モデル事例】

宮崎中央農業協同組合宮崎支店 うまい米づくり研究部会

うまい米づくりの研究及び米生産拡大を図り、米作農家の経営安定と所得の向上を目指しています。

栽培技術研修、優良品種の導入と生産資材、安全な農作業に関する事業を実施しています。



部会員による新米試食会

②茶

【現状と課題】

茶については、時代の変化により、若年層を中心に急須でいれたお茶が飲まれなくなってきたことから、リーフ茶の需要が減少しています。また、中国茶の輸入増加やペットボトル茶の消費の減少により、茶の販売価格が低下し、厳しい状況となっています。

これまで、生産組織の育成や奨励品種への新・改植に対する支援などに取り組んできましたが、今後は、茶の消費拡大や高品質の茶葉の生産を推進し、販売単価を上昇させていくことが課題となっています。

【5年後の目標】

県推奨品種栽培面積

(平成22年度) 25.1ha ⇒ (平成28年度) 30.5ha

【重点推進地区】

生目地区、田野地区、高岡地区、清武地区

【展開する施策】

県の奨励品種の新植・改植を積極的に推進し、生産者の所得向上を図るとともに、収入減によるセーフティネットの充実や降灰など自然災害情報の共有化など農家経営の安定に努めます。

また、みやざきお茶まつりへの参加、お茶の葉を使った料理教室やお茶のいれ方教室の開催など、みやざき茶のPR・消費拡大に関する活動を推進していきます。



青年部による新茶のPR

- 県推奨品種の新改植を推進します。
- 各種イベントにおける茶のPR活動や消費拡大に積極的に取り組みます。
- 防災メール等の活用による自然災害等の情報を共有化し、被害防止に努めます。
- 自然災害等によるセーフティネットの充実に努めます。

③葉たばこ

【現状と課題】

葉たばこの生産については、台風、長雨、日照不足、渇水、高温・低温等の異常気象の影響により、ここ数年、品質・収量とも低下し、農家所得が不安定な状況が続いており、年々、生産面積、生産額ともに減少傾向にあるなど、依然として厳しい状況となっています。

また、健康増進法の施行に伴う、健康志向が高まりから喫煙者が減少し、国内産のたばこの需要と供給のバランスが崩れてきています。

このような中、日本たばこ産業株式会社(JT)は、平成23年8月に、葉たばこの生産を取り止める農家に対して廃作協力金を支払うことを決定し、7年ぶりに廃作募集を行いました。これを受け、本市の葉たばこ生産は、農家戸数で、約3割が、栽培面積では、4分の1が廃作の見込みとなっています。

これまで、生産組織の活動支援、黄斑えそ病対策などの助成に取り組んできましたが、今後とも、品質向上や収量確保のため、生産農家やJT、耕作組合などの関係機関が協力して、土づくりや栽培技術を確立していくことが喫緊の課題となっています。

【5年後の目標】

葉たばこAタイプ*比率

(平成22年度) 57% ⇒ (平成28年度) 70%

【展開する施策】

生産者の所得の向上を図るために、高品質化や収量の安定確保のための取組や各たばこ耕作振興会の組織強化のための助成を行うとともに、病虫害対策についての啓発を行います。

- 関係機関と連携して土づくりや排水対策等による気候変動に対応した栽培技術の確立に取り組めます。
- 耕種的防除を基本とした、重要病害の発生の抑制に取り組めます。
- 黄斑えそ病の防疫対策についての啓発を行います。
- 生産組織強化に向けての支援を行います。



たばこ品種試験 (F70)

*葉たばこAタイプ

日本たばこ産業株式会社(JT)は、収穫・乾燥された葉たばこの品質を総合的に判断し、外観による評価を行い、A、B、Cの3段階に分けている。Aタイプとは、正常葉のことで高品質の葉たばこのことを表す。

④麦・大豆・そば・なたね

【現状と課題】

平成23年度から本格実施された「農業者戸別所得補償制度」において、麦・大豆・そば・なたねは飼料作物・加工用米などと合わせて戦略作物として位置付けられました。

本市においては、これらの作物は、水田の転作作物として多く栽培されていますが、麦は春の長雨、大豆は夏から秋にかけての台風の影響など、本市特有の気象条件により、収量・品質とも安定せず、収益性も向上が望めない状況にあります。

また、そばについても、気象災害の影響を受けやすく、価格も安定しないことなどから、自家用としての栽培やそば専門店との契約栽培、地域おこしの特産物としての栽培が主となっています。さらに、なたねは、景観作物としてだけでなく、食用油の原料や代替エネルギーのひとつとしても期待されています。



そばの花畑

【展開する施策】

県やJAなどの関係機関と連携しながら、各作物ごとに、作付適期、栽培適地、適合優良品種の選定や有効な病虫害防除方法などを総括した栽培体系を確立し、品質の向上を図ります。

農業者戸別所得補償制度の広報・周知に努め、同制度の活用により、作付面積の拡大を図ります。

○ 麦

- ・生産者の組織化や水稲と組み合わせた水田の高度利用と稲作機械の有効活用を推進します。
- ・関係機関との連携による栽培技術の普及と優良品種の選定・導入を推進します。

○ 大豆

- ・豆腐・味噌製造業者等の需要者との連携による契約栽培の拡大を推進します。
- ・気象条件や土壌条件に応じた耕起・播種などの栽培技術の確立による高品質・安定生産を推進します。

○ そば

- ・省力・短期作物の長所を活かして、早期水稲又は飼料用稲との二毛作による作付けを推進します。
- ・そばの新品種「みやざき早生かおり」について広報・周知し、導入を推進します。

○ なたね

- ・なたね油の販路の拡大を図るとともに、生産の集団化を推進します。

⑤飼料作物

【現状と課題】

飼料作物の生産は、米の生産調整における主要な転作作物として増加してきましたが、平成22年度から導入された「戸別所得補償モデル対策」、さらに23年度からの「農業者戸別所得補償制度」により、交付単価の高いWCS用稲の生産が伸びています。

また、口蹄疫の影響により、安全な自給粗飼料への需要が高まっており、今後も飼料作物の作付面積は拡大していくものと考えられています。

本市の温暖な気候を活かし、周年で水田を有効活用する観点から、主食用水稻や飼料用稲など基幹作物の間に二毛作としてソルガム、イタリアンライグラスなどの飼料作物に取り組むことにより、地元産の安全な飼料の確保が期待されています。



飼料用稲のWCS

【5年後の目標】

飼料作物の作付面積 (注)			
(平成22年度)	947.8ha	⇒	(平成28年度) 1,000ha

(注)二毛作を含む延べ面積。ただし、飼料用稲を除く。

【展開する施策】

生産調整における転作作物として、また地元産の安全・安心な自給粗飼料の確保にむけて、飼料作物の作付けを推進していきます。

- 周年での水田の有効活用により、二毛作での飼料作物の生産を推進します。
- 農業者戸別所得補償制度の水田活用の所得補償交付金を有効に活用します。
- 耕種農家と畜産農家との需要・供給の調整を図っていきます。

2) 園芸作物

①施設野菜

【現状と課題】

冬期に温暖多日照な気象条件を活かして産地が形成されてきましたが、農業従事者の高齢化により担い手が減少し、さらには、農業生産資材の価格高騰などにより、栽培面積、生産額とも減少傾向となっています。

これは、農業従事者の高齢化による担い手不足のほか、輸入農産物の増加や重油や生産資材の高騰等により農業所得が上がらないことが原因であり、安全・安心な農産物の生産や生産コストの低減を図っていくことが課題となっています。

【5年後の目標】

施設野菜主要5品目（キュウリ、ピーマン、トマト、メロン、イチゴ）の生産目標

	生産面積	生産量	生産額
平成22年度	446.7ha	36,267 t	12,684 百万円
平成28年度	449.2ha	37,907 t	12,762 百万円

施設野菜主要5品目（キュウリ、ピーマン、トマト、メロン、イチゴ）の単収 5%アップ

【展開する施策】

生産者の所得向上を目指し、減農薬栽培を推進するとともに、生産コスト低減のために省エネルギー資機材の導入、作業の省力化及び生産力の強化対策、さらには、施設ハウスの長期利活用等への対策に取り組み、施設野菜産地の維持に努めます。

- 減農薬栽培の取組を推進します。
- ヒートポンプや循環扇などの省エネルギー資機材の導入を支援します。
- 栽培管理方法を再検討し省力化及び生産力強化に取り組みます。
- 施設ハウスのリニューアルなど長期利活用の支援を検討します。



ピーマンの栽培状況

②露地野菜

【現状と課題】

さといも、青果大根、にんじん、しょうが等の根菜類や、漬物大根、千切大根等の加工野菜などが栽培されてきましたが、現在、農業従事者の高齢化が進む中で、土地利用型の露地野菜栽培は農作業の省力化・効率化が図りにくいことや、気象条件により収量・価格が大きく左右され農業所得が不安定なことにより、栽培面積、生産額とも減少傾向となっています。

このため、今後とも省力化・効率化を目指した農作業体系及び自然気象災害に強い安定生産技術の確立・普及が課題となっています。また、葉たばこの廃作に伴う多くの休耕地を有効活用するため、露地野菜等への品目転換については喫緊の課題となっています。

【5年後の目標】

根菜類の生産目標 (注1)			
	生産面積	生産量	生産額
平成 22 年度	361.2ha	9,444 t	1,714 百万円
平成 28 年度	387.0ha	9,993 t	1,888 百万円

(注1) さといも、青果大根、にんじん、しょうが、ごぼう

加工野菜の生産目標 (注2)			
	生産面積	生産量	生産額
平成 22 年度	636.5ha	9,186 t	1,691 百万円
平成 28 年度	646.0ha	9,340 t	1,772 百万円

(注2) 漬物大根、千切大根

さといもの生産面積目標			
(平成 22 年度)	224.3ha	⇒	(平成 28 年度) 245ha
かんしょの生産面積目標			
(平成 22 年度)	195.9ha	⇒	(平成 28 年度) 227ha
しょうがの生産面積目標			
(平成 22 年度)	21.2ha	⇒	(平成 28 年度) 25ha
にんじんの生産面積目標			
(平成 22 年度)	47ha	⇒	(平成 28 年度) 52ha

【展開する施策】

生産者の所得の安定化を目指して、経営規模拡大に向けた農作業の省力化・効率化及び風雨や高温などの気象条件に強い安定生産技術の確立・普及を促進します。

また、葉たばこの廃作に伴う露地野菜への品目転換に対処するため、需要の伸びが期待できる加工・業務用野菜を中心に根菜類(さといも、しょうが、にんじん等)や千切大根などの加工野菜を推進するほか、露地のきゅうり、ピーマンなどについても計画的な生産に取り組み、所得率の高い露地野菜の生産拡大を図ります。



漬物大根の天日干し風景

- 実証展示圃を活用した露地野菜の新たな推進品目の検討及び流通ルート(コマーシャルベースとしての商品化)の検討を進めます。
- 省力化・効率化を目指した農作業体系の確立に努めます。
- 気象条件に左右されにくい安定生産技術の確立を図り普及に努めます。
- 根菜類(さといも、しょうが、にんじん等)や千切大根等の加工・業務用野菜を中心に計画的な生産を支援します。
- 露地野菜の生産資機材の導入を支援します。

③果樹

【現状と課題】

温暖多日照な気候条件を活かして、完熟マンゴーを始め、日向夏、完熟きんかん等多様な果樹栽培が行われています。

現在、温州みかんをはじめとする柑橘類等の生産においては、個人間の格差が顕在化するとともに、農業従事者の高齢化による担い手不足や農業生産資材の価格高騰など生産環境が厳しい状況の中にあつて生産基盤が弱体化しています。

このため、優良品種への転換や減農薬栽培への取組、共同利用機械の導入、生産体制の強化を図るとともに販売促進対策を積極的に実施していくことが課題となっています。



マンゴーの栽培状況

【5年後の目標】

マンゴーの生産目標			
	生産面積	生産量	生産額
平成22年度	31.2ha	380 t	1,298 百万円
平成28年度	33.0ha	528 t	1,320 百万円

日向夏の生産目標			
	生産面積	生産量	生産額
平成22年度	75.9ha	1,780 t	460 百万円
平成28年度	75.0ha	1,950 t	526 百万円

パイアの生産目標			
	生産面積	生産量	生産額
平成22年度	2.2ha	41 t	50 百万円
平成28年度	4.0ha	80 t	68 百万円

【展開する施策】

生産者の所得向上を目指し、優良品目・品種への転換や減農薬栽培への取組、ブランド化をはじめとする販売促進対策を積極的に推進するとともに、省力化対策や生産コスト低減のために省エネルギー資機材の導入等に取り組めます。

- 優良品目・品種への転換を支援します。
- 消費宣伝活動を積極的に活用し販売促進対策に取り組みます。
- ヒートポンプや循環扇などの省エネルギー資機材の導入を支援します。
- 共同利用機械の導入を支援します。

④花き

【現状と課題】

バラ、トルコギキョウなどの切花からコチョウラン、ポインセチアなどの鉢物、パンジー、ペチュニアなどの花壇苗といった幅広い生産が行われています。現在、長引く景気低迷による業務需要の減退、輸入花きの増加、国内他産地との競合の激化及び重油や生産資材の価格高騰など生産環境が厳しい状況にあり、栽培面積、生産額とも減少傾向となっています。

このため、消費者ニーズに対応した生産を行うとともに、販売促進対策、生産コストの低減などを図っていくことが課題となっています。

【5年後の目標】

切花の生産目標		
	生産面積	生産額
平成22年度	30.6ha	876百万円
平成28年度	32.0ha	950百万円

洋ラン類（鉢物）の生産目標		
	生産面積	生産額
平成22年度	7.1ha	976百万円
平成28年度	7.1ha	1,000百万円

鉢物・苗物（洋ラン類を除く）の生産目標		
	生産面積	生産額
平成22年度	27.7ha	1,050百万円
平成28年度	27.6ha	1,080百万円

生産額1億円以上の品目数		
(平成22年度)	7品目	⇒ (平成28年度) 9品目

【展開する施策】

生産者の所得向上を目指し、他産地との差別化を図るため優良なオリジナル品種の普及やブランド化をはじめとする販売促進対策を積極的に推進するとともに、環境に配慮した生産管理対策や生産コスト低減のための省エネルギー資機材導入等に取り組みます。

また、優良な宮崎市産の花きを市民や業者にPRすることで、地元での消費を増やし、農業所得の向上を図ります。



デルフィニウムの栽培状況

- 優良なオリジナル品種の普及を推進します。
- 消費宣伝活動を積極的に活用し販売促進対策に取り組みます。
- 病虫害の活動抑制や品質向上が図られる紫外線カットフィルムなどの資機材の導入を支援し、環境に配慮した生産管理対策の普及に努めます。
- ヒートポンプや循環扇などの省エネルギー資機材の導入を支援します。
- 「花の祭典」、「園芸の祭典」、「街市」などの各種イベントを通じて花の展示及び即売を行い、市民へのPRに取り組みます。

3) 畜産

①肉用牛

【現状と課題】

肉用牛経営は、繁殖生産が大勢を占めており、関係機関と連携した優良系統の導入が盛んに行なわれています。また、JA宮崎中央が中心となって入植施設の建設が相次いでおり、高岡町に西部畜産団地、佐土原町に北部畜産団地が整備され、キャトルステーション(子牛預入施設)も計画が進められています。

また、肥育牛経営については、戸数は少ないものの、優れた飼養管理技術により安全・安心な宮崎牛ブランドの普及促進に大きく貢献しています。

こうした中、子牛価格の伸び悩みや枝肉価格の低迷と併せて、飼料価格の高騰が経営に深刻な影響を及ぼしています。さらに、平成22年4月に発生した口蹄疫からの早期復興が大きな課題となっており、中でも人工授精業務停止の影響を受けた、子牛の出荷時期の偏りの平準化対策が急務となっています。

【5年後の目標】

肉用牛の生産目標		
	飼養農家数	飼養頭数
平成 22 年度	595 戸	14,803 頭
平成 28 年度	555 戸	14,900 頭

平均分娩間隔		
(平成 22 年度)	412 日	⇒ (平成 28 年度) 402 日

【展開する施策】

優良系統牛の地域内保留を継続的に進めるとともに、優良牛の生産技術である受精卵移植の活用により、肉用牛の改良を進めます。

また、良質自給飼料確保のための機械導入や省力化のための機械等の導入を支援し、農家経営の安定を図るとともに、「宮崎中央畜産共進会」や「宮崎県畜産共進会」への奨励等を通じて生産意欲や生産技術の向上を図ります。

さらに、宮崎市家畜伝染病復興対策基金を活用し、口蹄疫からの復興対策を講じます。



西部畜産団地（高岡町小山田）

- 優良牛の保留対策や優良牛生産のための肉用牛の改良を推進します。
- 良質自給飼料の確保や生産技術向上を推進します。
- 飼養管理の徹底や防疫対策を徹底します。
- 口蹄疫発生による子牛出荷時期の偏在化の解消を推進します。

②酪農

【現状と課題】

酪農業は、飲用乳の消費低迷や配合飼料価格の高騰により経営が大きく圧迫されている状況にあり、経営の形態も酪農を専業とする農家は少なく、ほとんどは肉用牛飼育と併せた経営形態となっています。

このため、生産性の向上や地域に根差した牛乳の消費拡大、飼養管理の省力化による生産性の向上など、経営の安定を図る取組が必要となっています。

【5年後の目標】

酪農の生産目標		
	飼養農家数	飼養頭数
平成 22 年度	8 戸	367 頭
平成 28 年度	8 戸	370 頭

受精卵移植実施回数		
(平成 22 年度)	27 回	⇒ (平成 28 年度) 30 回

【展開する施策】

経営の規模や管理方式に応じて、自動給餌機などの新しい飼養管理技術や、作業の外部委託化により生産コストの低減や省力化を推進します。

また、個体ごとの飼料給与や健康管理が必要であるため、牛群検定の実施等により適切な飼養管理や選抜淘汰や更新などの牛群改良を進め、生産性の向上を図ります。



乳牛の飼育状況

- 優良な後継牛の効率的な生産を図るため、性判別精液の利用を推進します。
- 経営安定を図るため、肉用牛の受精卵移植を推進します。
- 牛乳の「地産地消」や地域での消費拡大を図るため、地域住民を主体とした酪農体験学習や消費拡大イベントの開催を推進します。
- 労働の周年拘束性を緩和するため、酪農ヘルパー組合の利用を推進します。
- 「宮崎中央畜産共進会」や「宮崎県畜産共進会」の出品者への賞賜等を通じて、生産意欲や生産技術の向上を推進します。

③養豚

【現状と課題】

養豚業は、経営規模が比較的小規模な個人経営が主体となっていますが、一部に企業的経営も見られます。

近年、配合飼料価格の継続的な高騰が養豚経営に大きく影響を与えるとともに、都市化の進展に伴い、畜舎周辺環境との調和が継続的な経営の重要な課題となっています。



子豚の飼育状況

【5年後の目標】

養豚の生産目標

	飼養農家数	飼養頭数
平成22年度	14戸	13,568頭
平成28年度	14戸	13,600頭

オーエスキー病ステイタス*

(平成22年度) ステイタスⅢ ⇒ (平成28年度) ステイタスⅣ

*オーエスキー病ステイタス

オーエスキー病とは、豚ヘルペスウイルス1を原因とし、妊娠豚での異常産並びに哺乳豚での神経症状及び高い死亡率を主徴とする家畜伝染病予防法に規定する届出伝染病である。ステイタスとは清浄度の度合いで、清浄度の低いほうからステイタスⅠ→ステイタスⅡ前期→ステイタスⅡ後期→ステイタスⅢ→ステイタスⅣの5段階となっている。

【展開する施策】

周辺環境との調和や畜舎、家畜排せつ物処理施設等の改善を進め、経営の効率化、安定化を支援します。さらに、口蹄疫などの家畜伝染病に対する、自衛防疫の啓発指導を行います。

- 豚肉の「地産地消」や地域での消費拡大を図るため、地域住民を主体とした消費拡大イベントの開催を推進します。
- 地域の養豚農家からなる協議会組織の活動を支援することで、農家同士の有機的なつながりと情報の共有化を図ります。
- 「宮崎県畜産共進会」等の出品者への賞賜等を通じて、生産意欲や生産技術の向上を推進します。
- 関係機関と連携して、オーエスキー病疾病からの清浄化に向けた取組を進めます。

④養鶏

【現状と課題】

養鶏業では、多くは給餌方法や出荷の形態を組合組織により系統的に取り組んでいる事例ですが、一部では、独自の飼養管理や流通経路を確立して個別の経営に取り組んでいます。

また、経営形態として法人への移行も進んでおり、食肉処理場や加工販売施設を所有し、独自に6次産業化の取組も行われています。

さらに、飼養管理技術の改善と併せて、飼育生産コストの低減と消費・流通ニーズへの対応により、生産性の向上に取り組まれています。

一方、飼料価格の高騰による影響や都市化の進展に伴う鶏舎周辺環境との調和、高病原性鳥インフルエンザ等の予防対策が重要な課題となっています。

【5年後の目標】

養鶏の生産目標		
	飼養農家数	飼養羽数
平成22年度	36戸	1,223,000羽
平成28年度	36戸	1,223,000羽

【展開する施策】

周辺環境との調和や高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫のための鶏舎や家畜排せつ物処理施設等の改善を進め、経営の効率化、安定化を支援します。

また、関係機関と連携しながら、宮崎の新たな特産品としての「みやざき地頭鶏(じとっこ)」の生産振興を図ります。



みやざき地頭鶏の飼育状況

- 鶏卵や鶏肉、地頭鶏の「地産地消」や地域での消費拡大を図るため、地域住民を主体とした消費拡大イベントの開催を推進します。
- 地域の養鶏農家からなる「宮崎市養鶏振興協議会」の組織運営を支援することで、養鶏農家の情報の共有化を図ります。
- 高病原性鳥インフルエンザ対策として、自衛防疫の啓発指導を行います。

(1) 優良農地の確保に努めます！！

【現状と課題】

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であることから、集団的に存在する優良農地や農業生産基盤整備事業の対象地の優良な農地については、農業振興地域の農用地区域として設定し、良好な状態で維持保全し、かつ有効利用を図ることが重要です。

また、農地の確保と有効利用は、国土の保全、自然環境の保全、良好な景観の形成など多面的な機能を保持していく上でも重要です。

国においては、「食料・農業・農村基本法」において、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図ること。「食料・農業・農村基本計画」では、主要品目ごとの生産数量目標とともに必要となる作付面積、耕地利用率及び農地面積が示されている。

今後、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組を推進していく必要があります。

【5年後の目標】

農業振興地域農用地区域内の面積

(平成 22 年度) 7,237ha ⇒ (平成 28 年度) 7,408ha

【展開する施策】

宮崎市農業委員会、各土地改良区及び宮崎中央農業協同組合などとともに、農業振興地域の整備に関する法律・農地法の適正な運用により優良農地の確保に努めます。

- 農業振興地域整備促進事業を推進し、農用地区域への積極的な編入を図り、優良農地の確保に努めます。
- 適正な土地利用を推進することにより、農地の不適切な利用を是正し、良好な営農条件を確保します。

【推進体制】

宮崎市適正土地利用対策会議

宮崎市適正土地利用推進に係る指導方針に基づき、関係機関が一体となって適正な土地利用がなされていない違反案件に対する是正指導を行っています。適正な土地利用と良好な都市環境、農業生産及び生活環境の保全を図るために、未然防止策・是正指導方針・処分方針・市独自の制裁措置を定めています。



農業委員・市関係部局による農地パトロール

(2) 耕作放棄地の解消と未然防止に努めます！！

【現状と課題】

農産物価格の低迷や農家の高齢化、相続の多様化などにより、耕作放棄地は増加傾向にあります。荒廃した農地はそのままでは利用困難となり、病虫害発生のおそれとなり、有害鳥獣の被害を拡大させ、地域の農業について様々な問題となります。

食料の安定供給を行い、食料自給率の向上を図るには、優良農地の確保と有効利用を進めるために、耕作放棄地の解消および発生防止が喫緊の課題となっています。

【5年後の目標】

『耕作放棄地』を解消し、担い手に集積させる農地の面積 (注)
(平成28年度までに) 72.5ha

(注)農用地区域内にあり、かつ、人力や農業機械等で解消可能な『耕作放棄地』であり、優先的に解消し、担い手への農地集積を推進すべき面積

【展開する施策】

関係機関が連携して、所有者等への農地制度・関連施策の周知及び早期指導に取り組み、認定農業者等への農地利用集積を推進することにより、農用地区域を中心に耕作放棄地の解消と発生を未然防止に努めます。

また、耕作放棄地全体調査の実施により耕作放棄地を把握し、実情に応じた解消方法を検討します。

○耕作放棄地の発生抑制対策

- ・意欲ある多様な農業者への農地の利用集積を推進し、未然防止を図る。
- ・農業生産基盤整備事業により良好な営農条件を確保し、農地の荒廃化を防ぐ。
- ・戸別所得補償制度による農業経営の安定化を図り、農地の遊休化を抑制する。

○耕作放棄地の再生対策

- ・耕作放棄地を再生利用するための対策を推進する。
- ・人力や農業機械等で解消可能な耕作放棄地を重点的に解消に取り組む。



遊休化した農地



再生された農地

(3) 次代を担う農業経営体への農地集積を加速化させます！！

【現状と課題】

高齢化による農家の減少や非農家への農地相続の増加、また、たばこ廃作による不耕作地の増加及び離農が懸念されるなか、優良農地の「担い手」への確実な継承が必要です。

また、国では「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」の中で、7つの戦略を5年間で集中展開することとしており、その戦略のひとつに「新規就農の増加と規模拡大の加速」を掲げています。

規模拡大に向けて面積 20～30ha の土地利用型農業経営体育成のためには、本市の実情に即した農業法人や認定農業者などの、次代を担う農業経営体を確保・育成する必要があります。

【5年後の目標】

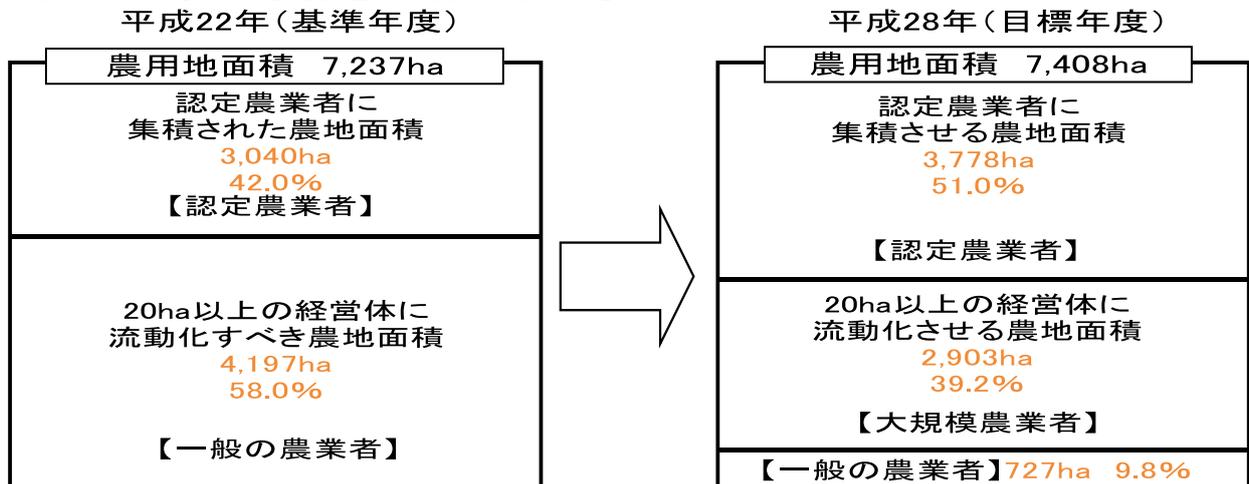
認定農業者が地域の農用地の利用に占める面積シェア	
(平成 22 年度) 42.0%	⇒ (平成 28 年度) 51.0%
経営面積が 20ha 以上の土地利用型経営体が地域の農用地の利用に占める面積シェア	
(平成 22 年度) 0.0%	⇒ (平成 28 年度) 39.2%

【展開する施策】

集落ごとに作成する「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)」により、地域農業の中心となる担い手に対し、農業委員会やJA等と連携を図りながら、農地の確実な集積を推進します。

- 農業経営基盤強化促進事業や農地移動適正化あっせん事業、農業制度資金などを有効活用し、農地集積を推進します。
- 農地利用集積円滑化事業を活用した農地集積を推進します。
- 戸別所得補償経営安定推進事業・農地集積協力金を活用し、経営転換・高齢による廃作・相続により分散した農地を、農地利用集積円滑化団体(JA宮崎中央)を介して、「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)」に位置づけられた地区の経営体に農地を集約します。

宮崎市における農地集積の考え方



(4) 農業の持続的発展を支える生産基盤の整備に努めます！！

1) 農業用水の安定供給と畑作かんがい営農の推進

【現状と課題】

「国営大淀川左岸・右岸地区土地改良事業」が平成16年度に、また、「国営綾川二期土地改良事業」が平成22年度に完工し、現在ではこれらの国営事業の計画と合わせ実施されてきた「畑地かんがい施設整備」等の基盤整備事業により、畑地かんがい対象面積の約49.9%にあたる792haに豊かな水が供給できるようになりました。

基盤整備の終了した畑地帯の受益地では、以前の天水を基にした作付け品目の限られた営農から、施設園芸や新品目の導入が可能になる等、営農形態の多様化が図られるようになっていきます。

【5年後の目標】

畑地かんがい施設整備完了地区の受益面積			
(平成22年度)	792ha (49.9%)	⇒	(平成28年度) 1,076ha (67.8%)

【重点推進地区】

中央地区、住吉地区、生目地区、北地区、田野地区、高岡地区、清武地区

【展開する施策】

国営事業計画区域等を中心とした畑地帯で、多様な作物に対応できるまとまりのある優良農地の基盤整備により規模拡大を推進していきます。

また、加工・業務用野菜等の土地利用型農業の展開を支える作業効率の高い生産基盤の整備促進や良好な畑土づくりを目的とする排水対策を考慮した基盤整備にも努めていきます。

- 畑作物の振興計画を基に、関係部署との連携・調整を図りながら、基盤整備の実施計画策定に取り組めます。
- 畑作物振興計画における重点作物の試験導入のための実証圃を整備します。
- 作物導入の可能性を検討し、本格実施へ向けた基盤整備を進めます。
- 畑地かんがい用水導入地区における利用状況の把握と効果の検証を行います。



スプリンクラーによる散水

2) 多様な農業の発展を支える生産条件の強化

【現状と課題】

基盤整備については、これまで計画的に推進してきましたが、全国平均と本市を比較するとまだ低い水準にあります。

特に近年では担い手の減少、高齢化、耕作放棄地の拡大などが進行しており、施設園芸を中心とする土地集約型農業と土地利用型農業を併せて推進するためには、多様な担い手育成に加え、効率的な農業経営を可能にする生産基盤の整備が更に望まれます。

【5年後の目標】

農業生産基盤整備事業による整備率

	水田面積	整備面積	整備率
平成 22 年度	6,180ha	2,140ha	34.6%
平成 28 年度	6,180ha	2,320ha	37.5%

【展開する施策】

水田の大区画の整備による、生産コストの低減、農地の集積による営農の効率化や農作物の品質向上を推進し、担い手農家の育成、耕作放棄地の解消に努めます。

また、農産物輸送の効率化による生産性の向上とともに、担い手の規模拡大や多様な出荷形態に対応できる農道の整備を推進します。

- 営農の効率化や担い手の規模拡大推進のため基盤整備モデル地区を設定します。
- 農地の利用集積や集落営農組織等の多様な担い手育成、確保についての検証を行います。
- 土地改良区と連携し、地域の実情や営農のニーズに合わせた整備水準と整備方針について検討し、本格実施へ向けた基盤整備を進めます。
- 県や道路関係部署と連携を図りながら、現在計画している基幹農道整備事業などの大規模路線の早期完成に努めます。
- 県単・市単農道整備事業により、ほ場整備区域内の幹線的な農道を中心に整備を進めていきます。

基幹農道整備事業計画路線

路線名	所在地	事業期間
巨田4期	佐土原	H18～H25
楠見3期	高岡	H22～H27
小田元4期	高岡	H22～H27
北今泉3期	清武	H17～H24



ほ場整備の完了した跡江地区

(5) 土地改良施設の維持管理に努めます！！

【現状と課題】

農業用排水路、農道、ため池、頭首工、排水機場などの土地改良施設は、安定的な農業生産に重要な役割を果たすとともに、水源のかん養、さらには、水辺空間の形成など多面的な機能を有しています。

これらの土地改良施設のうち、基幹的施設(広沢ダム、岩前頭首工、天神ダム、幹線導水路)については、農林水産省から宮崎市などの2市1町に管理委託され、国の制度事業を活用しながら、適切な管理を行っています。

また、その他の土地改良施設の管理は、現在、土地改良区や水利組合などで行っていますが、最近の担い手不足や高齢化などによって施設の維持管理や更新が不十分となっており、施設機能や耐用年数の低下が危惧されています。

これらの土地改良施設の機能を将来にわたって維持するためには、施設の効率的で適正な維持管理と計画的な更新が必要となります。

本市の基幹的施設

施設名	ダム	頭首工	排水機場
施設数	2施設	1施設	6施設

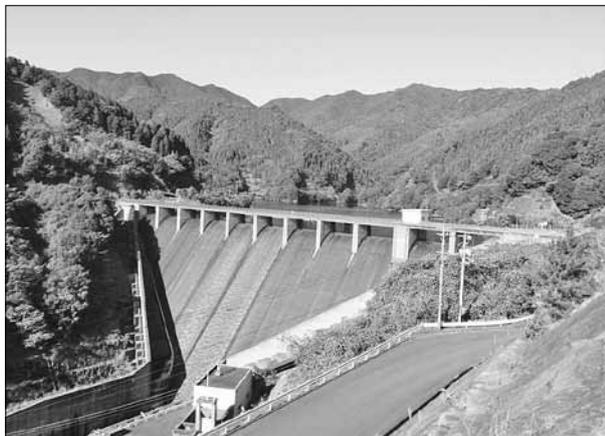
土地改良区等の基幹的施設

施設名	ため池	頭首工	揚水機場	農道
施設数	280施設	6施設	11施設	793km

【展開する施策】

施設の維持管理のために必要な点検・機能診断を行う事業や老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新などの活動を支援する事業を活用しながら、適正な土地改良施設の管理を進めます。

- 施設の現況を調査し、現状把握を行います。
- 予防計画を作成し、対策工事等を検討します。
- 国県の制度事業を活用しながら整備を推進します。



広沢ダム



天神ダム

(1) 豊かな農村環境づくりを推進します！！

【現状と課題】

農村地域は、長い時間をかけて自然に培われた美しい景観や、豊かな自然・伝統文化など貴重な地域資源を有しており、農村の持つ「やすらぎやうるおい」を醸しています。しかし、農村地域においては、集落の混住化や高齢化、担い手不足等の進行により地域資源の保全が難しくなっています。

【5年後の目標】

農地・水保全管理支払交付金事業を活用して共同活動・向上活動に取り組む地区数

共同活動	(平成22年度)	77地区	⇒	(平成28年度)	80地区
向上活動	(平成23年度)	33地区	⇒	(平成28年度)	33地区

【展開する施策】

農村環境づくりの面では、農地・水・環境保全向上活動支援事業(共同活動)により農村環境の保全管理に努めてきたところですが、さらに水路などの施設の長寿命化を目的とした向上活動に取り組みます。

これからも引き続き地域一体となった地域ぐるみの活動として地域資源を適切に保全管理し、農業農村の持つ多面的機能*の発揮を促すことによって豊かな農村環境づくりを推進します。

- 地域の現状や特色を把握し、地域ぐるみの活動体制の強化を図ります。
- 地域資源の保全を図り、豊かな農村環境の保全維持に努めます。
- 平成29年度以降の活動継続の体制づくりに努めます。

【モデル事例①】

一里山地区ふるさとづくり推進協議会

農村環境の向上のため、露地へのシバザクラの植栽やスケッチ大会、ウォーキング大会の開催により地域住民・地域外の方との交流など様々な活動等に取り組み地域資源の保全を図っています。

雄大な霧島連山を背後に望み、台地に広がる茶畑とのコントラストが映える農村です。以前から道路の草刈りや沿道の花木の植栽など、様々な活動等に取り組んでいました。近年シバザクラの植栽・管理を、地域住民と一体となって取り組む気運が高まることで、豊かな農村環境づくりを進めています。



住民と一体となったシバザクラの植栽

【モデル事例②】

和石地区田園の景観を守る会

農村環境の向上のため、農道沿いの花の植栽や里山ウォーキング、七草学習会をはじめとした様々な活動等に取り組み、住民と一体となって地域資源の保全を図っています。

周囲が国有林に接し、狭小な棚田が残る田園集落です。薩摩街道のルート上に位置し、今でもその面影が随所に偲ばれます。都市住民との交流により薩摩街道歩こう会や希少植物の保護活動など、関係者一体となった里山の保全活動に取り組んでいます。



地元の子供達と七草の採集

* 多面的機能

国土保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。

(2) 特長ある農村景観の保全・創出に努めます！！

【現状と課題】

良好な農村環境を保全するためには、農村環境についての市民の理解や、農村集落の環境を維持する仕組みが必要です。

そのような中、本市においては、「農村活性化景観モデル地区育成事業」や農地・水・環境保全活動の「共同活動」によって、地域ぐるみの活動により農村景観の保全・創出が図られてきました。

【5年後の目標】

景観農業振興地域整備計画の策定数

(平成 22 年度) 0 地区 ⇒ (平成 28 年度) 2 地区

【重点推進地区】

高岡地区

【展開する施策】

これまで保全されてきた良好な農村景観を次世代に受け継ぐための基本的な住民参加型のルールづくりを行い、維持保全を目指します。

- 地区検討会で、計画策定に向け情報を収集し、地区の現状に即した計画(案)を考案します。
- 景観農業振興地域整備計画*を策定し、特長ある農村景観を維持保全します。
- 計画を策定した地区をモデルとし、新たに計画策定に取り組む地区を掘り起こします。

【モデル事例】

高岡町一里山地区

地区住民が一体となり、植栽や草刈り等の活動に取り組む、特長ある農村地域景観が維持保全されています。

趣味で栽培されていたシバザクラを周辺の方々も参加するようになり、迫力のある花道となっています。

車窓から眺められ、4月上旬には茶の新芽の緑と調和し、絵になる農村景観を創出しています。



地区住民により植栽されたシバザクラ

* 景観農業振興地域整備計画

農業の振興を図る農業振興地域内に定める計画で、景観と調和のとれた営農環境のあり方について定めるもの。

(3) 体験型農業への取組を応援します！！

【現状と課題】

体験型農業は、農業の経験がない方に収穫作業や田植えなど、農作業の場を提供することで、農業に対する理解を深めることができます。

また、修学旅行生や観光客を対象とした体験型観光の推進に大きな役割を担っています。

【5年後の目標】

みやざき元気体験プログラム中の農業体験受入農家（団体）数
（平成 22 年度） 3 経営体 ⇒ （平成 28 年度） 10 経営体

【展開する施策】

観光サイドと連携し、体験型農業の調査・分析を行い、体験プログラムの充実に努めます。

- 体験プログラムの受入状況を調査・分析し、受入内容の改善や、問題点の解決に取り組みます。
- 体験型農業の現状やニーズを調査・分析し、その結果を元に受入農家を掘り起こすことで、新規のプログラムを提案します。
- 観光サイドと連携して、宣伝方法を検証し改善に取り組みます。

【モデル事例】

宮崎市観光協会（みやざき元気体験プログラム）

宮崎市観光協会の「みやざき元気体験プログラム」により、市内農家の「野菜の収穫体験」や、「田植え・稲刈り体験」が提供されています。



農業体験の様子（長田農園）

(4) 市民農園の利用向上を図ります！！

【現状と課題】

市民農園とは、市民が自分の手で野菜や花を育て、収穫する喜びを体験できる農園で、現在、市内には7か所の市民農園が開設されています。

【5年後の目標】

市民農園数	
(平成 22 年度) 7 か所	⇒ (平成 28 年度) 8 か所

【重点推進地区】

赤江地区、生目地区、佐土原地区、高岡地区

【展開する施策】

市民農園の利用により、農業への理解が深まる効果が期待されるため、今後とも積極的に市民農園のPRに努め、既存施設の利用向上を図るとともに、利用希望者の相談には適切に対応し、初心者でも気軽に楽しめる市民農園を目指します。

- 利用向上のため、チラシ・ポスター・HP・ラジオ・広報誌等で、市民農園のPRに努めます。
- 既存の市民農園の利用状況を調査・把握します。
- アンケートを実施して最新のニーズを把握し、アンケート結果を踏まえた対策の実施を検討します。
- 都市と農村との交流による地域の活性化を通して、農業全体への理解向上を目指します。

【モデル事例】

NPO法人スローライフ宮崎（生き生き市民農園）

特定農地貸付制度*により市民農園を開設している市内で唯一のNPO法人で、市民の余暇活動の充実や都市と農村の住民の交流に寄与しています。

*特定農地貸付制度・・・農地を所有しないNPO法人等の民間団体であっても、農地を借り受け、市民農園を開設できる制度。



第2生き生き市民農園

第5章 林業分野

林業分野の基本理念

市民の快適な生活環境を守り、 人と産業を育む豊かな森林づくりを目指して

本市は、温暖な気候のもと、緑豊かな自然環境に恵まれており、市東部の海岸は日本有数の松林地帯となっています。市内の森林面積は 35,113ha で総面積の 54.5%を占めています。戦後の積極的な拡大造林により、民有林の面積は 18,696ha となっており、スギを主体とした人工林の面積は 12,975ha であり、人工林率は 69.4%となっています。これら人工林のうち大半が伐期を迎えているものの、林業従事者の高齢化の進行や、木材価格の長期低迷等により、森林施業が十分に行き届かない森林や、荒廃が懸念される森林も少なくありません。

森林は木材を供給するだけでなく、豊かな自然環境や生活環境を守るといった多面的機能を持っており、森林を保全することは私たちの住環境をも保全することにつながります。また、林業・木材産業は地域経済の発展や雇用の確保・創出の役割を担っています。

本計画は、国において策定された「森林・林業再生プラン」や宮崎県により策定された「第七次宮崎県林業長期計画」に基づいて策定しており、宮崎市における「森林・林業・木材産業」振興の基本計画となるものです。市民の快適な生活環境を守り、人と産業を育む豊かな森林づくりをめざして、次の3つの基本目標を定め、各種施策の展開を図っていくこととします。

基本目標 1 快適な生活環境を守る「豊かな森林づくり」を進めよう！！

基本目標 2 国産材時代を築く「活気ある木材産業づくり」を進めよう！！

基本目標 3 林業・木材産業を担う「意欲ある人づくり」を進めよう！！

林業分野の施策体系

◆基本理念

市民の快適な生活環境を守り、人と産業を育む豊かな森林づくりを目指して

(基本目標)

(基本施策)

◆基本目標1

快適な生活環境を守る「豊かな森林づくり」を進めよう

- (1) ニーズに応えた多様な森林づくりを推進します
- (2) 適正な森林管理を推進します
- (3) 安全・安心な森林づくりを推進します

◆基本目標2

国産材時代を築く「活気ある木材産業づくり」を進めよう

- (1) 持続可能な林業経営を推進します
- (2) 競争力のある木材産業を構築します
- (3) 地元産材の需要拡大を推進します
- (4) 特用林産物を振興します

◆基本目標3

林業・木材産業を担う「意欲ある人づくり」を進めよう

- (1) 林業の担い手の育成・確保を図ります
- (2) 林業事業体・経営体を育成します
- (3) 森林ボランティアを育成します
- (4) 森林環境教育を推進します

(1) ニーズに応えた多様な森林づくりを推進します！！

1) 機能区分に応じた森林施業

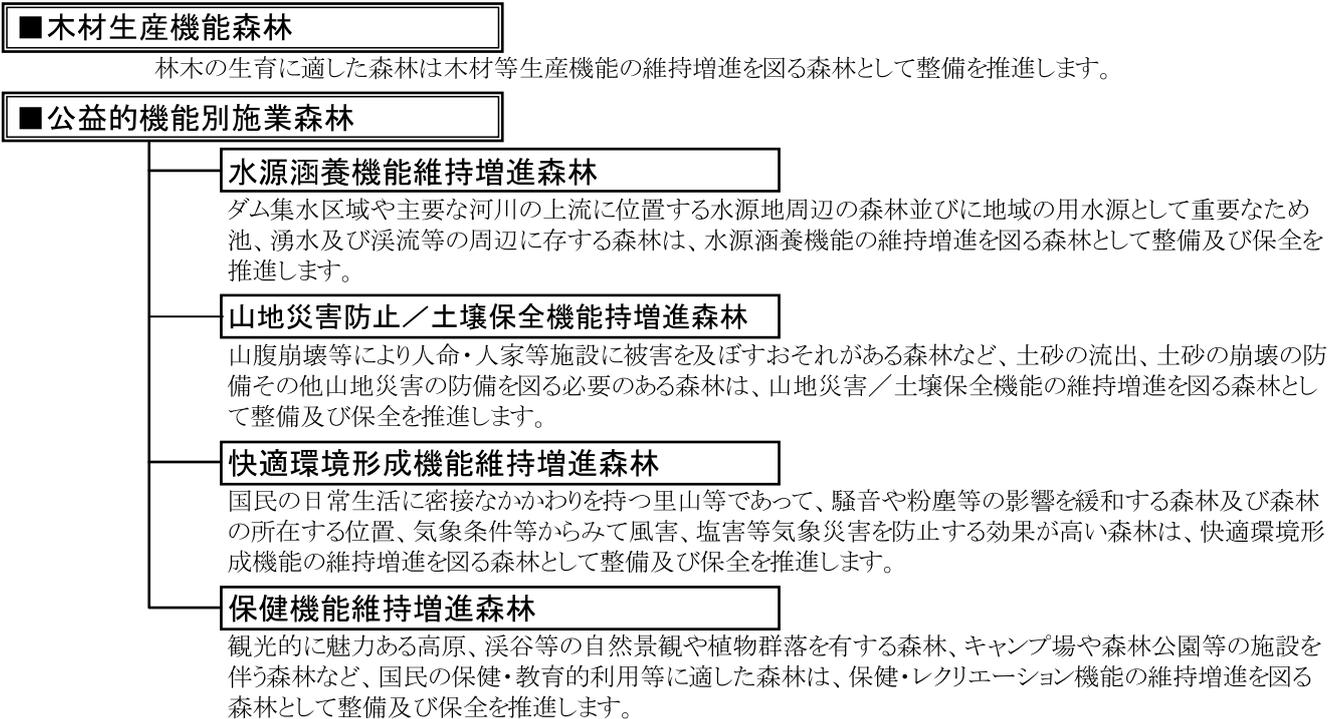
【現状と課題】

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じて、「資源の循環利用林」、「水土保持林」、「森林と人との共生林」の3つに区分し、それぞれの区分に応じた森林施業*を推進してきましたが、木材価格の長期低迷や林業者の高齢化等により、伐採適齢期に達していても放置されている森林や伐採後に植栽されない森林が増えており、森林の持つ公益的機能の低下が懸念されています。

【展開する施策】

森林法の改正により新たに設定された機能区分（森林ゾーニング）に沿って策定した森林経営計画*により、計画的な施業を実施します。

【森林ゾーニング】



*森林施業
植栽(植林)、下刈り、除伐、間伐、伐採など森林に対する何らかの人為的働きかけのこと。
*森林経営計画
森林所有者又は森林経営の受託者が、隣接する森林を取りまとめ(5ha以上)、森林施業、森林の保護、路網の整備等の計画を策定したもの。

2) スギ花粉抑制対策の推進

【現状と課題】

花粉症の発生源となるスギ花粉の飛散を抑制する為、少花粉苗木を研究・生産するグループに活動支援を行ってきました。その結果、苗木母樹林の育成と苗木を生産出荷する体制が整いつつあります。

【5年後の目標】

少花粉スギ苗木年間出荷本数	
(平成 22 年度)	163,000 本 ⇒ (平成 28 年度) 476,000 本

【展開する施策】

「高岡署1号」などの少花粉スギ苗木の普及を図るため、苗木生産者グループへの支援を継続します。また、少花粉苗木の普及を拡大するための啓発活動を行ないます。

【モデル事例】

少花粉スギ

高岡署1号

平成14年に花粉の少ないスギとして選ばれ、平成20年から苗木の出荷が始まっています。成長は優れていますが、初期成長並びに幹曲がりは普通です。花粉の量は、従来の品種の1%以内に抑えられます。



高岡署1号

3) 森林環境・森林レクリエーション施設の機能充実

【現状と課題】

「自然とふれあえる場」や「自然体験の場」、「森林環境教育の場」として、多くの市民に利用されている椿山森林公園等の森林施設については、利用者への利便性の向上や安全・安心な施設の機能を維持するため、種々の整備を行ってきました。

【5年後の目標】

椿山森林公園及び椿山キャンプ場の年間利用者数	
(平成 22 年度)	19,076 人 ⇒ (平成 28 年度) 30,000 人
宮崎自然休養林年間利用者数	
(平成 22 年度)	91,268 人 ⇒ (平成 28 年度) 100,000 人

【展開する施策】

■ 椿山森林公園及び椿山キャンプ場

椿山森林公園については、利用者が散策しやすい園路の整備や椿の成長阻害を防止するための移植や間伐等を行います。また、椿山キャンプ場については、宿泊施設等の適正な維持管理に努めます。さらに、パンフレット配布等により積極的なPR活動を実施します。

■ 宮崎自然休養林

宮崎森林管理署や宮崎自然休養林保護管理協議会等と連携し、加江田溪谷遊歩道の維持管理を含めた環境整備や自然休養林のPR等に努めます。

■ 遊々の森

貴重な植物であるヤッコソウの保護や、利用者の安全確保を図るため、遊歩道の整備を行います。

■ 荒平山森林公園

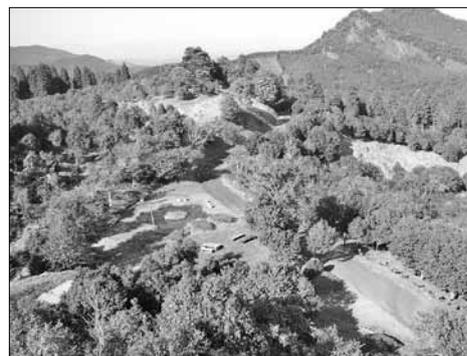
公園内での植物観察やトレッキングなどに支障が生じないように、遊歩道の整備を行います。

【宮崎市が管理する森林施設】

■ 椿山森林公園

市制 60 周年記念事業として、「椿山」に再びツバキを甦らせようと、昭和 59 年から世界一の椿園を目指し、森林公園整備を進め、平成 2 年 5 月に開園。

- ・ 椿植栽本数 約 1,000 種 約 48,000 本
- ・ 椿の見頃 1 月～3 月
- ・ 面積 約 41.3ha



椿山森林公園

■ 椿山キャンプ場

市民の幅広い森林利用と余暇機能の充実を目的として、平成 3 年 7 月に椿山森林公園の一施設としてオープン。

- ・ 利用期間 7 月 1 日～9 月 30 日
- ・ 施設
 - ログハウス 3 棟（各 40 名収容）
 - 貸出用テント
 - シャワー棟 1 棟
 - 炊飯棟 3 棟、水洗トイレ、駐車場ほか



椿山キャンプ場

■ 宮崎自然休養林

宮崎自然休養林は双石山系及びとくそ山系と、それに囲まれた加江田溪谷で構成されています。

昭和 45 年には、林野庁から自然休養林の指定を受け、市内外から多くの利用客を集めています。

- ・ 施設
 - 駐車場 丸野駐車場（200 台）
 - トイレ 丸野駐車場、硫黄谷休憩所、多目的広場



加江田溪谷

■ 遊々の森（高岡）

平成 15 年に宮崎森林管理署と協定を締結し、遊歩道等の施設を整備しています。遊歩道周辺にはヤッコソウの植生群があります。

面積 約 84.1ha

■ 前平森林公園（田野）

昭和 61 年に国際森林年記念「新ひむかの森」として植樹祭が実施され、市民の憩いの場として利用されています。

面積 約 2.0ha

■ 荒平山森林公園（清武）

荒平山（通称丸目山）を中心に、森林の保全並びに水源涵養機能向上を図る目的で整備が行なわれ、森林浴を行なう散策路、展望所があります。

面積 約 21.5ha

(2) 適正な森林管理を推進します！！

1) 森林計画制度に即した森林整備の推進

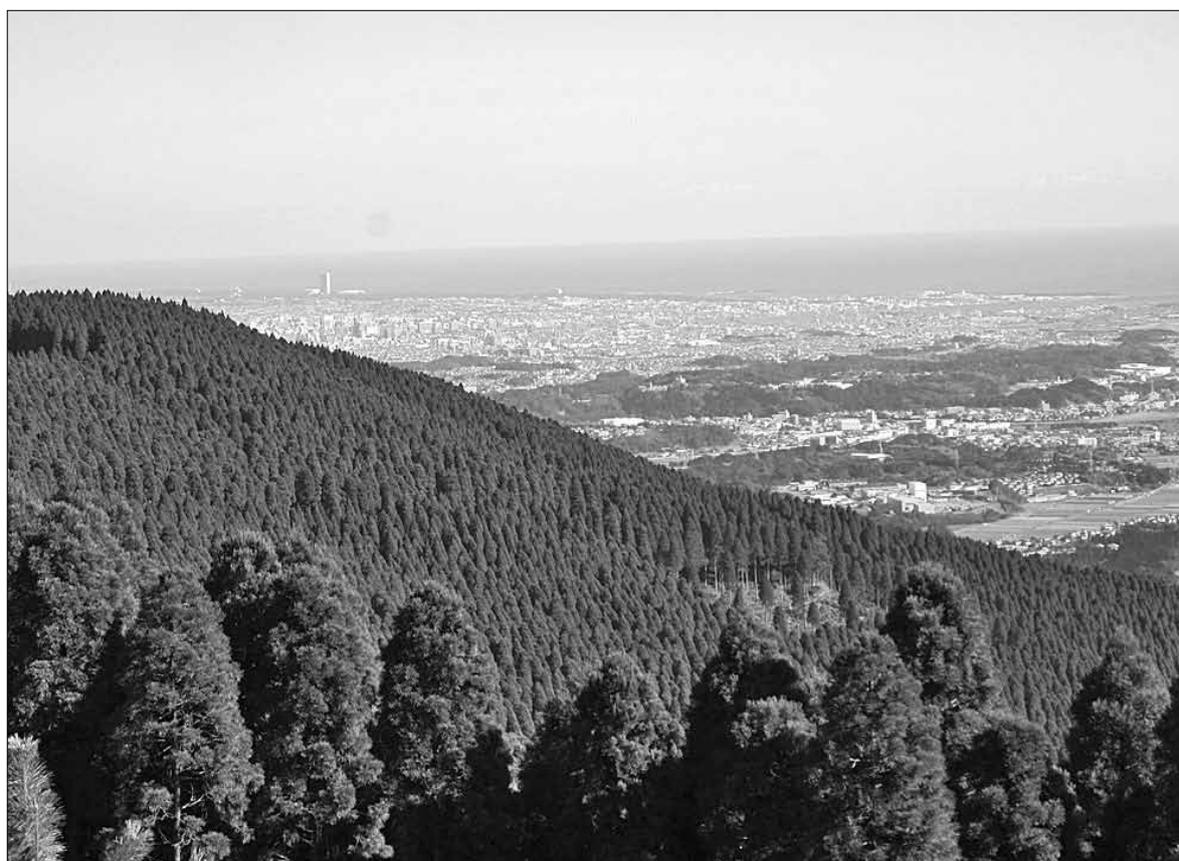
【現状と課題】

「宮崎市森林整備計画」は、県の「大淀川地域森林計画」に基づき平成19年度に策定しており、宮崎市の民有林整備の指針となるものです。本計画に基づいて各種の森林整備を指導していますが、林業を取り巻く社会情勢の悪化等により、必ずしも計画通りに実施されていない状況です。

【展開する施策】

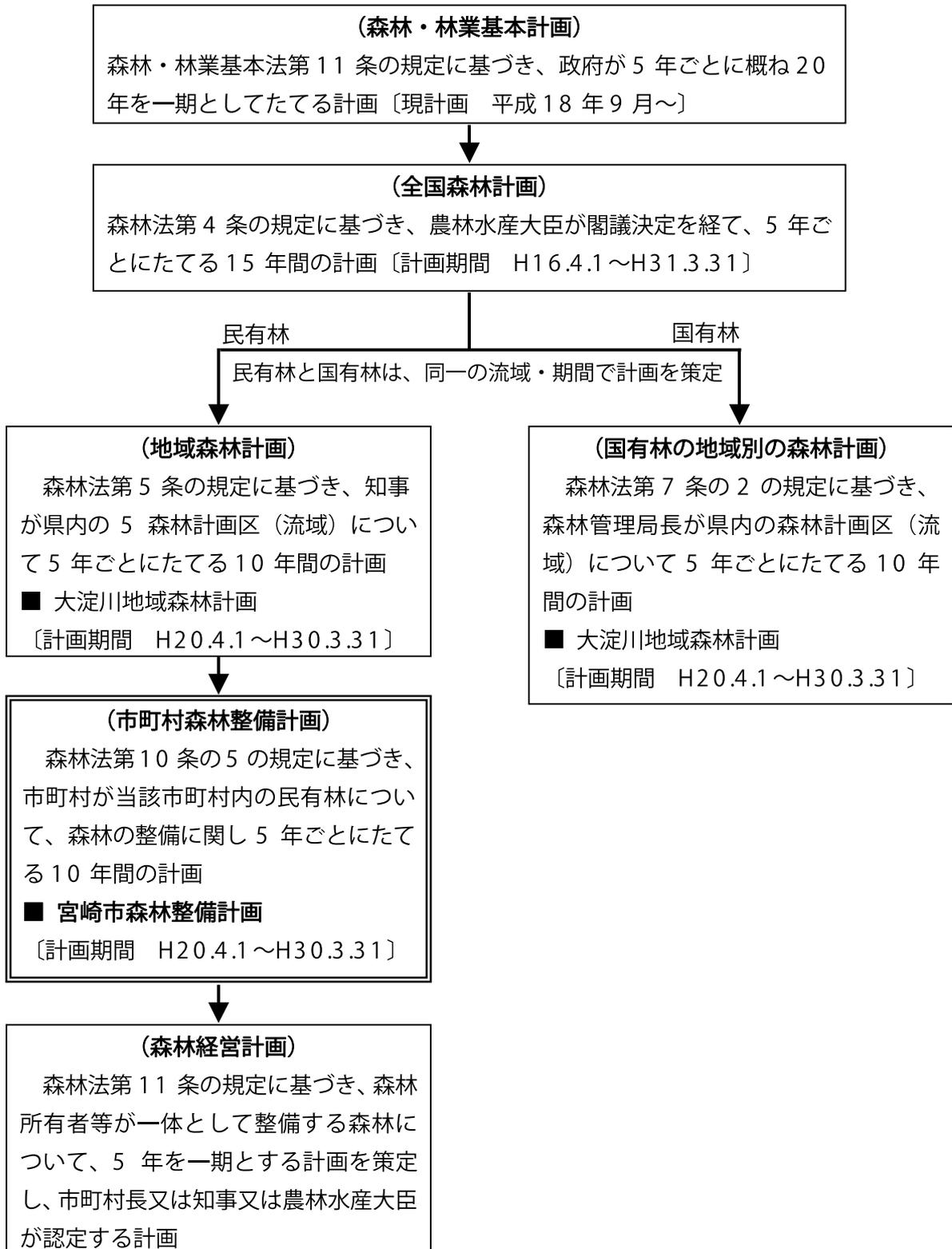
従来 of 森林施業計画に替わる森林経営計画制度を森林所有者に対して周知・定着を図るとともに、「宮崎市森林整備計画」を宮崎市の森林マスタープランとなるよう位置づけ、計画的な森林整備を推進します。

- 森林経営計画策定への支援を行いません。



スギの人工林

森林計画制度の体系



2) 森林施業の推進

【現状と課題】

優良な木材を生産するためには計画的な森林施業が必要ですが、林業採算性の低下による林業従事者の減少や高齢化等により、下刈りや除伐、間伐などが適正に実施されず、また伐採適齢期に達しているものの伐採されずに放置されている森林が増えています。

【5年後の目標】

間伐面積（5年間の累計）

（平成 22 年度） 320ha ⇒ （平成 28 年度） 380ha

【展開する施策】

森林所有者が適切な森林施業に取り組めるように、植栽、保育（下刈り・つる切り・間伐）、収穫（伐採）、再植栽という森林施業の循環システムの確立を促進します。また、品質の優れた大径材の生産を長期安定的に維持するため、立地条件に応じた長伐期施業*への誘導を促進します。

○ 森林施業者に対して間伐や植林に対する補助を実施します。

◆植栽

スギの人工林植栽では 1 ha 当り 2,500 本～3,000 本を植付けます。（宮崎市森林整備計画）

◆下刈り

人工造林した苗木や天然更新による稚樹が周囲の雑草木によって被圧され、生育が害されるのを防ぐため、苗木や稚樹の生育を防げる雑草や灌木を刈り払う作業。

◆間伐

森林の樹木が成長していくと、隣り合った樹木との空間が狭くなり、お互いに成長を防げるようになるため、樹木間の競争緩和を図るために行なう伐採。



間伐施業林（加江田地区）

*長伐期施業

通常の伐採年齢（例えばスギの場合 35～40 年程度）の概ね 2 倍に相当する林齢で伐採を行なう施業。

3) 市有林の適正な管理

【現状と課題】

宮崎市が管理する約 900ha の直営林については、民有林の模範的森林となるよう、計画的に下刈や除伐、間伐を実施し、適正な維持管理に努めてきました。また、各地区に市有林監視人をおいて、定期的な見廻りや軽度の作業を行なっています。

【展開する施策】

下刈や除伐、間伐などの森林施業を継続するとともに、主伐時期を迎える森林の計画的な伐採や植林並びに立地環境に応じた長伐期施業など、森林経営計画に基づいた適正な管理を実施していきます。

○ 下刈や除伐、間伐の実施については補助事業を活用します。



清武地区市有林（スギ）



田野地区市有林（ヒノキ）

*市有林の経営形態

大まかに、直営林、分収林、官行造林に区分される。

(3) 安全・安心な森林づくりを推進します！！

1) 森林の保全

【現状と課題】

市内では各地域で森林伐採が数多く行なわれていますが、一部には無届伐採や伐採跡地への未植栽も見られ、集中豪雨等による山腹崩壊や風倒木などの災害が懸念されています。

【展開する施策】

県や森林組合と連携を取りながら森林パトロールを実施するとともに、伐採届制度*の徹底や未植栽地への植栽指導を行ないます。さらに、違法な開発を防止するため、林地開発許可制度*の適正な運用を図ります。また、保安林についても適切な維持管理を図ります。

豪雨や台風などにより発生した山地災害に対しては早期復旧に努めます。また、災害の発生を未然に防ぐため治山事業についても計画的な実施に努めます。

- 災害復旧事業や治山事業については補助事業を活用します。



森林伐採



災害復旧

*伐採届出制度

森林法第 10 条の規定により、森林所有者等は地域森林計画の対象となっている民有林(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く)を伐採する場合は、あらかじめ市町村長に届け出なければならない制度。

*林地開発許可制度

森林法第 10 条の 2 の規定に基づく森林の乱開発防止のための開発規制措置。

2) 林野火災防止対策の推進

【現状と課題】

ここ数年、大規模な林野火災は発生していませんが、林野火災は、いったん発生すると森林資源を焼失するばかりではなく、社会的損失・危険も極めて大きいものです。このため、山火事の発生を未然に防ぐ目的から、野焼きなどの火入れを行なう場合は森林法に基づく許可の手続きを指導しています。

【展開する施策】

森林の巡視を実施するとともに、林野火災防止に向けた普及啓発に努めます。また、林野火災発生時における通報体制の対応マニュアルの周知・徹底を図ります。



林野火災パレード



林野火災現場

*火入れの目的

①造林のための地ごしらえ、②開墾準備、③害虫駆除、④焼畑、⑤採草地の改良。(これらの目的以外の火入れは許可されません)

3) 海岸松林保全対策の推進

【現状と課題】

宮崎市の東部に位置する海岸松林は、総延長 28km、総面積 810ha にも及び、潮害防備保安林や保健保安林として指定されており、飛砂や潮害から人家や農用地を保全するとともに、市民の心に安らぎと潤いを与える憩いの場として利用されています。この海岸松林を松くい虫の被害から守るため、国・県・宮崎市・企業が一体となって防除に努めています。また、地域のボランティアグループにより、松林内の清掃や下刈、松苗の補植等が行なわれており、松林の保全に努めています。

【5年後の目標】

松くい虫年間被害量（本数）				
（平成 22 年度）	300 本	⇒	（平成 28 年度）	0 本
海岸松林自主管理グループ（6 団体）への年間参加者数				
（平成 22 年度）	1,300 人	⇒	（平成 28 年度）	1,400 人

【展開する施策】

松くい虫被害抑制の為、薬剤の空中散布や地上散布並びに樹幹注入を実施するとともに、被害木については被害の蔓延を防止するため伐倒駆除を実施します。また、地域の松林を自主管理するボランティア活動グループに対して支援を行ないます。



一ツ葉海岸松林



地上散布

4) 野生鳥獣被害防止対策の推進

【現状と課題】

野生鳥獣による被害については、いままでは農産物の被害が主でしたが、今後、森林や特用林産物への発生も危惧されます。

【展開する施策】

シカやウサギなど、生態に応じた追い払いや防護柵の設置による被害防除対策を実施します。



被害状況（スギ苗木）

(1) 持続可能な林業経営を推進します！！

1) 森林施業の集約化の推進

【現状と課題】

森林所有者は、小規模(経営規模が5ha未満)経営で高齢者が多く、林家個人で計画的に伐採、造林、保育及び間伐等の森林施業を実施することが困難な状況です。また、施業箇所が点在している為、伐採から搬出までの作業コストが嵩み、林業所得の増加が図られない要因となっています。

【5年後の目標】

経営計画認定面積

(平成28年度) 4,200ha

【展開する施策】

小規模零細な所有形態にある森林施業の共同化・団地化等を盛り込んだ森林経営計画の策定を支援し、施業のコストダウンを図るとともに、補助制度を活用し林業者の所得増加を図ります。また、持続的な経営を確保するため、林業労働力の担い手である森林組合等の林業経営体への長期的な施業委託を推進します。

- 森林経営計画策定への支援を行いません。



伐採と植林

2) 路網整備の推進

【現状と課題】

既存計画に係る林道整備についてはほぼ完了していますが、森林所有形態が小規模である為、きめ細かな森林施業を実施するための作業路の整備については遅れています。

【5年後の目標】

路網密度	
(平成 22 年度)	28.5m/ha ⇒ (平成 28 年度) 35.0m/ha

【展開する施策】

路網の整備は効率的な林業経営の改善を図るうえで基盤となるものであるため、運搬車輛や林業機械が走行する林道・林道専用道・森林作業道について、それぞれの目的に応じた整備を促進します。

- 「宮崎市森林整備計画」に基づき、補助事業等の活用により整備します。



大谷林道（木花・青島地区）

◆路網の種類

路網名	定 義
林 道	原則として不特定多数の者が可能な恒久的公共施設。セミトレーラーの車両の通行を想定。
林道専用道	主として森林施業を行うために利用される恒久的公共施設。10t積程度のトラックの走行を想定。必要最小限の規格・構造。
森林作業道	森林所有者や林業事業者など特定の者が森林施業を行うために利用。主として林業機械(2t積程度)の走行を想定。

(2) 競争力のある木材産業を構築します！！

【現状と課題】

木材需要の増加に対処するため、乾燥材や防腐処理材など消費者ニーズの高い、高品質材の生産体制の整備を推進してきました。

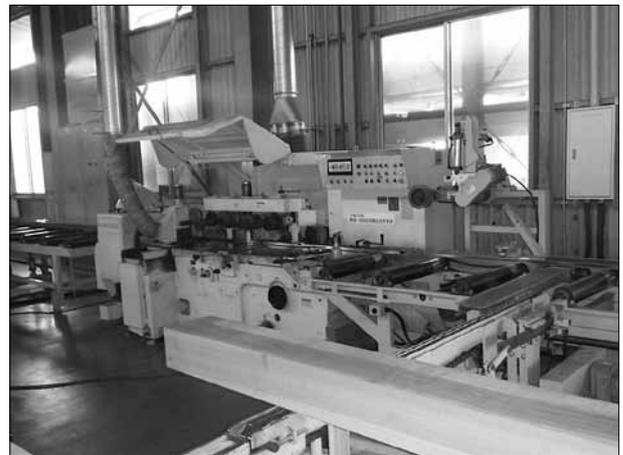
【展開する施策】

製材品の加工・流通体制のさらなる効率化・合理化はもとより、森林資源の充実から増大すると見込まれる大径材に対応した加工体制の整備を推進するとともに、林地残材*の効率的な収集・運搬方法の確立や安定供給体制の整備の推進など、競争力のある力強い木材産業の構築を推進します。

○ 需要の高い高品質材の加工施設整備を推進します。



導入された木材加工施設①



導入された木材加工施設②

*林地残材

立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、森林外へ搬出されない間伐材等、林地に残置された材。

(3) 地元産材の需要拡大を推進します！！

【現状と課題】

宮崎県のスギ素材生産量は平成3年から日本一を続けています。また、県内で生産される製材品の大半が建築用として利用され、3分の2は県外に出荷されている状況です。国が進める国産材の自給率増加政策に伴い宮崎県においても県産材の需要拡大を進めています。このため、建築材をはじめ、市内外に向けた市産材の需要拡大を急ぐ必要があります。

【5年後の目標】

建築費補助の累計申請件数

(平成22年度) 0件 ⇒ (平成28年度) 60件

【展開する施策】

近年、木材においても産地への関心が高まっており、生産者と消費者を結ぶ森林認証制度*が注目されています。認証材の需要は今後拡大すると考えられ、認証取得が宮崎市産材の需要拡大に寄与すると思われるので、その取得について支援します。また、木の良さや木材利用の社会的意義を学ぶ「木育*」活動を通して、宮崎市産材の需要拡大に向けた取り組みを推進します。

さらに、平成22年10月に施行された、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を踏まえ、公共建築物や公共性の高い民間施設等に対しては積極的に木造化・木質化を促進するとともに、林地残材等の木質バイオマス*の利用拡大による宮崎市産材の利用を促進します。

- 森林認証の取得申請者に対して支援を行います。
- 森林認証材を使用する建築主に対して建築費補助を行いません。

【モデル事例】

森のレストラン「樹樹」

平成22年度の「森林整備加速化・林業再生事業」を活用して整備しています。構造は、木造平屋建てで、延床面積238㎡、73.5m³の県産材を使用しています。



*森林認証制度

森林が適正に管理されていることを第三者機関が客観的に評価することにより、その価値を社会的に認めるといふもの。わが国にふさわしい森林認証制度である「緑の循環認証会議(SGEC)」のほか、FSC、PEFC、SFIなどの森林認証制度がある。

*木育

幼児期から原体験として木と関ることで、木に対する親しみや理解を深め、ひいては木を生活に取り入れたり、森づくりに貢献したりすることのできる人の育成を目指す活動。

*木質バイオマス

バイオマスとは生物に由来する資源のことで、木質バイオマスは、その発生形態により林地残材、製材工場等残材、建設発生木材に分類される。

(4) 特用林産物を振興します！！

【現状と課題】

生しいたけの生産は菌床栽培*によるものがほとんどを占めており、乾しいたけの生産はほとんどありません。田野地区では県の栽培技術指導により、「菌床きくらげ」の栽培が取り組まれています。

また、緑竹は生産者集団により栽培・販売されており、新たな特産品としての成果が期待されています。

【展開する施策】

きのこ類の生産については、近年の安全・安心な食品指向の高まりから、その生産振興を図るとともに、実用的な技術の導入や新規参入の促進を図ります。

また、山菜やサカキ、緑竹等を地域の新たな資源として見直し、利用方法の開発・普及や販路の開拓等により、地域特産物としての定着化を推進します。

○ 制度事業を活用して、生産量の増加や加工施設整備等の推進を図ります。



菌床きくらげ栽培状況①



菌床きくらげ栽培状況②

*菌床栽培

オガクズ、チップ等に水と添加物(米ぬか、フスマ等)を加えて、容器(ビン、袋)に詰めて殺菌した後に、きのこ種菌を接種し培養して栽培するきのこの栽培方法。

(1) 林業の担い手の育成・確保を図ります！！

【現状と課題】

林業は小規模でしかも農業との兼業がほとんどであるため、農業と同様に後継者対策や担い手の育成対策を進めることが重要となっています。

【展開する施策】

森林施業の集約化や長伐期施業等に効率よく対応でき、経営感覚にも優れた林家等の育成の推進や、林業研究グループ*等の先導的活動を支援するとともに、「木育」を推進することにより、次の世代を担う林業後継者の育成を促進します。

また、林業労働者の育成のため、各種林業技能研修への積極的な参加を促進し、林業従事者の技能・技術の向上を図るとともに、資格取得への支援を行います。

○ 林業経営者の養成に関する研修情報の提供を行ないます。

【モデル事例】

高岡町林業研究グループ連絡協議会

当協議会は、15年前に設立され、現在、女性2人を含む20名で構成されています。

活動内容としては、サカキの栽培・出荷や、ホタ木(椎茸原木を伐採して種駒を打ち込み、一年間養生)の販売等を行なっています。

その他、地域との交流として、種駒打ち体験の指導や間伐の講習並びに間伐実施の要請等を行なっています。



緑竹の栽培状況



椎茸原木への種駒打ち体験

*林業研究グループ

森林づくりの技術や経営改善、地域づくりや交流等、森林・林業にかかわる活動を行なう自主グループ。

(2) 林業事業体・経営体を育成します！！

【現状と課題】

長期にわたる木材価格の低迷と高齢化の進行等により、素材生産や間伐等の計画的な森林施業が遅れており、森林組合などの林業経営体への森林施業の受委託や経営にも影響を与えています。

【展開する施策】

森林組合は、森林計画制度の見直しにより、施業集約化や施業提案、森林経営計画の作成等について中心的な役割を担うとともに、森林整備の中核的な担い手として重要な役割が期待されるため、機能充実と経営基盤の強化を図ります。また、民間事業体は素材生産の中核的な担い手としての役割を期待されていることから、その育成と体質の強化を図ります。

- 森林組合へ林業振興資金の貸付を行います。



宮崎中央森林組合事務所（高岡）



宮崎中央森林組合作業所（高岡）

(3) 森林ボランティアを育成します！！

【現状と課題】

近年、松くい虫の被害で松の少なくなった海岸松林や、十分な手入れが行き届かず荒れた里山等が増加してきており、このままでは森林の持つ多面的機能の発揮に支障をきたすことが懸念されます。このような状況のなかで、一部では地域住民のボランティア活動により手入れが行なわれ、保全されている森林もあります。

【展開する施策】

海岸松林や里山等を活動フィールドとするボランティア団体の活動や、企業等に支援などを行い、市民協働による森林づくりを推進します。

○ ボランティア団体へ活動助成を行ないます。

【モデル事例①】

松林自主管理グループ(檜振興会)

檜振興会は、檜地区の16自治会で構成しており、地区内の環境づくりを行なっています。その一環として、松林の保全に取り組み始めた平成9年当時、当地区の松林は、松くい虫にやられ、雑木が多く、不法投棄されたごみが散乱していました。それから5年間、地元の小中学生などと植樹した松は、約5,000本になります。今は、草払いや枝打ち、間伐などの手入れを行なうほか、月2回は巡視を行い、松の状態やごみの不法投棄がないかを確認しています。



一ツ葉松林の清掃活動

【モデル事例②】

椿ボランティア会

椿ボランティア会は、市民に親しまれる椿山森林公園づくりに自主的に参加し、ボランティア意識の高揚と市の花木である『つばき』の普及を図ることを目的に、平成14年1月に結成されています。

活動内容としては、毎月第3日曜日を定例活動日として、椿山森林公園内の椿の剪定、除草、清掃、摘蕾などを行なっています。



椿山森林公園の清掃活動

(4) 森林環境教育を推進します！！

【現状と課題】

「みどりの少年団*」は 12 団体結成されており、「植樹活動」や「緑の羽根募金活動」、「ボランティア活動」など、それぞれの少年団の特徴をいかした活動を行なっています。そして、この活動に対しては県緑化推進機構と市が補助を行なっています。一方、「木育」についての取り組みは、現在、市内の小中学校ではほとんど行われていない状況です。

【5年後の目標】

みどりの少年団の組織数

(平成 22 年度) 12 団体 ⇒ (平成 28 年度) 15 団体

【展開する施策】

既設の「みどりの少年団」への活動については今後も支援を継続するとともに、小中学校に対して活動状況等の紹介を行い、新規加入を促進します。また、椿山森林公園や椿山キャンプ場等の森林施設を森林環境教育の場として活用の推進を図ります。

「木育」については、小中学校等への林業指導者の派遣や各種イベントの開催等を通じて推進していきます。

○ みどりの少年団への活動助成を行ないます。



少年団活動状況（緑の募金）



少年団活動状況（植栽）

*みどりの少年団

次代を担う少年少女が緑を通じて広く自然と関わりをもち、自然の学習と合わせて自然を守り、公德心を高めながら奉仕活動、キャンプなどのレクリエーション、森の手入れなどを実践することを目的とした集団。

第6章 水産業分野

水産業分野の基本理念

安全・安心な水産物を供給する 「元気あふれる水産業」の確立を目指して

本市の東海岸は、白砂青松の砂丘海岸が続き、南部に位置する青島以南は、山が海に迫る岩礁海岸となっています。

沖合には北上する黒潮に乗ってカツオ、マグロの漁場が、また、沿岸部には数多くの瀬礁があり、イワシ、アジ、サバ等の好漁場が形成されており、漁港には、4つの海面漁業団体(一ツ瀬漁協、檣浜漁協、宮崎漁協、宮崎市漁協)があります。漁業者は、機船船曳網、まぐろはえ縄、刺網、底曳網、磯建網など多様な漁法により、操業を行っています。

また、河川は、北端の一ツ瀬川、中央部の大淀川、清武川、加江田川などが東流しており、広大な宮崎平野を形成して日向灘に注いでいます。

河川は、私たちの生活に欠かせない豊かな水と自然の恵みをもたらします。豊富な水量と良質な地下水を利用したうなぎの養殖が盛んに行われ、本県のうなぎの生産額は全国第3位を誇り、その約7割が本市に集中しています。

流域には、8つの内水面漁業団体(新佐漁協、高岡川漁協、倉岡木脇漁協、大淀川第一漁協、宮崎内水面漁協、境川漁協、清武川漁協、木花内水面漁協)があり、資源の保護増殖のほか河川の浄化活動に取り組んでいます。

このように自然豊かな本市にあって、担い手不足や漁業者の高齢化、国際的な影響による燃油・資材の高騰のほか食文化の多様化によるさかな離れなど、水産業を取り巻く環境は年々厳しくなっています。

水産業は、栄養バランスの優れた「日本型食生活」を実現する重要な基幹産業として、今後とも持続的に発展させていかなければなりません。

安心・安全な水産物を供給する「元気あふれる水産業」の確立を目指すために、次の4つの基本目標を定め、各種施策の展開を図っていくこととします。

基本目標 1 つくり育て管理する漁業を推進しよう！！

基本目標 2 漁業経営の安定を図り、担い手を育成しよう！！

基本目標 3 漁業基盤施設の整備を推進しよう！！

基本目標 4 河川の自然環境を守り、恵み豊かな内水面の漁業振興を図ろう！！

水産業分野の施策体系

◆基本理念

安全・安心な水産物を供給する「元気あふれる水産業」の確立を目指して

(基本目標)

(基本施策)

◆基本目標1

つくり育て管理する漁業を推進しよう

(1)資源の保護・増殖を図ります

(2)漁業環境の保全を図ります

◆基本目標2

漁業経営の安定を図り、担い手を育成しよう

(1)安定した漁業経営の確立に努めます

(2)漁協の経営基盤の強化を図ります

(3)活力ある地域づくりを図ります

(4)漁業を担う人づくりに努めます

◆基本目標3

漁業基盤施設の整備を推進しよう

(1)漁港機能の維持充実に努めます

(2)漁業施設の整備を図ります

◆基本目標4

河川の自然環境を守り、恵み豊かな内水面の漁業振興を図ろう

(1)資源の保護・増殖を図ります

(2)河川環境の保全を図ります

1 水産業をめぐる国内の動き

(1) 水産物の需要と流通の変化

水産物は、国民が摂取する動物性たんぱく質の約4割を供給し、栄養バランスの優れた「日本型食生活」には欠かせない健全な食料であり、安全で良質なものが求められています。

しかしながら、水産物の消費については、調理済食品の利用が増加し、食の外部依存により鮮魚の購入も下ごしらえの必要な一尾物の購入から、切り身や刺身、干物など調理に手間のかからない少量の購入が多くなり、さらには若い世代を中心に「魚離れ」も進むなど、国民の健全な食生活への影響が懸念される状況も見られます。

また、流通については、全体の約60%が消費地市場を經由して販売されているものの、スーパーマーケットでの販売の割合が高く、大型量販店では、流通量の多い魚種を大量に輸入するなど、少量多品種を特徴とする国内漁業生産とのミスマッチが生じています。

一方、海外での需要は、欧米での健康志向の高まりや中国やインドなどの経済発展に伴い、これまで、エビ、マグロを始めとする多くの水産物の最大の水産物輸入国であったわが国は、輸入量や金額の減少とともに、世界の需要量の増大により中国にその座を明け渡しています。

(2) 国際的な資源管理の取組み

日本は、四方を海に囲まれた海洋国家で、国土の面積も狭く天然資源が乏しいため、海洋生物資源や海底資源は、経済的にも重要です。周辺海域については、1996年に海洋に関する安定的な法的秩序の確立に資する国連海洋法条約の締結により、海洋における活動を円滑に行える排他的経済水域を確保し、併せて、特定の魚種ごとに捕獲できる総量を定め、生物資源の保存・管理措置をとる義務を課されています。

国内の海面漁業生産量は、昭和59年をピークに年々減少し、平成21年における生産量は、ピーク時の約38%にあたる415万トンになっています。また、国際的には、近隣の韓国、中国、ロシアとの間で漁業協定を締結し、水産資源の回復及び漁業管理への取組を行っています。そのほか、大西洋、太平洋、インド洋におけるマグロやカツオ等の資源管理についても、禁漁区・禁漁期間の設定、漁獲可能量とルールへの遵守強化など、国際的な取り決めに対応していかなければなりません。

(3) 燃油高騰による漁業経営への影響

燃油(漁業用A重油)の価格は、国際的な需給関係に加え、投機資金などの影響で平成20年8月に最高額に達し、その後下落傾向が見られましたが、平成23年に入って、原油の輸入先である北米の政情不安や平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により高止まりの状況にあります。燃油及び石油関連資材は漁業支出の中でも大きな割合を占め、その価格変動は、漁業経営を大きく左右します。

(4) 漁業就業者の減少と高齢化の進展

漁村は、漁業者をはじめとする住民の生活の場であると同時に、漁業生産活動の基地としての役割を担っています。

これらの地域の多くは、漁業生産においては優位性があるものの、都市へのアクセスに難があったり、自然災害の影響を受けたりと、漁業以外の産業の立地や生活面では、数々の不利な条件も抱えています。

このような漁村の立地特性から、漁業就業者の減少とともに高齢化率も高くなり、急激な高齢化により漁村の活力がさらに減退していく恐れがあります。

(5) 6次産業化の取組

魚価の低迷や燃油高騰による生産コストが上昇する中、漁業者の所得向上と雇用を確保するためには、消費における食の外部依存や簡素化の動きにも注目しながら、水産物の消費拡大に取り組む必要があります。

地場の豊かな水産資源を活かし、漁業者自らが、加工品の製造・販売や水産物の直接販売など生産・加工・流通を一体化させる取組によって付加価値の拡大を図るほか、漁家民宿、漁家レストランの経営、漁業・漁村体験等のように都市住民との交流や観光業など第2次・第3次産業との融合により新たな産業(6次産業)を創出していく取組も行われています。

(6) 地球温暖化の影響

近年、発展途上国の急激な近代化や工業化による経済成長を背景に、温室効果ガスの排出や自然環境の悪化による動植物への影響など、地球規模の環境問題が表面化しています。

自然への依存度が高い水産業において、温暖化の影響は深刻で、海面水温の上昇は、海流の流れを変え、漁場の移動や生息魚種の変化、魚の産卵場所や餌場となる藻場の成長抑制や消失などにも影響を与える水産資源の減少に直結する「海枯れ」の危機をはらんでいます。

温室効果ガスの排出削減の取組は、長い時間を要する重要な課題ですが、化石燃料に依存している漁船漁業については、二酸化炭素排出削減などの地球環境保全に資する省エネルギー効果の高い技術開発・導入を進めることが生産コスト低減のためにも必要であり、漁船へのバイオディーゼル等の導入に向けた調査研究も進められています。

(7) 内水面の環境保全

内水面においては、自然災害による環境悪化やブラックバスやブルーギルなどの外来魚の生息域の拡大で、環境生態系が大きく影響を受けるため、捕獲を行うとともに、効率的な漁具・漁法の開発を進めています。

また、カワウの分布域の拡大とともに個体数が増加し、アユ、ウグイ等の捕食による漁業被害も問題となっており、市町村では追い払いや駆除による被害防止に取り組んでいます。

そのほか、アユ冷水病、コイヘルペスウイルス病等については、日頃からパトロールを通して河川の状態を把握するとともに、疫病が確認された場合には、迅速な防疫対策が求められています。

2 宮崎市の水産業の現状と課題

(1) 海面漁業

資源の減少や魚価の低迷に加え、燃油や漁業資材の高騰による収益率の低下で厳しい経営状況にあります。さらに、担い手不足や高齢化は、年々進行し、産業としての漁業の将来にも深い影を落としています。

漁業は、市民の食の安全と安心を守る大切な産業であり、山積する課題を解消するために継続した取り組みを進めなければなりません。禁漁区への種苗の放流や漁業者の協力による漁獲制限は、資源回復のためには必要です。また、担い手不足と高齢化に対しては、漁業の省力化や近代化のための機械装備が欠かせません。さらに、収益を上げるためには、漁業の効率化を図るほか、魚食普及のためのブランド化や6次産業化の取組など漁業経営の転換を図っていかねばなりません。

豊かな自然と資源に恵まれた環境の中で、行政と漁業者の相互協力により、市民の食の安全・安心を守りながら、元気な水産業の振興に取り組めます。

組合員数

(単位：人)

正・准 年齢	平成 17 年度			平成 22 年度		
	正組合員	准組合員	合計	正組合員	准組合員	合計
30歳未満	4	3	7	10	5	15
30～39歳	17	9	26	13	3	16
40～49歳	37	21	58	30	20	50
50～59歳	65	47	112	50	35	85
60歳以上	147	48	195	134	63	197
合計	270	128	398	237	126	363
平均年齢	59.4	57.1	58.7	59.6	58.7	59.2
法人	12	9	21	12	9	21

漁船隻数

(単位：隻)

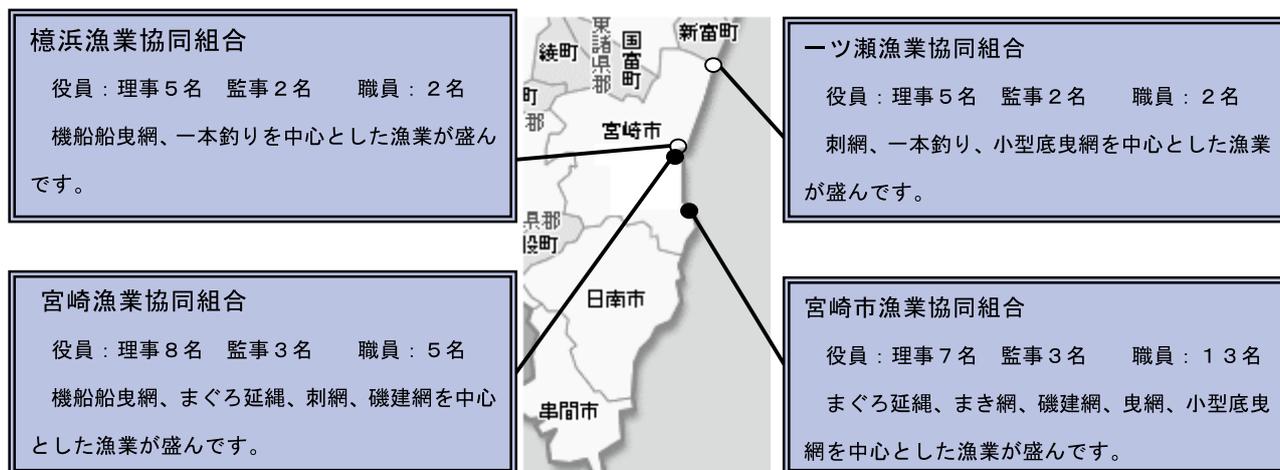
階層 組合	無動力船		3t未満		3t～5t未満		5t～10t未満		10t以上		合計	
	17年	22年	17年	22年	17年	22年	17年	22年	17年	22年	17年	22年
一ツ瀬	0	0	10	19	55	43	2	2	1	0	68	64
檣浜	0	0	8	4	42	36	4	3	2	2	56	45
宮崎	0	0	2	3	8	5	8	8	16	16	34	32
宮崎市	0	0	14	12	74	72	7	6	3	5	98	95
合計	0	0	34	38	179	156	21	19	22	23	256	236

漁業種別水揚量・水揚高

(水揚量：t、水揚高：千円、単価：円/kg)

漁業種別	主要魚種	平成 17 年			平成 22 年		
		水揚量	水揚高	単価	水揚量	水揚高	単価
一本釣り・曳縄	カツオ類 タイ類 シイラ等	258	193,991	751	171	110,049	644
マグロ延縄 (小型延縄含)	マグロ類 カジキ類 フグ等	693	560,270	808	742	500,061	674
刺網 (磯建網含)	イセエビ等	241	233,176	967	215	201,912	939
小型底曳網	エビ類 ヒラメ等	167	91,740	549	110	59,903	545
機船船曳網	シラス	1,709	426,824	250	1,067	246,644	231
中型まき網 (巾着網)	イワシ類 アジ類 サバ等	340	97,634	287	154	25,145	163
その他の漁業		47	34,206	726	28	18,503	661
合計		3,456	1,637,841	474	2,487	1,162,217	467

4 漁業協同組合

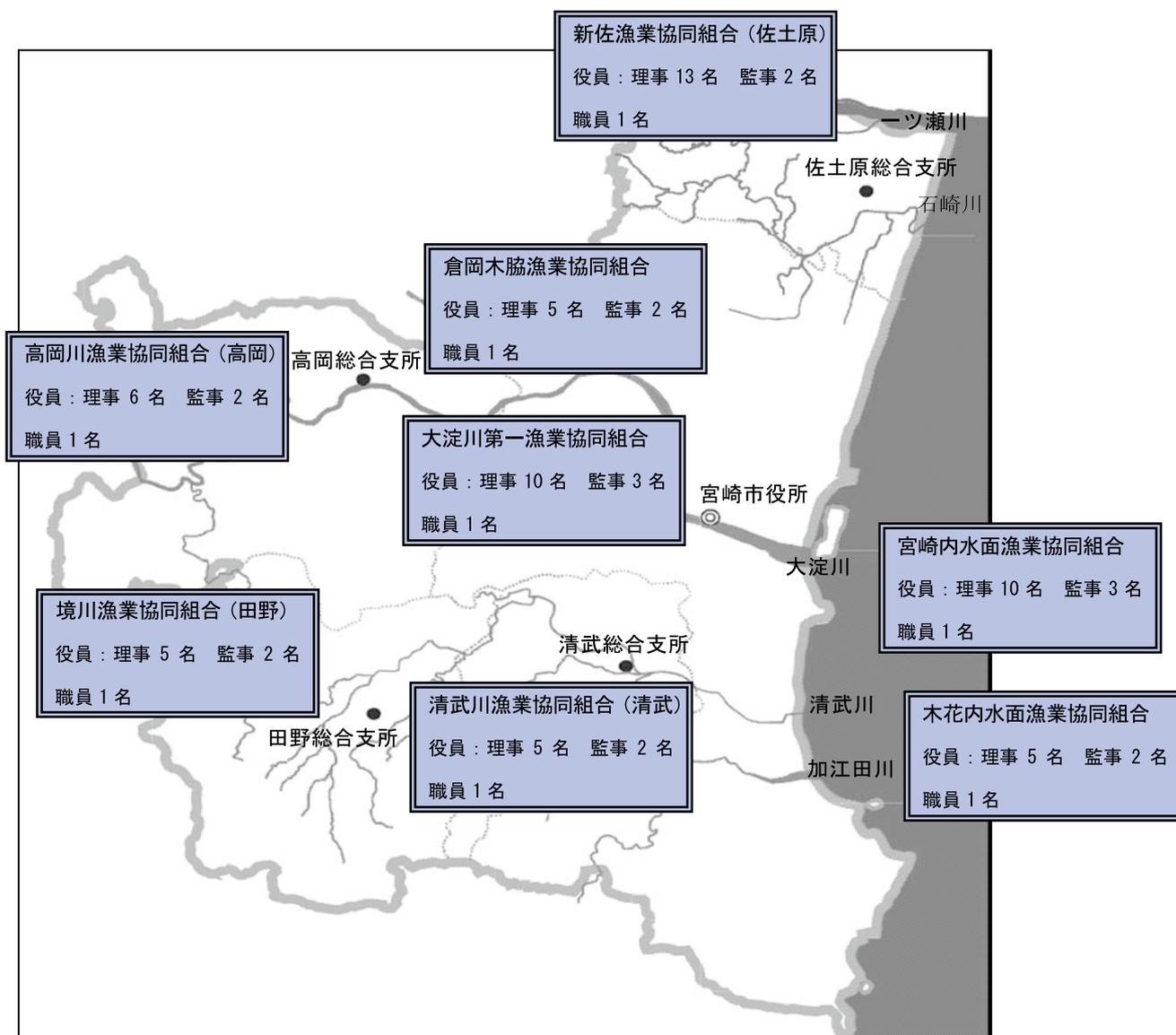


(2) 内水面漁業

地球温暖化等による急激な気候変動は、豪雨による水害や少雨による渇水などの自然災害を生かせています。私たちが昔から身近に慣れ親しんできた河川環境は大きく変わり、そこに生息する動植物などの資源も年々減少しています。また、市民生活においては、質の向上と快適さを求めるあまり、人為的に環境を悪化させてきたことも原因のひとつとなっています。

資源回復のためには、海面漁業と同様に、種苗の放流や漁業者による漁獲制限が必要です。豊かな自然と潤いのある河川環境を守り、後世に継承していくためには、漁協などの関係団体と連携しながら、環境保全に取り組むことも大切です。河川浄化の意識啓発を図りながら、恵み豊かな内水面の漁業振興に取り組みます。

8 漁業協同組合



(1) 資源の保護・増殖を図ります！！

【現状と課題】

漁業者が安定した漁獲量を確保し、持続的に漁業活動を営むためには、水産資源の保護・増殖は、重要な課題です。

【5年後の目標】

放流種苗

(平成 22 年度) 4 種 ⇒ (平成 28 年度) 5 種

【展開する施策】

水産資源の増殖のために、種苗の放流を行うとともに、漁業者による禁漁区の設定や漁獲する魚体の大きさ・量の制限による自主管理を行いながら、資源の保護・増殖を図ります。

- 禁漁区へ種苗の放流を行います。
- 第2期宮崎海域カサゴ資源回復事業を実施します。
- 幼稚仔育成施設の有効活用を図ります。
- 休漁日、禁漁区の設定を行い、資源の保護・増殖を図ります。



カサゴ稚魚の放流



幼稚仔育成施設

(2) 漁業環境の保全を図ります!!

【現状と課題】

地球温暖化等による気候変動は、局地的な豪雨による河川の氾濫、土砂やゴミの堆積など、漁場環境を悪化させ、水産資源の生産力の低下や漁業操業へ影響を及ぼします。

【5年後の目標】

掃海作業実施回数

(平成 22 年度) 1回 ⇒ (平成 28 年度) 1回

【展開する施策】

操業の妨げとなる海底ゴミの回収等を行い、生息環境及び漁場環境の保全を図るとともに、水産生物の再生産機能の回復を図るため藻場の造成や生態調査に取り組みます。

また、二酸化炭素の排出量を軽減するために国が取り組んでいる漁船へのバイオディーゼル等の活用について調査研究を行います。

- 底曳船による掃海作業を実施します。
- 環境・生態系保全活動支援事業を実施します。
- 家庭の廃油を漁船の燃料として活用するための調査研究を行います。



掃海作業中の底曳漁船



藻場礁

(1) 安定した漁業経営の確立に努めます！！

【現状と課題】

後継者不足により、漁業者も高齢化が進み、家族(女性)が従事しなければならない状況もあることから、漁労環境を改善していく必要があります。

【5年後の目標】

近代化機器の年間装備件数

(平成22年度) 20件 ⇒ (平成28年度) 25件

【展開する施策】

操業の安全を確保し省力化や効率化を進めるために、漁船装備の近代化を支援し漁業経営の改善を図っていきます。

- 漁船の近代化機器の装着や更新に対する支援を行います。



コンパス



ネットローラー



GPSプロッタ



魚群探知機

(2) 漁協の経営基盤の強化を図ります！！

【現状と課題】

漁協は、水産業の中核組織として、これまで、漁業者の社会的な地位の向上や地域の発展のために大きな役割を担ってきました。

近年、魚価の低迷に加え、燃油や資材の高騰など組合員を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いています。

【5年後の目標】

漁業資金貸付額	
(平成22年度)	6,000万円 ⇒ (平成28年度) 6,000万円
新商品開発件数	
(平成28年度まで) 1件/年	

【重点推進地区】

青島地区

【展開する施策】

漁業・漁村の活力を維持・発展させていくためには、漁協の経営基盤の安定とともに強いリーダーシップが求められることから、国・県や系統団体と連携しながら、漁業者の経営努力の一層の発揮を促し、融資及び信用保証等の経営支援施策の充実を図ります。

さらに、漁協の主導により販売力を強化する等、ブランド化や6次産業化の取組を推進し、消費者のニーズに対応した高品質な商品の提供、新たな水産加工品の開発など地場水産物の付加価値向上に取り組みます。

- 制度融資や信用保証に対する支援を行います。
- 6次産業化の取組を支援し、地場水産物の付加価値向上に取り組みます。



ブランド新商品（ハモの加工品）



加工機械

(3) 活力ある地域づくりを図ります！！

【現状と課題】

食の外部依存とともに若い世代を中心に「魚離れ」による水産物の消費低迷は、価格に大きな影響を及ぼします。

一方、健康志向の高まりや産地偽装などによる不信感から、安全・安心な地場産の水産物が見直されています。

【5年後の目標】

イベント開催実施回数

(平成22年度) 4回 ⇒ (平成28年度) 4回

【展開する施策】

消費者に信頼される安全・安心な地場産水産物の供給とともに、県内外へ観光イベントと連携した新たな魅力づくりに取組み、地場産水産物の消費拡大を図ります。

○ 各種イベント開催やPR活動による販売力の強化を図ります。



えびパラダイスまつり



いせえびまつり

(4) 漁業を担う人づくりに努めます！！

【現状と課題】

漁業就業者の減少や高齢化は、漁業を支える生産力の維持に大きな影響を及ぼしますが、漁業者の減少は、収益の不安定性にも関係していると考えられています。

漁業希望者がスムーズに就業できるように情報の提供や支援体制の充実を図る必要があります。

【展開する施策】

漁業を魅力ある産業として発展させるために、中核的役割を担っている青壮年部、女性部の支援とともに、若い漁業後継者が持続的な漁業生産に取り組めるよう、次世代のリーダー育成を図っていきます。

- 青壮年部や女性部の活動を支援し、地域の漁業リーダーの育成を図ります。
- 就業希望者のために、関係機関と連携して相談や情報の提供に努めます。
- 就業に必要な資格取得や漁船取得のための資金借入れに対して支援を行います。



料理教室



加工品の販売



青壮年部による体験地引網の開催



宮崎県漁業就業者確保育成センター

(県立高等水産研修所内)

(1) 漁港機能の維持充実を図ります！！

【現状と課題】

漁港は、漁業生産活動に必要な漁船、漁具の保管施設ですが、水産物の供給基地として大きな役割を担っています。

【展開する施策】

国・県等の関係機関と連携し、老朽化した施設の改修や防波堤の嵩上げ等の整備を進め、漁港機能の充実と災害に強い安全な漁港づくりに取り組みます。

○ 国・県等の関係機関と連携し、漁港の整備を推進します。



消波ブロック*の製作



クレーンによる運搬



浚渫土砂の揚土



ケーソン*仮置き

*消波ブロック

海岸や河川などの護岸を目的に設置する構造物。別名、波消ブロック(なみけしブロック)、護岸用コンクリートブロック。波の打ち上げ高さや越波量を少なくし、波のエネルギーを軽減する目的で、海岸堤防や防波堤の前面に設けられる。

*ケーソン

フランス語で“大きな箱”という意味で、鉄筋コンクリートで造られた大きな箱のこと。防波堤や岸壁づくりに欠かせないもので、中は壊れにくくするための壁があるだけで、ほとんど空洞になっている。

(2) 漁業施設の整備を図ります！！

【現状と課題】

漁業生産活動を安定的に実施していくためには、基盤施設の維持管理が必要です。

【展開する施策】

各漁協が管理する既存の設備や施設を計画的に整備補修しながら、漁業者の円滑な生産活動を推進し、消費者が求める安全・安心な水産物の供給が行えるように、国・県・漁協等の関係機関と連携し施設整備に取り組めます。

- 国・県・漁協等の関係機関と連携し、施設整備に取り組めます。



改修した上架施設*



波状岩に放置されていた工作物の撤去工事

*上架施設

船舶を造船所に揚げる施設。写真は、ラップ式上架施設で船に無理がかからない台車構造になっていて、台車を交換せず横取り作業ができる形式のもの。ほかには、リフト式タイプの上架施設もある。

(1) 資源の保護・増殖を図ります！！

1) 資源の保護・増殖

【現状と課題】

地球温暖化等による急激な気候変動は、自然界にさまざまな影響を及ぼします。

河川に生息する水産動物も急激な環境の変化により減少が進むことから、資源の増殖を図るための種苗の放流は欠かすことができません。

【5年後の目標】

放流種苗

(平成22年度) 4種 ⇒ (平成28年度) 4種

【展開する施策】

水産資源の増殖を図るために、漁協などの関係団体と協力しながら禁漁区の設定等による資源の保護を行うとともに、計画的な種苗の放流により資源の増殖を図ります。

- 種苗(ウナギ、アユ等)の放流を行います。
- 餌場や産卵床の造成により、資源が増殖できる環境づくりを進めます。



ウナギの放流



産卵床の造成 (高岡川漁協)

2) 外来魚や有害鳥獣からの被害軽減

【現状と課題】

河川環境の変化とともに、外来動植物による生態系への影響が問題となっています。外来魚は繁殖能力が高く、一度放流されると駆除することは困難となります。

【展開する施策】

外来魚については、池干しを行う際の駆除や遊漁者が新たに持ち込まないように啓発に努めます。

また、カワウやサギなどの野鳥による食害を減少させるため、有害鳥獣対策協議会等との連携により追い払いなどの駆除対策に取り組みます。

- 外来魚を持ち込まないよう啓発に努めます。
- 有害鳥獣対策協議会等と連携して、対策に取り組みます。



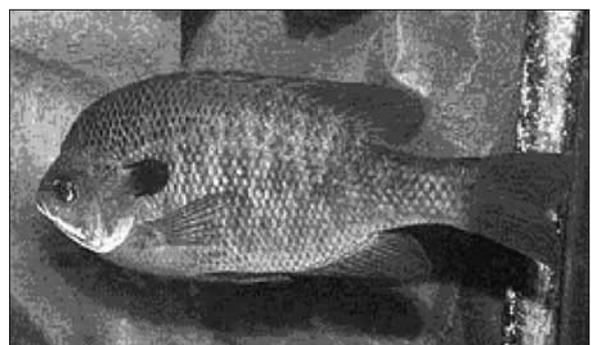
カワウ



サギ



ブラックバス



ブルーギル

(2) 河川環境の保全を図ります！！

1) 河川浄化の意識啓発

【現状と課題】

河川は、市民の身近なレクリエーションの場として、水遊び、カヌーやボートの川くだり、キャンプ、魚釣り、潮干狩りなど子供から大人まで慣れ親しまれてきましたが、時代の移り変わりとともに遊びの形態も多様化し、水に親しむ機会が少なくなってきました。そのうえ、山林の伐採や河川の改修により、周辺環境も大きく変わり、そこに生息する動植物にも変化が見られます。

河川は、私たちが生活していくうえで欠くことのできない豊かな水の恵みをもたらしますが、次の世代へ受け継いでいくためには環境を守る意識の醸成が欠かせません。

【5年後の目標】

	親水イベント参加者数	
(過去5年平均)	3,420人	⇒ (平成28年度) 5,000人

【重点推進地区】 木花地区

【展開する施策】

河川の環境調査や浄化活動を推進するとともに、親水イベント等を通じて河川浄化の意識啓発を行い、河川環境の保全を図ります。

- 河川の環境調査を推進します。
- 親水イベントを通じて河川環境保全の啓発に努めます。



河川環境調査



加江田川潮干狩り大会

2) 水産動物の生態系保全

【現状と課題】

河川は、水量の増減により土砂の堆積、洗掘を繰り返しながらその形を変え、干潟に生息する水産動物の生態系に大きな影響を与えます。

【重点推進地区】 木花地区

【展開する施策】

干潟で覆砂や耕うんによる人工的な環境をつくり、その変化による生態系への影響を調べ、良好な河川環境の保全に取り組みます。

- 干潟の覆砂や耕うんによる影響調査を行い、河川の良好な環境形成を推進します。



干潟の生息調査



干潟の耕うん

3) 疾病等の防疫対策

【現状と課題】

アユの冷水病*やコイヘルペスウイルス病*などの疾病は、感染力も高く急激に拡大するため、まん延防止のため迅速な対応が求められます。

【5年後の目標】

注意喚起のための広報活動

(平成 22 年度) 0 回 ⇒ (平成 28 年度) 2 回

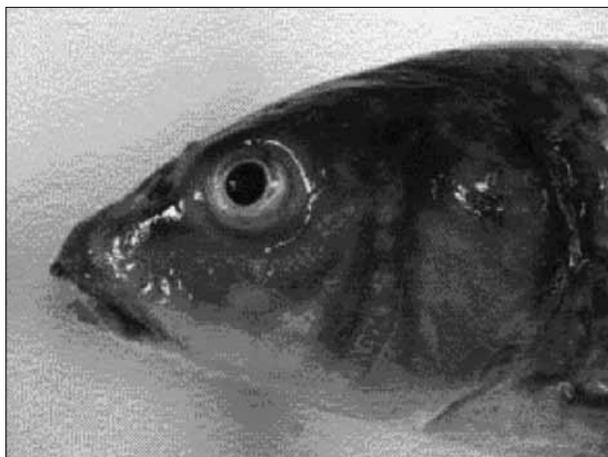
【展開する施策】

日頃から、関係機関・内水面漁協と連携して河川の監視を行い早期発見に努めるとともに、新たな特定疾病が持ち込まれないよう情報収集を行い防疫体制の構築に努めます。

- 定期的な河川パトロールを実施します。
- 関係機関と連携した疾病対策に取り組みます。
- 注意喚起のための広報活動を行います。



冷水病に罹患したアユ



コイヘルペスウイルス病に罹患したコイ

*冷水病

体の表面に穴が開いたり、下あごから出血したりして死んでしまう病気で細菌に感染して起きる。当初は低水温時に発生するとされていたが、その後、水温 20 度以上での発生も確認されている。

*コイヘルペスウイルス病

マゴイとニシキゴイに発生する病気。現在、有効な治療法は無く、死亡率が非常に高い。感染したコイから別のコイに水を介して感染するが、コイ以外の魚やヒトには感染しない。水温 23℃～29℃で発症率が高くなるため、本市では春～秋にかけての発生が見られる。

4) 森林環境の保全

【現状と課題】

上流側で降った雨は森林にゆっくりと浸透し、豊富な栄養分をたっぷりと含んだ地下水は河川に流れ込み、そこに生息する動植物に多くの恵みをもたらします。

しかしながら、無秩序な森林の伐採や開発が行われると、大量の雨水は、浸透できないまま山肌の土砂を押し流し、一気に水環境を悪化させます。

【展開する施策】

「森は海の恋人」*と言われるように、河川の水質は、森林の環境と密接な関係にあり、資源の増殖に大きな影響を及ぼすことから、森林関係者等と連携しながら、森林及び河川環境の保全に取り組みます。



土砂流入による濁水河川



森林の保全活動

*「森は海の恋人」

宮城県気仙沼市で牡蠣養殖業に従事する畠山重篤氏が海の環境悪化を食い止め、豊かな海を作るには上流の森が重要だと提唱。1989年に近隣の漁民たちと「牡蠣の森を慕う会」を結成し、気仙沼湾に注ぐ大川上流の室根山に広葉樹の植樹を行った。以後、毎年5月に大川流域の森で「植樹祭」を行い、これまで3万本の木を植えている。

第 11 次宮崎市農林水産業振興基本計画の策定経緯

年月日	取組経過
平成 23 年	
4 月 25 日	○ 平成 23 年度第 1 回宮崎市農林振興対策協議会幹事会
	○ 平成 23 年度第 1 回宮崎市水産振興対策協議会幹事会
6 月 1 日	○ 平成 23 年度第 1 回宮崎市農林振興対策協議会
	○ 平成 23 年度第 1 回宮崎市水産振興対策協議会
6 月 13 日	○ 第 1 回分科会リーダー会議
6 月 21 日	○ 第 2 回分科会リーダー会議
7 月 8 日～7 月 22 日	○ 市政モニターアンケート「農林水産業と食に関する市民意識調査」
7 月 8 日	○ 第 3 回分科会リーダー会議
7 月 12 日	○ 第 1 回施設野菜分科会
	○ 第 1 回果樹分科会
	○ 第 1 回花き分科会
7 月 20 日	○ 第 1 回林業・木材産業分科会
	○ 第 1 回海面漁業分科会
7 月 21 日	○ 第 1 回基盤整備分科会
	○ 第 1 回有害鳥獣分科会
	○ 第 1 回内水面漁業分科会
7 月 22 日	○ 第 1 回水田作物分科会
7 月 25 日	○ 第 1 回担い手対策分科会
	○ 第 1 回畑作物分科会
7 月 26 日	○ 第 1 回地産地消・食育分科会
	○ 第 1 回畜産分科会
	○ 第 1 回農村環境分科会
	○ 第 1 回森林整備分科会
7 月 27 日	○ 第 1 回流通・ブランド対策分科会
	○ 第 1 回農商工連携等分科会
8 月 1 日	○ 第 1 回農地政策分科会
	○ 平成 23 年第 10 回農業委員会総会
8 月 4 日	○ 第 4 回分科会リーダー会議
9 月 8 日	○ 第 5 回分科会リーダー会議
9 月 15 日	○ 第 2 回林業・木材産業分科会
9 月 16 日	○ 第 2 回内水面漁業分科会
9 月 21 日	○ 第 2 回基盤整備分科会
	○ 第 2 回農村環境分科会
	○ 第 2 回有害鳥獣分科会

年月日	取組経過
9月22日	○ 第2回森林整備分科会
9月27日	○ 第2回担い手対策分科会
	○ 第2回水田作物分科会
9月29日	○ 第2回畑作物分科会
10月3日	○ 第2回農地政策分科会
	○ 第2回施設野菜分科会
	○ 第2回果樹分科会
	○ 第2回花き分科会
10月4日	○ 第2回地産地消・食育分科会
10月5日	○ 第2回海面漁業分科会
10月6日	○ 第2回流通・ブランド対策分科会
	○ 第2回農商工連携等分科会
10月11日	○ 第2回畜産分科会
11月2日	○ 第6回分科会リーダー会議
11月29日	○ 平成23年度第2回宮崎市農林振興対策協議会幹事会
	○ 平成23年度第2回宮崎市水産振興対策協議会幹事会
12月2日	○ 第7回分科会リーダー会議
12月20日	○ 平成23年度第2回宮崎市農林振興対策協議会
	○ 平成23年度第2回宮崎市水産振興対策協議会

平成24年	
1月6日～2月3日	○ 基本計画（案）に対するパブリック・コメントの実施
2月20日	○ 基本計画（案）に対するパブリック・コメント結果の公表
2月22日	○ 平成23年度第3回宮崎市農林振興対策協議会幹事会
	○ 平成23年度第3回宮崎市水産振興対策協議会幹事会（持回り）
3月19日	○ 平成23年度第3回宮崎市農林振興対策協議会
	○ 平成23年度第3回宮崎市水産振興対策協議会



宮崎市農林振興対策協議会



宮崎市水産振興対策協議会



第 11 次宮崎市農林水産業振興基本計画

40 万人県都を支える基幹産業としての農林水産業の発展と
持続的な生産活動を支える環境づくりを目指して

発行：宮崎市農政部農政企画課

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号

TEL 0985-21-1785

FAX 0985-21-1911

電子メールアドレス 15nousei@city.miyazaki.miyazaki.jp